

- 第四号様式 切手類常備定額決定書兼受領証
- 第五号様式 切手類補充請求書
- 第六号様式 切手類常備定額返還書
- 第七号様式 切手類常備定額返還受領証
- 第八号様式 切手類賣渡請求書
- 第九号様式 窓口賣さばき調書(郵便切手類)
- 第十号様式 同 (収入印紙)
- 第十一号様式 切手類賣渡簿原
- 第十二号様式 切手類受拂簿
- 第十三号様式 切手類出納年報

第二号様式甲 (寸法B五半做) 紙質適宜 (第十四條)

切手類送付書				
切手類命令書		切手類会計官吏 主任		
受入命令	昭和 年 月 日	執行		
第 号	昭和 年 月 日	発行		
科 目	出納簿登記			
種 類	員 数	種 類	員 数	
類送付年月日	以上	につき送付(返納)する。		
切手類会計官吏 印 「何」 局 長 殿				
送付番号				

三年保存

第一号様式 (寸法B五半做) 紙質適宜 (第十三條)

切手類命令書				
切手類命令書		切手類会計官吏 主任		
命 令 号	昭和 年 月 日	発行 執行		
科 目	昭和 年 月 日	発行 執行		
科 目	出納簿登記			
種 類	員 数	種 類	員 数	
受渡人	先			
事	由			
交付局名				局から受
				局へ渡
送付番号		送第 号		

備考 郵便切手類(葉書類を含む。)と収入印紙とは各別紙とする。

第二号様式乙 (第十六條)

切手類受領書			
種 類	員 数	種 類	員 数
領收年月日	以上領收す。	「何」 局 切手類会計官吏 印	
送付番号	第 号	切手類会計官吏殿	

三年保存

- 備考
- この送付書と受領証は、複写式とする。
 - 部局渡、分任官渡、保管轉換又は返納の科目で拂出をしたときは、送付書は次の通り処理する。
(イ) 番号は局別とし、会計年度ごとに一号から順次連続番号とする。
(ロ) 記載事項中員数は訂正してはならない。
(ハ) 当該局長あて親展とので送付する。
 - 会計官吏が発送する受領証の認印欄には、切手類命令官の認印を押す。
 - 郵政局長が利便と認めるときは、この様式を適宜変更してもよい。但し、会計官吏の職印は省略してはならない。
 - 郵便切手類(葉書類を含む。)と収入印紙とは各別紙とする。

第一号表

所轄郵政局	主任官配置郵便局
東京郵政局	東京中央、麻布、下谷、松月、千葉、佐原、木更津、佐倉、飯山、横須賀、横浜、川崎、小田原、神奈川、栃木、宇都宮、足利、鹿沼、吉田、甲府、水戸、下館、古河、土浦、前橋、高崎、館林、伊勢崎、桐生、大宮、川口、浦和、川越、熊谷、所沢、秩父
長野郵政局	飯田、松本、上田、諏訪、小諸、長岡、三條、新発田、直江津、新潟、柏崎、河津、新津
名古屋郵政局	一宮、瀬戸、豊橋、岡崎、半田、刈谷、大垣、高山、岐阜、美濃中津、関、山田、桑名、松坂、津、四日市、上野、尾鷲、熱海、富士、静岡、沼津、浜松、藤枝、多治見
金沢郵政局	富山、高岡、小松、七尾、輪島、魚津、永見、神井、敦賀、大坂中央、岸和田、高槻、櫻井、宮津、京都中央、東舞鶴、福知山、四宮、明石、洲本、篠山、加古川、那波、神戸中央、姫路、豊岡、柏原、田辺、新宮、和歌山、大和高田、奈良、大津、彦根
広島郵政局	三原、呉、福山、尾道、倉敷、岡山、津山、倉吉、鳥取、出雲、米子、松江、浜田、岩國、山口、下関、徳山、萩、益田
松山郵政局	今治、八幡浜、新居浜、宇和島、須崎、高知、土佐中村、多度津、高松、小松島、徳島
熊本郵政局	福岡、飯塚、博多、門司、小倉、八幡、折尾、後藤寺、行橋、藤原、長崎、佐世保、八代、人吉、水俣、別府、久留米、大分、臼杵、日田、鹿兒島、川内、都城、宮崎、延岡、佐賀
仙台郵政局	石巻、気仙沼、古河、會津若松、福島、郡山、平、須賀川、中村、米沢、酒田、鶴岡、山形、新庄、釜石、盛岡、花巻、一ノ関、能代、秋田、横手、大館、弘前、大湊、青森、八戸
札幌郵政局	岩見沢、苫小牧、倶知安

主任官配置郵便局表

第二号表

切手類出納科目表

区別	科目	解	
		切手類	印紙
受の部	買入	本章において切手類の買入をするとき 適用がない。	
	元受	地方の部局にあつては本省から、 分任官在勤局にあつては所属部局 から、送付を受けたとき ては本省より、分任官在勤 局にあつては、所属部局より 送付を受けたとき	
	保管轉換	第二十六條の規定により他の部局 又は分任官局より送付を受けたとき 及び監獄法の規定により國家に 歸属したものの無償引渡を受けた とき	
	送付	地方の部局において、所属分任官 局より送付を受けたとき 本省にあつては、地方の部局より、 郵政局にあつては、第四十條及び 第四十五條の規定により主任官局 より、送付を受けたとき	
	返還	特定局の廃止又は改定若しくは帯 備定額の設定並びに第三十一條第 三項の規定により管理主任から返 還を受けたとき	
	交換	交換するとき	
	買戻し、換	買もどしするとき	
	過剰	出納中過剰を生じたとき	
	入替	拂出執行済のものを過誤拂等の理 由により返れいを受けたとき	
	取得	遺失物法第十五條及び郵便法第五 十四條第四項の規定によつて國庫 に帰属したものの引継を受けたとき	
	立替返れ	拂の部「立替」に對應するとき 適用がない。	

区別	科目	解	
		切手類	印紙
掛の部	部局渡	本省より地方の部局に送付するとき	同上
	分任官渡	地方の部局より所属分任官局に送付するとき	同上
	食、ば、き	管理主任に帯備定額の切手類を送付するとき	同上
	常備定額	管理主任からの補充請求に対し、付するとき	同上
	抽充	管理主任からの補充請求に対し、切手類を送付するとき	同上
	抽充、亡失、補	第二十九條第四項の規定により拂出すとき	同上
	保管轉換	受の部「保管轉換」に對應するとき	同上
	返納	地方の部局より本省へ、分任官局より所属部局へ送付するとき並びに第四十條及び第四十五條の規定により返納するとき	同上
	き、損	弁償者に拂い出すとき	同上
	交換	受の部「交換」に對應するとき	同上
	亡失	亡失の事実を確認したとき	同上
	焼、び、却	焼却処分するとき	同上
	返付	適用がない。 明治四十二年十月通外第三七〇九号通知により立券貼付をするとき本省において新たに発行したものを見本として郵政局へ引き渡すとき	適用がない。
	見本	本省において切手類を関係者へ贈與するとき	適用がない。
	贈與	試験通信等に使用するものを郵務局へ引き渡すとき	適用がない。
郵務局渡	選挙運動の期間内に限り官製葉書を無償で交付するとき	適用がない。	

第三編 有價証券券

有價証券

第三編 有價證券

◎政府所有有價證券取扱規程

大正十一年二月一日
大藏省令第七號

政府所有有價證券取扱規程

- 第一條** 各官廳ニ於ケル政府所有有價證券ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依リ之カ受拂保管ヲ爲スヘシ
- 第二條** 各官廳ハ特殊ノ事由アルモノヲ除クノ外政府所有有價證券ヲ其ノ所在地日本銀行（本店、支店又ハ代理店）ヲ謂フ以下同シ）ニ寄託スヘシ但シ其ノ地ニ日本銀行ナキトキハ最寄ノ日本銀行ニ之ヲ寄託スルモノトス
- 第三條** 各官廳前條ノ寄託ヲ爲サムトスルトキハ第一號様式ノ政府所有有價證券寄託書ヲ添ヘ有價證券ヲ日本銀行ニ送付シ政府所有有價證券受託證書ノ交付ヲ受クヘシ
- 第四條** 各官廳日本銀行ニ寄託セル有價證券ノ拂渡ヲ請求セムトスルトキハ第二號書式ノ政府所有有價證券拂渡請求書ヲ日本銀行ニ提出シ之カ交付ヲ受クヘシ

三編 政府所有有價證券取扱規程

第五條 各官廳日本銀行ニ寄託セル有價證券附屬利札ノ交付ヲ請求セムトスルトキハ第三號書式ノ政府所有有價證券利札請求書ヲ提出シ之カ交付ヲ受クヘシ

第六條 各官廳日本銀行統轄店又ハ特扱代理店ヨリ政府所有有價證券ノ寄託書及拂渡請求書ノ番號及金額ヲ記載シタル書類ヲ添ヘ政府所有有價證券月計突合表ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ證明ノ上五日内ニ之ヲ統轄店又ハ特扱代理店ニ返付スヘシ但シ相違アル點ニ付テハ其ノ事由ヲ附記スルモノトス

前項ノ規定ニ依リ統轄店ニ返付スル場合ニ於テ統轄店官廳ノ所在地外ニ在ルトキハ其ノ所屬店ヲ經由スヘシ

第七條 各官廳第三條ノ政府所有有價證券寄託書ノ記載事項ニ誤謬アルコトヲ發見シタルトキ又ハ其ノ變更ヲ要スルトキハ之カ訂正ヲ爲ス爲訂正請求書ヲ日本銀行ニ送付スヘシ

第八條 各官廳政府所有有價證券受託證書ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ證明請求書ヲ日本銀行ニ提出シ之カ證明ヲ請求スルコトヲ得

第九條 各官廳政府所有有價證券月計突合表ニ證明ヲ爲シタ後其ノ證明ニ付誤謬アルコトヲ發見シタルトキハ其ノ事由ヲ記

三編 政府所有有價證券取扱規程 第一號書式

載シテ證明ヲ爲シ之ヲ日本銀行統轄店又ハ特扱代理店ニ送付スヘシ

前項ノ規定ニ依リ統轄店ニ送付スル場合ニ於テハ其ノ所屬店ヲ經由スヘシ

第十條 各官廳ハ取扱主任官ノ職務及氏名ヲ日本銀行ニ通知スヘシ

前項ノ取扱主任官ハ照較ノ用ニ供スル爲其ノ印鑑ヲ日本銀行ニ提出スヘシ

附則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則

(昭和十八年六月十六日
大藏省令第五十一號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現存スル用紙ハ當分ノ内之ヲ使用スルコトヲ得

第一號書式

政府所有有價證券寄託書 (用紙寸法日本標準規格B5)

1110

政府所有有價證券寄託書

第 號

下記證券寄託候也

年 月 日

日本銀行(何店)宛

某廳取扱主任官氏名

證券種別	枚 數	券面額	券面、記番 號及回数別	備 考

備考

- 一 全額拂込ニアラサルモノモ券面額ヲ記入シ備考欄ニ拂込済ヲ記入スヘシ
- 二 利札缺欠ノモノニ付テハ其ノ旨ヲ備考欄ニ記入スヘシ

第二號書式

政府所有有價證券拂渡請求書 (用紙寸法日本標準規格B5)

政府所有有價證券拂渡請求書

受託證書番號

下記證券拂渡相成度候也

第 號 (又ハ第 號ノ内) 年 月 日
受託證書日附

某廳取扱主任官官氏名

日本銀行(何店)宛

下記證券領收候也

年 月 日

某廳取扱主任官官氏名

日本銀行(何店)宛

證券種別	枚 數	券面額	券面、記番 號及回数別	備 考

備考

- 一 全額拂込ニアラサルモノモ券面額ヲ記入シ備考欄ニ拂込済額ヲ記入スヘシ
- 二 利札缺欠ノモノニ付テハ其ノ旨ヲ備考欄ニ記入スヘシ

三編 政府所有有價證券取扱規程 第二號書式 第三號書式

第三號書式

政府所有有價證券利札請求書 (用紙寸法日本標準規格B5)

政府所有有價證券利札請求書

受託證書番號

下記證券何年何月利札交付相成度候也

受託證書日附 年 月 日

某廳取扱主任官官氏名

日本銀行(何店)宛

下記利札領收候也

年 月 日

某廳取扱主任官官氏名

日本銀行(何店)宛

證券種別	枚 數	券面額	券面、記番 號及回数別	備 考

備考

- 全額拂込ニアラサルモノハ券面額ヲ記入シ備考欄ニ拂込済額ヲ記入スヘシ

1111

●政府保管有價證券取扱規程

大正十一年二月一日
大藏省令第八號

政府保管有價證券取扱規程

第一章 總則

- 第一條** 政府ノ保管ニ係ル有價證券ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依リ之カ受拂保管ヲ爲スヘシ
- 第二條** 取扱官廳ハ政府保管有價證券ヲ其ノ所在地日本銀行(本店、支店又ハ代理店ヲ謂フ以下同シ)ニ又其ノ地ニ日本銀行ナキトキハ最寄ノ日本銀行ニ之ヲ寄託スヘシ但シ數日内ニ拂渡ヲ爲ス必要アルモノ又ハ特殊ノ事由アルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 第三條** 取扱官廳ハ取扱主任官ノ職務及氏名ヲ日本銀行ニ通知スヘシ
前項ノ取扱主任官ハ照較ノ用ニ供スル爲其ノ印鑑ヲ日本銀行ニ提出スヘシ
- 第四條** 本令中取扱官廳トアルハ警察法第三十七條ニ規定スル警察署長ヲ含ムモノトス

第二章 保管有價證券ノ提出及寄託

- 第五條** 保管有價證券ヲ提出スル者ハ第一號書式ノ政府保管有價證券提出書及其ノ印鑑ヲ添ヘ有價證券ヲ取扱官廳ニ提出スヘシ
取扱官廳前項ノ提出書ノ必要ナシト認メタル場合ニ於テハ之ヲ省略セシムルコトヲ得
- 第六條** 取扱官廳ハ保管有價證券ヲ提出スル者ヲシテ豫メ有價證券ヲ其ノ所在地日本銀行又其ノ地ニ日本銀行ナキトキハ最寄ノ日本銀行ニ於ケル取扱官廳ノ保管有價證券口座ニ振込マシムルコトヲ得
取扱官廳ハ其ノ保管有價證券口座ニ振込ム爲前項以外ノ日本銀行本店又ハ支店ニ豫メ有價證券ヲ提出セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ取扱官廳ハ第三條ノ手續ヲ爲スノ外有價證券ヲ提出シタル日本銀行ニ取扱主任官ノ印鑑ヲ添ヘ其ノ職務及氏名ヲ通知スヘシ
- 第七條** 保管有價證券ヲ提出スル者前條第一項ノ振込ヲ爲サムトスルトキハ第二號書式ノ政府保管有價證券振込書ヲ、第二項ノ振込ヲ爲サムトスルトキハ第二號ノ二書式ノ政府保管有價證券他店振込書ヲ添ヘ有價證券ヲ日本銀行ニ提出シ政府保

保管有價證券振込通知書ノ交付ヲ受クヘシ

保管有價證券ヲ提出スル者前項ノ手續ヲ爲シタルトキハ其ノ交付ヲ受ケタル政府保管有價證券振込濟通知書及其ノ印鑑ヲ取扱官廳ニ提出スヘシ

第八條 取扱官廳第五條又ハ前條第二項ノ規定ニ依リ有價證券又ハ政府保管有價證券振込濟通知書ノ提出ヲ受ケタルトキハ第三號書式ノ政府保管有價證券受領證書ヲ提出者ニ交付スヘシ

第九條 取扱官廳第五條ノ規定ニ依リ提出ヲ受ケタル政府保管有價證券ヲ日本銀行ニ寄託セントスルトキハ政府保管有價證券提出書ヲ添ヘ之ヲ日本銀行ニ送付シ政府保管有價證券受託證書ノ交付ヲ受クヘシ但シ第五條第二項ノ規定ニ依リ政府保管有價證券提出書ヲ省略セシメタルモノニ付テハ第四號書式ノ政府保管有價證券内譯書ヲ添付スルモノトス

第十條 取扱官廳ハ遺失物法ノ規定ニ依リ保管スル有價證券ヲ寄託セントスルトキハ前條ノ手續ヲ爲スノ外其ノ旨ヲ日本銀行ニ通知スヘシ

第十一條 保管有價證券附屬利札ノ交付ヲ受ケタル權利ヲ有スル者ハ照較ノ用ニ供スル爲其ノ印鑑ヲ第五條ノ場合ニ於テハ取

三編 政府保管有價證券取扱規程 保管有價證券ノ拂渡

扱官廳ヲ經テ日本銀行ニ、第七條第一項ノ場合ニ於テハ政府保管有價證券振込書ニ添ヘ之ヲ日本銀行ニ提出スヘシ

第三章 保管有價證券ノ拂渡

第十二條 保管有價證券ノ拂渡ヲ受ケタル權利ヲ有スル者ハ第五號書式ノ政府保管有價證券拂渡請求書又ハ第八條ノ規定ニ依リ交付ヲ受ケタル政府保管有價證券受領證書ヲ取扱官廳ニ提出シ其ノ拂渡ヲ請求スヘシ

第十三條 取扱官廳前條ノ請求ヲ受ケタルトキハ政府保管有價證券受託證書又ハ政府保管有價證券振込濟通知書ニ拂渡ヲ要スル旨ヲ記入シ之ヲ請求者ニ交付スヘシ

取扱官廳前條ノ請求ニ依リ政府保管有價證券ノ一部ノ拂渡ヲ要スルトキハ政府保管有價證券受託證書又ハ政府保管有價證券振込濟通知書ニ一部拂渡ヲ要スル旨ヲ記入シ之ヲ日本銀行ニ送付シ請求者ニ對シテハ第六號書式ノ政府保管有價證券一部拂渡書ヲ交付スヘシ

前二項ノ規定ニ依リ受託證書、通知書又ハ拂渡書ノ交付ヲ受ケタル者ハ之ヲ日本銀行ニ提出シ有價證券ノ拂渡ヲ受クヘシ
第十四條 取扱官廳第十二條ノ請求ヲ受ケタルトキ第二條但書ノ規定ニ依リ有價證券ヲ保管スル場合ニ於テハ之ヲ請求者ニ

三編 政府保有有價證券取扱規程 保管有價證券ノ保管替 政府ノ所得ニ歸シタル保管有價證券
拂渡スヘシ

第十五條 保管有價證券附屬利札ノ交付ヲ受ケタル權利ヲ有スル者其ノ支拂期到來シタルモノノ交付ヲ請求セムトスルトキハ第七號書式ノ政府保有有價證券利札請求書ヲ日本銀行ニ提出シ之カ交付ヲ受ケヘシ

第二條但書ノ規定ニ依リ取扱官廳ニ於テ有價證券ヲ保管スル場合ニ於テハ前項ノ權利者ハ前項ノ請求書ヲ取扱官廳ニ提出スヘシ

取扱官廳前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ有價證券附屬ノ利札ヲ請求者ニ交付スヘシ

第十六條 取扱官廳日本銀行ヨリ日本銀行政府有價證券取扱規程第十二條ノ規定ニ依リ遺失物法ニ依ル政府保有有價證券元利金受入ノ通知ヲ受ケタルトキハ保管金トシテ之カ整理ヲ爲スヘシ

第四章 保管有價證券ノ保管替

第十七條 甲官廳ニ身元保證金トシテ有價證券ヲ提出シタル者乙官廳ニ保管替ヲ請求セムトスルトキハ第八號書式ノ政府保有有價證券保管替請求書ニ通テ甲官廳ニ提出スヘシ

第十八條 甲官廳前條ノ請求ヲ受ケタル場合ニ於テ該有價證券

ニ付左記ノ通來條有之候條了知ノ上政府保有有價證券ニシテ政府ノ所得ニ歸シタルモノアルトキハ通信省契約事務規程ニ規定シタル部局長ニ於テ之ヲ處理スヘキ義ト了知相成度依命

(左記)

藏第三二〇七號 大正十二年五月二十九日
大藏大臣ヨリ逓信大臣宛

政府保有有價證券取扱規程第二十條ノ規定ニ依リ政府ノ所得ニ歸シタル有價證券ノ換價方法並輸入ニ納付方等ハ別紙ノ手續ニ依リ御處理可有之會計規則第二百二十三條ニ依リ此段及通譯候也

(別紙)

政府ノ所得ニ歸シタル有價證券ノ換價方法並輸入ニ納付又ハ資金ニ組入手續

第一條 政府保有有價證券取扱規程第二十條ノ規定ニ依リ取扱官廳ヨリ政府ノ所得ニ歸シタル有價證券ノ報告ヲ受ケタル主務官廳ハ本手續ニ依リ該有價證券ヲ換價シ換價金額ヲ輸入ニ納付又ハ資金ニ組入ノ手續ヲ爲スヘシ

第二條 取扱官廳ヨリ報告ヲ受ケタル有價證券ニシテ既ニ償還期ノ開始セルモノニ付テハ證券ノ種類ニ依リ取扱官廳ヲシテ左ノ取扱ヲ爲サシムヘシ

一 國債證券ニ付テハ取扱官廳ヲシテ政府保有有價證券受託證書又ハ政府保有有價證券振込濟通知書ニ事由ヲ記載シ出納官吏ヲシテ現金拂込書又ハ預託金拂込書ヲ添付セシメ有價證券ノ寄託店タル日本銀行ニ提出セシムルコト

二 國債證券以外ノ有價證券ニ付テハ政府保有有價證券受託證書又ハ政府保有有價證券振込濟通知書ニ事由ヲ記載シ日本銀行ヨリ證券ノ拂渡ヲ受ケ該證券ニ對シテ償還金受領ノ手續ヲ爲シタル後出納官吏ヲシテ該金額ヲ日本銀行ニ拂込マシムルコト

第三條 前條ノ規定ハ有價證券トシテ取扱ヒタル利札ニシテ支拂期ノ開始セルモノニ付テ之ヲ準用ス

三編 政府保有有價證券取扱規程 政府ノ所得ニ歸シタル保管有價證券

ニシテ第二條但書ノ規定ニ依リ保管スルモノナルトキハ其ノ請求ヲ拒絶シ、日本銀行ニ寄託セルモノニシテ保管替ノ事由アリト認メタルトキハ政府保有有價證券保管替請求書ノ一通ニ承認ノ旨ヲ記入シ之ヲ乙官廳ニ送付シ政府保有有價證券受託證書又ハ政府保有有價證券振込濟通知書ニ寄託替ヲ要スル旨ヲ記入シ之ヲ日本銀行ニ送付スヘシ

一一二四

第十九條 乙官廳前條ノ請求書ノ送付及日本銀行ヨリ政府保有有價證券受託證書ノ送付ヲ受ケタルトキハ政府保有有價證券受領證書ヲ保管替請求書ニ交付スヘシ

第五章 政府ノ所得ニ歸シタル保管有價證券

第二十條 政府保有有價證券ニシテ法令ノ規定又ハ契約ニ依リ政府ノ所得ニ歸シタルモノアルトキハ取扱官廳ハ其都度之ヲ所管大臣ノ指定スル主務官廳ニ報告スヘシ

主務官廳前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ別ニ定ムル所ニ依リ該有價證券ヲ換價シ輸入ニ納付スルノ手續ヲ爲スヘシ但シ特殊ノ資金ニ組入ヲ要スルモノヲ付テハ當該資金ニ組入ノ手續ヲ爲スモノトス

○經理局長ヨリ逓信部内一般へ通譯(大正十二年七月十四日)
政府保有有價證券ニシテ政府ノ所得ニ歸シタルモノノ取扱方ノ件

第四條 主務官廳取扱官廳ヨリ報告ヲ受ケタル國債證券ニ付買入銷却方ヲ請求セムトスルトキハ其ノ證券ノ名稱、記號、額面及附屬利札ニ於ケル支拂期(何年何月何日)以降利札附屬ト記載ス

ヲコト)並證券ヲ引渡スヘキ日本銀行名ヲ記載シタル書面ニ買入銷却ヲ要スル事由及擔保又ハ保證ニ充用シタルモノナルトキハ其ノ擔保額又ハ保證額、政府ノ所有ニ歸シタル年月日並最低賣渡價格ヲ附記シ之ヲ大藏省ニ提出スヘシ但シ引渡スヘキ國債證券ハ引渡當時利子支拂期未開始ノ附屬利札ノ完備セルモノニ限ルモノトス

前項ノ國債證券ニシテ引渡ノ際既ニ利子支拂期ノ開始セル利札ノ附屬シタル場合ハ取扱官廳ヲシテ之ヲ截離セシメ其利札ノ取扱ニ付テハ第三條ノ規定ニ依リ之カ手續ヲ爲サシムヘシ

第五條 主務官廳前條第一項ノ請求ニ對シ大藏省ノ承認ヲ受ケタルトキハ國債證券引渡方ヲ取扱官廳ニ通知シテ之カ手續ヲ爲サシメ代金納入方ニ付テハ日本銀行本店ニ對シ納入ノ告知書ヲ發スヘシ

第六條 主務官廳取扱官廳ヨリ報告ヲ受ケタル有價證券中第二條乃至第四條ノ規定ニ依リ難キ有價證券又ハ大藏省ヨリ國債證券買入銷却ノ承認ヲ得サリシ證券ニ付テハ政府保有有價證券受託證書又ハ政府保有有價證券振込濟通知書ニ事由ヲ記載シ日本銀行ヨリ其ノ拂渡ヲ受ケ取扱官廳ヲシテ之カ換價ノ手續ヲ爲サシメ該換價金額ヲ日本銀行ニ拂込マシムヘシ

第七條 主務官廳前條ノ規定ニ依リ取扱官廳ヲシテ換價ノ手續ヲ爲サシムルコトヲ不利利益ト認ムルトキ若ハ其ノ地方ノ狀況ニ鑑ミ換價ノ手續不能ト認ムルトキハ取扱官廳ヨリ該證券ヲ現送セシメ主務官廳換價ノ手續ヲ爲シ該換價金額ヲ日本銀行ニ拂込マシムルコトヲ得

○經理局長ヨリ政府保有有價證券取扱主任官へ通譯(昭和十八年八月六日)
約東郵便差出局變更ニ伴ヒ料金後納ノ擔保タル政府保有有價證券ノ寄託替ヲ要スル場合及局所ノ廢合等ノ理由ニ依リ政府保有有價

一一二五

三編 政府保管有價證券取扱規程證明 雜則 附則

證券ノ寄託替ヲ要スル場合ハ引繼先ノ取扱主任官ニ於テ左記事項ヲ記入シタル政府保管有價證券寄託請求書ヲ作成ノ上當該有價證券ノ舊受託店タル日本銀行ヲ經由新受託店宛提出相成度

- 一、寄託年月日、同寄託番號
- 二、證券ノ銘柄
- 三、證券ノ銘柄別總枚數、同總券面金額
- 四、寄託替ヲ要スル事由

第六章 證明

第二十一條 取扱官廳日本銀行統轄店又ハ特扱代理店ヨリ政府保管有價證券ノ受入及拂渡ノ請求書ノ番號及金額ヲ記載シタル書類ヲ添ヘ政府保管有價證券月計突合表ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ證明ノ上五日內ニ之ヲ統轄店又ハ特扱代理店ニ返付スヘシ但シ相違アル點ニ付テハ其ノ事由ヲ附記スルモノトス

前項ノ規定ニ依リ統轄店ニ返付スル場合ニ於テ統轄店取扱官廳ノ所在地外ニ在ルトキハ其ノ所屬店ヲ經由スヘシ

第七章 雜則

第二十二條 取扱官廳政府保管有價證券受託證書又ハ政府保管有價證券振込濟通知書ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ證明請求書ヲ日本銀行ニ提出シ之カ證明ヲ請求スルコトヲ得第七條第一項ノ振込人政府保管有價證券振込濟通知書ヲ亡失又ハ毀損シタルトキ亦同シ

第二十三條 政府保管有價證券ノ拂渡ヲ受クル權利ヲ有スル者

政府保管有價證券受託證書、政府保管有價證券振込濟通知書又ハ政府保管有價證券一部拂渡書ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ證明請求書ヲ取扱官廳ニ提出シ之カ證明ヲ請求スルコトヲ得

取扱官廳前項ノ請求ヲ受ケ其ノ理由アリト認メタルトキハ之カ證明ヲ爲シ其ノ旨ヲ日本銀行ニ通知スヘシ

第二十四條 取扱官廳政府保管有價證券月計突合表ニ證明ヲ爲シタル後其ノ證明ニ付誤謬アルコトヲ發見シタルトキハ其ノ事由ヲ記載シテ證明ヲ爲シ之ヲ日本銀行統轄店又ハ特扱代理店ニ送付スヘシ

前項ノ規定ニ依リ統轄店ニ送付スル場合ニ於テハ其ノ所屬店ヲ經由スヘシ

附則

第二十五條 本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十六條 本令施行前保管物取扱規程ニ依リ金庫ニ寄託シタル保管有價證券ハ當該金庫ノ政府有價證券取扱ノ事務ヲ引繼キタル日本銀行ニ寄託シタルモノト看做ス

前項ノ保管有價證券ハ從前ノ規定ニ依リ之ヲ受拂保管ヲ爲スヘシ

附則 (昭和十八年六月十六日)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現存スル用紙ハ當分ノ內之ヲ使用スルコトヲ得

第一號書式

政府保管有價證券提出書 (用紙寸法日本標準規格B5)

政府保管有價證券提出書

何公債證書(何株券又ハ何債券)額面何圓也 何 枚

内 題

何圓券 何第何番ヨリ何第何番迄 何 枚
但シ何年何月渡以降利札附屬(利拂期ノ既ニ到來セル利札ニシテ附屬シアル分ハ此ノ式ノ如ク記入スルコト)

何圓券 何第何番 何 枚
但シ何年何月渡利札缺欠
保管ノ事由

右提出候也

年 月 日

住 所 氏 名

某廳取扱主任官宛

右證券寄託候也

年 月 日

某廳取扱主任官官氏名

日本銀行(何店)宛

備考

一 金額拂込ニアラサルモノ券面額ヲ記入シ拂込濟額ヲ併セテ記入スヘシ

二 本書ノ内譯ヲ別紙ニ記入シ之ヲ本書ニ添附スルモ妨ケナシ

三編 政府保管有價證券取扱規程 第一號書式 第二號書式

第二號書式

政府保管有價證券振込書 (用紙寸法日本標準規格B5)

政府保管有價證券振込書

何公債證書(何株券何債券)額面何圓也 何 枚

内 題

何圓券 何第何番ヨリ何第何番迄 何 枚
但シ何年何月渡以降利札附屬(利拂期ノ既ニ到來セル利札ニシテ附屬シアル分ハ此ノ式ノ如ク記入スルコト)

何圓券 何第何番 何 枚
但シ何年何月渡利札缺欠
右某官廳ノ保管有價證券トシテ振込候也

年 月 日

住 所 氏 名

日本銀行(何店)宛

備考

一 金額拂込ニアラサルモノ券面額ヲ記入シ拂込濟額ヲ併セテ記入スヘシ

二 本書ノ内譯ヲ別紙ニ記入シ之ヲ本書ニ添附スルモ妨ケナシ

第三號ノ二書式

三編 政府保管有價證券取扱規程 第二號ノ二書式 第三號書式
 政府保管有價證券他店振込書 (用紙寸法日本標準規格B5)

政府保管有價證券他店振込書

何公債證書(何株券又ハ何債券)額面何圓也 何 枚

何圓券 何第何番ヨリ何第何番迄 何 枚

但シ何年何月渡以降利札附屬(利拂期ノ既ニ到來セル利札ニシテ附屬シアル分ハ此ノ式ノ如ク記入スルコト)

何圓券 何第何番 何 枚

但シ何年何月渡利札缺欠

右日本銀行某店某官廳ノ保管有價證券トシテ振込候也

年 月 日

住所 氏 名

日本銀行(何店)宛 日本銀行(何店) 留

年 月 日 日受人済

日本銀行(何店)宛

備考
 一 全額拂込ニアラサルモノモ券面額ヲ記入シ拂込済額ヲ併セテ記入スヘシ
 二 本書ノ内譯ヲ別紙ニ記入シ之ヲ本書ニ添付スルモ妨ケナシ

第三號書式

政府保管有價證券受領證書 (用紙寸法日本標準規格B5)

政府保管有價證券受領證書

保管日時 下記證券領收候也

保管ノ事由 某廳取扱主任官 官 氏 名 宛

何 某 宛

證券種別	枚 數	券 面 額	券面、記番號及回数別	備 考

上記證券拂渡ノ證書領收候也

年 月 日

住所 氏 名

某廳取扱主任官宛

備考
 一 全額拂込ニアラサルモノモ券面額ヲ記入シ備考欄ニ拂込済額ヲ記入スヘシ
 二 利札缺欠ノモノニ付テハ其ノ旨ヲ備考欄ニ記入スヘシ
 三 本書ヲ以テ有價證券ノ拂渡ヲ請求シタルトキハ式ノ如ク領收ノ旨ヲ記入スヘシ

第四號書式

政府保管有價證券内譯書 (用紙寸法日本標準規格B5)

政府保管有價證券内譯書

下記證券寄託候也

保管日附 年 月 日

提出者氏名 某廳取扱主任官 官 氏 名 宛

日本銀行(何店)宛

證券種別	枚 數	券 面 額	券面、記番號及回数別	備 考

備考
 一 全額拂込ニアラサルモノモ券面額ニ記入シ備考欄ニ拂込済額ヲ記入スヘシ
 二 利札缺欠ノモノニ付テハ其ノ旨ヲ備考欄ニ記入スヘシ

三編 政府保管有價證券取扱規程 第四號書式 第五號書式

第五號書式

政府保管有價證券拂渡請求書 (用紙寸法日本標準規格B5)

政府保管有價證券拂渡請求書

政府保管有價證券受領書日附及番號(内渡ノトキハ政府保管有價證券受領書ノ内ト記入スルコト)

何公債證書(何株券又ハ何債券)額面何圓也 何 枚

何圓券 何第何番 何 枚

右證券拂渡相成度候也

年 月 日

住所 氏 名

某廳取扱主任官宛

右證券拂渡ノ證書領收候也

年 月 日

住所 氏 名

某廳取扱主任官宛

備考
 一 全額拂込ニアラサルモノモ券面額ヲ記入シ備考欄ニ拂込済額ヲ併セテ記入スヘシ
 二 政府保管有價證券受領證書記入額全部ノ拂渡ヲ請求スル場合ニハ證券ノ記番號ヲ省略スルコトヲ得
 三 本書ノ内譯ヲ別紙ニ記入シ之ヲ本書ニ添付スルモ妨ケナシ

第六號書式

三編 政府保有有價證券取扱規程 第六號書式 第七號書式
政府保有有價證券一部拂渡書 (用紙寸法日本標準規格B5)

政府保有有價證券一部拂渡書
下記證券拂渡相成度候也

保管日附 年 月 日
提出者氏名 某廳取扱主任官 官氏名 名
日本銀行(何店)宛
下記證券領收候也 年 月 日
住所氏 名

日本銀行(何店)宛

證券種別	枚數	券面額	券面、記番號及回数別	備考

備考
一 全額拂込ニアラサルモノモ券面額ヲ記入シ備考欄ニ拂込済額ヲ記入スヘシ
二 利札欠ノモノニ付テハ其ノ旨ヲ備考欄ニ記入スヘシ
三 遺失物法ニ依ルモノナルトキハ日本銀行カ拂渡ヲ爲スヘキ最終ノ期日ヲ餘白ニ記入スヘシ

第七號書式

政府保有有價證券利札請求書 (用紙寸法日本標準規格B5)

政府保有有價證券利札請求書
下記證券何年何月渡利札交付相成度候也

保管日附 年 月 日
取扱官廳名 住所氏 名
日本銀行(何店)宛
下記利札領收候也 年 月 日
住所氏 名

日本銀行(何店)宛

證券種別	枚數	券面額	券面、記番號及回数別	備考

備考
一 全額拂込ニアラサルモノモ券面額ヲ記入シ拂込済額ヲ併セテ記入スヘシ
二 本書ノ内譯ヲ別紙ニ記入シ之ヲ本書ニ添附スルモ妨ケナシ

第八號書式

政府保有有價證券保管替請求書 (用紙寸法日本標準規格B5)

政府保有有價證券保管替請求書

政府保有有價證券受領證書日附及番號
何公債證書(何株券又ハ何債券)額面何圓也 何 枚

何圓券 何第何番
但シ何年何月渡利札欠
右證券何官廳ノ保管有價證券ニ變更相成度候也
年 月 日

某廳取扱主任官宛
住所氏 名
保管替ヲ承認候間貴廳ノ保管有價證券トシテ取扱相成度候也
年 月 日 某廳取扱主任官 官氏名 名
某廳取扱主任官宛

備考
一 全額拂込ニアラサルモノモ券面額ヲ記入シ拂込済額ヲ併セテ記入スヘシ
二 本書ノ内譯ヲ別紙ニ記入シ之ヲ本書ニ添附スルモ妨ケナシ

三編 政府保有有價證券取扱規程 第八號書式

○政府ニ擔保トシテ提供セル國債證券ノ利札

收取ニ關スル件 昭和二年九月二十九日 查第二〇九三號 通牒

逕信部内一般

右ニ關シ左記ノ通牒有之候條該知相成度
藏理第一〇八九號 昭和二年九月十二日大藏省理
附局ヨリ當省藏理局宛通牒

政府ニ對シ擔保トシテ提供シタル國債證券ノ附屬利札收取方ニツ
キ別紙甲號ノ通牒法省ニ照會致候處別紙乙號ノ通牒ニ接シ候條
爾今擔保提供者ノ履行遲滯後ニ支拂期ノ到來スル利札ハ之ヲ收取
シ原債務ニ充當スル様致度省議ヲ經此段及御通牒候也
追テ遲滯ニ陥ラサル以前ニ於テモ擔保力ヲ增加スヘキ合ヲ以テ
相手方ノ承認ヲ得支拂期到來ノ利札ヲ附屬ノママ保留スルノ取
計ヲ爲スヲ妨ケサル義ニ候條爲念申添候

(別紙甲號)
藏理第五〇二號 大正十五年三月三十一日大藏省理
財局長ヨリ同法省民事局長宛照會

政府ニ對シ租稅又ハ賣下代金ノ延納其ノ他擔保ニ供シタル國債證
券ニツキ擔保提供者カ履行遲滯ニ陥リタル時以後ニ利拂期ノ到來
スル利札ハ之カ收取シ當該官廳ニ於テ納稅其ノ他ノ原債務ニ充當
シ得ルモノナルヤ否ヤ疑義相生シ候ニ付至急何分ノ御回示相煩度
右及御照會候也

(別紙乙號)
民事第二六〇一號 大正十五年四月六日同法省民事
局長ヨリ大藏省理財局長宛照會

本年三月三十一日藏理第五〇二號御照會ニ係ル件ハ差押手續ヲ要
セス當該官廳ニ於テ納稅其ノ他ノ原債務ニ充當シ得ル義ト思考致
候此段及回答候也

●日本銀行政府有價證券取扱規程

大正十一年二月一日
大藏省令第十一號

日本銀行政府有價證券取扱規程

第一章 總則

第一條 日本銀行（本店、支店又ハ代理店ヲ謂フ以下同シ）ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ所有又ハ保管ニ係ル有價證券ノ受拂保管ヲ爲スヘシ

前項ノ代理店ハ日本銀行大藏大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ムヘシ
第二條 日本銀行ハ地方ニ統轄店ヲ設ケ其ノ所屬店ニ於ケル政府ノ有價證券受拂ノ事務ヲ統轄スヘシ

日本銀行ハ前項ノ所屬店中特ニ必要アルモノヲ特設店トナスコトヲ得

第一項ノ統轄店及其ノ所屬店並前項ノ特設店ハ日本銀行大藏大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ムヘシ

第三條 日本銀行ハ政府ノ有價證券ト其ノ他ノ有價證券トヲ混同シテ保管スルコトヲ得ス

第四條 日本銀行ハ政府ノ有價證券ヲ該證券ノ受拂ヲ爲スヘキ日本銀行當該店ニ於テ保管スヘシ但シ大藏大臣ノ特ニ指定シ

ノ規定ニ依リ政府所有有價證券利札請求書ノ提出ヲ受ケタルトキハ有價證券附屬ノ利札ヲ交付スヘシ

第三章 政府保管ノ有價證券

第一節 保管有價證券

第十條 日本銀行ニ於テ政府保管有價證券取扱規程第七條ノ規定ニ依リ政府保管有價證券振込書又ハ政府保管有價證券他店振込書ヲ添ヘ有價證券ノ提出ヲ受ケタルトキハ之ヲ領收シ第二號書式ノ政府保管有價證券振込通知書ヲ交付スヘシ

日本銀行前項ノ場合ニ於テ自店カ當該取扱官廳ノ保管有價證券ノ受託店ナルトキハ之ヲ當該取扱官廳ノ保管有價證券口座ニ受入レ、他店カ當該官廳ノ保管有價證券ノ受託店ナルトキハ政府保管有價證券他店振込書ニ受入ノ證印ヲ爲シ當該受託店ニ送付スヘシ

前項ノ受入證印アル政府保管有價證券他店振込書ノ送付ヲ受ケタル日本銀行ハ當該取扱官廳ノ保管有價證券口座ニ受入レ第二號ノ三書式ノ政府保管有價證券振込受入濟報告書ヲ當該取扱官廳ニ送付スヘシ

第十一條 日本銀行ニ於テ政府保管有價證券取扱規程第九條ノ規定ニ依リ取扱官廳ヨリ政府保管有價證券提出書又ハ政府保

三編 日本銀行政府有價證券取扱規程 政府保管ノ有價證券

タルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第五條 日本銀行ハ政府ノ有價證券ヲ政府所有ノ有價證券ト政府保管ノ有價證券トニ區分シ政府保管ノ有價證券ハ更ニ之ヲ保管有價證券、供託有價證券及預金購入有價證券ノ區分ニ依リ之カ受拂保管ヲ爲スヘシ

第五條ノ二 日本銀行ノ取扱フ有價證券ニシテ各店間ニ振替受拂ヲ要スルモノノ取扱手續ニ付テハ本令ニ定ムルモノヲ除クノ外日本銀行大藏大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ムヘシ

第二章 政府所有ノ有價證券

第六條 日本銀行各官廳ヨリ政府所有有價證券取扱規程第三條ノ規定ニ依リ政府所有有價證券寄託書ヲ添ヘ有價證券ノ送付ヲ受ケタルトキハ第一號書式ノ政府所有有價證券受託證書ヲ當該官廳ニ交付スヘシ

第七條 日本銀行政府所有有價證券利子又ハ償還金ノ受入ヲ要スルモノアルトキハ當該官廳ニ其ノ旨ヲ通知スヘシ

第八條 日本銀行各官廳ヨリ政府所有有價證券取扱規程第四條ノ規定ニ依リ政府所有有價證券拂渡請求書ヲ受ケタルトキハ有價證券ヲ拂渡スヘシ

第九條 日本銀行各官廳ヨリ政府所有有價證券取扱規程第五條

管有價證券内譯書ヲ添ヘ有價證券ノ送付ヲ受ケタルトキハ第三號書式ノ政府保管有價證券受託證書ヲ取扱官廳ニ交付スヘシ

第十二條 日本銀行ニ於テ政府保管有價證券取扱規程第十條ノ規定ニ依リ取扱官廳ヨリ遺失物法ノ規定ニ依リ保管スルモノナル旨ノ通知ヲ受ケタル有價證券ニシテ時効ニ依リ其ノ權利消滅セムトスルモノニ付テハ元利金受入ノ手續ヲ爲シ其ノ旨ヲ當該取扱官廳ニ通知スヘシ

第十三條 日本銀行ニ於テ政府保管有價證券取扱規程第十三條第三項ノ規定ニ依リ政府保管有價證券受託證書、政府保管有價證券振込通知書又ハ政府保管有價證券一部拂渡書ノ提出ヲ受ケタルトキハ有價證券ヲ提出者ニ拂渡スヘシ

日本銀行前項ノ場合ニ於テ受託店カ他店ナルトキハ前項ノ手續ヲ爲シタル上政府保管有價證券振込通知書又ハ政府保管有價證券一部拂渡書ニ拂渡ノ旨ヲ附記シ當該受託店ニ送付スヘシ

第十四條 日本銀行前條ノ場合ニ於テ保管有價證券ノ一部拂渡ヲ爲シタルトキハ政府保管有價證券取扱規程第十三條第二項ノ規定ニ依リ送付ヲ受ケタル政府保管有價證券受託證書又ハ

政府保管有價證券振込濟通知書ニ一部拂渡ヲ爲シタル旨ヲ記入シ之ヲ取扱官廳ニ返付スヘシ但シ保管有價證券振込濟通知書ニシテ受託店カ他店ナル場合ニ於テハ其ノ受託店ヲ經由シテ之ヲ取扱官廳ニ返付スヘシ

第十五條 日本銀行ニ於テ政府保管有價證券取扱規程第十五條第一項ノ規定ニ依リ政府保管有價證券利札請求書ノ提出ヲ受ケタルトキハ有價證券附屬ノ利札ヲ提出者ニ交付スヘシ

第十六條 日本銀行ニ於テ政府保管有價證券取扱規程第十八條ノ規定ニ依リ寄託替ノ請求ヲ受ケタル場合ニ於テ自店カ乙官廳ノ保管有價證券ノ受託店ナルトキハ寄託替ノ手續ヲ爲シ政府保管有價證券受託證書ヲ乙官廳ニ送付シ、他店カ乙官廳ノ保管有價證券ノ受託店ナルトキハ乙官廳ノ受託店ニ對シ其ノ旨ヲ通知スヘシ

前項ノ通知ヲ受ケタル日本銀行ハ乙官廳ノ保管有價證券口座ニ受入ノ手續ヲ爲シ政府保管有價證券受託證書ヲ乙官廳ニ送付スヘシ

第二節 供託有價證券

第十七條 日本銀行ニ於テ供託有價證券取扱規程第二條ノ規定ニ依リ供託有價證券寄託書及供託書ヲ添ヘ有價證券ノ提出ヲ

受ケタルトキハ供託書ニ受領ノ旨ヲ記入シ之ヲ提出者ニ返付シ第四號書式ノ供託有價證券受託證書ヲ供託局ニ送付スヘシ

第十八條 日本銀行ニ於テ供託有價證券取扱規程第三條ノ規定ニ依リ供託有價證券拂渡請求書又ハ供託局ノ證明ヲ爲シタル請求書ノ提出ヲ受ケタルトキハ有價證券ヲ提出者ニ拂渡スヘシ

前項ノ場合ニ於テ代供託請求書ノ添付アルトキハ該供託有價證券ノ償還金ノ受領ニ必要ナル手續ヲ爲シ之ヲ供託金トシテ取扱ヒ代供託請求書ニ受領ノ旨ヲ記入シ之ヲ提出者ニ返付スヘシ

第十九條 日本銀行ニ於テ供託有價證券取扱規程第四條ノ規定ニ依リ供託有價證券利札請求書又ハ供託局ノ證明ヲ爲シタル請求書ノ提出ヲ受ケタルトキハ有價證券附屬ノ利札ヲ提出者ニ交付スヘシ

第二十條 日本銀行ニ於テ供託有價證券取扱規程第五條ノ規定ニ依リ供託有價證券利息(配當金)請求書及附屬供託請求書ノ提出ヲ受ケタルトキハ有價證券ヲ利息(配當金)ノ受領ニ必要ナル手續ヲ爲シ之ヲ供託金トシテ取扱ヒ附屬供託請求書ニ受領ノ旨ヲ記入シ之ヲ提出者ニ返付スヘシ

第三節 預金購入有價證券

第二十一條 削除

第二十二條 日本銀行本店預金部預金取扱規程第十九條ノ規定ニ依リ預金部資金局ヨリ有價證券購入ノ通達ヲ受ケタルトキハ之ヲ購入シ其ノ額面金額及購入代價ヲ預金部資金局ニ通知スヘシ

第二十三條 日本銀行本店預金部預金取扱規程第二十一條ノ規定ニ依リ預金部資金局ヨリ有價證券購入濟通知書ヲ受ケタルトキハ之ヲ預ケ人ニ送付スヘシ

前項ノ書類ヲ受ケタル日本銀行ハ日本銀行國庫金取扱規程第五十六條ノ手續ヲ爲シ有價證券購入濟通知書ヲ預ケ人ニ送付スヘシ

第二十四條 日本銀行預金部預金取扱規程第二十二條ノ規定ニ依リ預ケ人ヨリ預金購入有價證券保管通知書交付ノ請求ヲ受ケタルトキハ有價證券購入濟通知書ト引換ニ第五號書式ノ預金購入有價證券保管通知書ヲ交付スヘシ

第二十五條 日本銀行預金部預金取扱規程第二十三條ノ規定ニ依リ預ケ人ヨリ預金購入有價證券拂戻請求書ヲ受ケタルトキハ預金購入有價證券受領證書ト引換ニ之ヲ預ケ人ニ交付スヘシ

第二十六條 削除

第二十七條 日本銀行預金部預金取扱規程第三十條ノ規定ニ依リ預ケ人ヨリ有價證券保管帳交付ノ請求ヲ受ケタルトキハ第七號書式ノ預金購入有價證券保管帳ヲ預ケ人ニ交付スヘシ

第四章 帳簿

第二十八條 日本銀行ハ會計規則第六十條第六號ノ帳簿トシテ左ノ帳簿ヲ備フヘシ

- 一 政府有價證券總括帳
 - 二 政府有價證券受拂內譯帳
 - 三 政府有價證券受拂總括帳
 - 四 政府有價證券受拂報告額整理帳
 - 五 政府所有有價證券內譯帳
 - 六 政府保管有價證券內譯帳
- 前項ノ帳簿中第一號及第二號ノ帳簿ハ之ヲ日本銀行本店ニ、第四號ノ帳簿ハ之ヲ特扱代理店所轄日本銀行統轄店ニ、第三號、第五號及第六號ノ帳簿ハ之ヲ日本銀行統轄店及特扱代理店ニ備フヘシ
- 日本銀行所屬店(特扱代理店ヲ除ク)ハ政府ノ所有又ハ保管ニ

係ル有價證券ノ受拂額ヲ明瞭ナラシムル爲適宜ノ件別帳ヲ設クヘシ

第二十九條 政府有價證券總括帳及政府有價證券受拂總括帳ニハ大藏大臣ノ定ムル計算科目毎ニ口座ヲ設ケ枚數及券面額ノ受拂額ヲ記入スヘシ

第三十條 政府有價證券受拂内譯帳ニハ政府有價證券總括帳ノ計算科目毎ニ各統轄店ヲ區分シタル口座ヲ設ケ枚數及券面額ノ受拂額ヲ記入スヘシ

第三十一條 政府有價證券受拂報告類整理帳ニハ政府有價證券受拂總括帳ノ計算科目毎ニ所屬取扱代理店ヲ區分シタル口座ヲ設ケ枚數及券面額ノ受拂額ヲ記入スヘシ

第三十二條 政府所有有價證券内譯帳ニハ公債證書、株券、證券ノ種類毎ニ預金部共ノ他會計、各廳、各主任官別ノ口座ヲ設ケ枚數及券面額ノ受拂額ヲ記入スヘシ

第三十三條 政府保管有價證券内譯帳ニハ公債證書、株券、證書毎ニ保管有價證券及供託有價證券ニ區分シ取扱官廳又ハ供託局ニ係ルモノハ各廳、各主任官別ノ口座ヲ設ケ枚數及券面額ノ受拂額ヲ記入スヘシ

第三十四條 第二十八條ノ帳簿ハ之ヲ備フル日本銀行ニ於テ左

第三十七條 政府有價證券受拂報告表ハ日本銀行本店ニ於テ統轄店ノ報告額ニ依リ毎日之ヲ調製シ大藏省ニ提出スヘシ

第三十八條 政府所有有價證券月計突合表ハ日本銀行統轄店ニ於テ自店及其ノ所屬店(取扱代理店ヲ除ク)ノ取扱ヒタル政府所有有價證券ノ受拂額及殘額ヲ掲ケ毎月(政府所有有價證券ノ受拂ナキ月ヲ除ク)之ヲ調製シ政府所有有價證券及拂渡請求書ノ番號及金額ヲ記載シタル書類ヲ添へ翌月七日迄ニ到達ノ日取ヲ以テ取扱主任官ニ送付シ其ノ證明ヲ受ケ添付シタル書類ト共ニ之カ返付ヲ受クヘシ

第三十九條 保管有價證券月計突合表又ハ供託有價證券月計突合表ハ日本銀行統轄店ニ於テ自店及其ノ所屬店(取扱代理店ヲ除ク)ノ取扱ヒタル政府保管有價證券ノ受拂額及殘額ヲ掲ケ毎月(政府所有有價證券ノ受拂ナキ月ヲ除ク)之ヲ調製シ政府保管有價證券ノ受入及拂渡請求書ノ番號及金額ヲ記載シタル書類ヲ添へ翌月七日迄ニ到達ノ日取ヲ以テ取扱主任官ニ送付シ其ノ證明ヲ受ケ添付シタル書類ト共ニ之カ返付ヲ受クヘシ

第四十條 取扱代理店ハ其ノ取扱ヒタル政府ノ所有又ハ保管ニ係ル有價證券ノ受拂額及殘額ノ月計突合表ヲ調製シ其ノ證明

記各號ニ依リ受拂額ヲ記入スヘシ

- 一 第一號及第二號ノ帳簿ハ各統轄店毎月十日、二十日及末日ノ報告額
- 二 第三號ノ帳簿ハ自店ノ受拂額並其ノ所屬店毎日ノ受拂並報告額
- 三 第四號ノ帳簿ハ其ノ所屬取扱代理店毎日ノ報告額
- 四 第五號及第六號ノ帳簿ハ自店ノ受拂額並其ノ所屬店毎日ノ受拂額

第三十五條 本章ニ規定スル帳簿ノ格式及記入ノ方法ハ日本銀行大藏大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ムヘシ

第五章 計算報告

第三十六條 日本銀行ハ政府有價證券ノ受拂ニ關シ左ノ計算報告表ヲ調製スヘシ

- 一 政府有價證券受拂報告表 第八號書式
- 二 政府所有有價證券月計突合表 第九號書式
- 三 保管有價證券月計突合表 第十號書式
- 四 供託有價證券月計突合表
- 五 削除
- 六 某月政府有價證券受拂計算書 書式ハ別ニ之ヲ定ム

ヲ受クヘシ

前二條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十一條 某月有價證券受拂計算書ハ毎月日本銀行各店ニ於テ取扱ヒタル有價證券ノ受拂額及殘額ヲ掲ケ日本銀行本店ニ於テ二通ヲ調製シ一通ニハ左ノ附屬書類ヲ添付シ翌月中ニ之ヲ大藏省ニ提出シ一通ハ之ヲ保存スヘシ

- 一 政府ノ所有又ハ保管有價證券ノ月計突合表ノ副本
- 二 政府所有有價證券ノ受拂ニ付テハ會計年度ヲ四期ニ分チ各會計所屬別有價證券ノ種類及券面金額ヲ掲ケタル某月有價證券受拂ノ内譯表

前項ノ附屬書類ノ格式及記入ノ方法並之カ提出時期ハ別ニ之ヲ定ム

第六章 受拂證明

第四十二條 日本銀行ハ會計検査院ノ検査ヲ受クル爲會計検査院ノ定ムル政府有價證券受拂計算書ヲ調製シ大藏大臣ノ定ムル期限内ニ之ヲ大藏省ニ送付スヘシ

第七章 雜則

第四十三條 日本銀行ニ於テ政府所有有價證券取扱規程第七條又ハ供託有價證券取扱規程第六條ノ規定ニ依リ政府所有有價

證券寄託書又ハ供託有價證券寄託書ノ誤謬訂正ノ請求ヲ受ケタルトキハ之カ訂正ノ手續ヲ爲スヘシ

第四十四條 日本銀行ニ於テ政府所有有價證券取扱規程第八條、政府保管有價證券取扱規程第二十二條又ハ供託有價證券取扱規程第六條ノ規定ニ依リ政府所有有價證券受託證書、政府保管有價證券受託證書、供託有價證券受託證書又ハ政府保管有價證券振込濟通知書ノ亡失又ハ毀損ニ關スル證明請求書ヲ受ケタルトキハ之カ調査ヲ爲シ其ノ餘白ニ證明ノ上之ヲ返付スヘシ

日本銀行ニ於テ第十條ノ規定ニ依リ政府保管有價證券振込濟通知書ノ交付ヲ受ケタル者ヨリ其ノ亡失又ハ毀損ニ關スル證明請求書ヲ受ケタルトキハ前項ニ準シ之カ手續ヲ爲シ其ノ旨ヲ取扱官廳ニ通知スヘシ

日本銀行前二項ノ手續ヲ爲シタルトキハ其ノ事由ヲ帳簿又ハ證書類ニ記入シ置クヘシ

第四十五條 日本銀行統轄店又ハ特取扱代理店ハ自店及其ノ所屬店(特取扱代理店ヲ除ク)ノ取扱タル政府所有有價證券、保管有價證券及供託有價證券ノ受拂ニ關スル證書類ヲ受拂ニ區分シ、公債證書、株券、證券毎ニ更ニ政府所有ノモノト政府

保管ノモノトニ區分シ、政府所有ノモノハ之ヲ各官廳別ニ、政府保管ノモノハ之ヲ保管、供託、預金購入ノ三種ニ分チ保管、供託ノ分ハ之ヲ各官廳別ニ一月分ヲ取纏メ合計書ヲ調製シ共ニ保存スヘシ但シ特取扱代理店ニ於テ調製シタルモノハ其ノ證書類ト共ニ所轄統轄店ニ於テ保存スルモノトス

附則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (大正十四年四月一日)

(大藏省令第七號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

預金部預金法附則第四項ニ規定スル國債證券ニシテ本令施行後三月内ニ拂戻ヲ爲スモノニ付テハ從前ノ規定ニ依ル

第一號書式 政府所有有價證券受託證書 (用紙寸法 半紙判半載)

政府所有有價證券受託證書

第 號
下 記 證 券 受 託 候 也
年 月 日

日本銀行(何店) 圖

某 廳 取 扱 主 任 官 宛

證券種別	枚 數	券 面 額	券面、記番號 及 回 數 別	備 考

備 考

一 全額拂込ニアラサルモノモ券面額ヲ記入シ備考欄ニ拂込濟額ヲ記入スヘシ

二 利札欠ノモノニ付テハ其ノ旨ヲ備考欄ニ記入スヘシ

第二號書式 政府保管有價證券振込濟通知書 (用紙寸法 半紙判半載)

三編 日本銀行政府有價證券取扱規程 第二號書式

政府保管有價證券振込濟通知書

第 號
振込人氏名 下記証券貴廳ノ有價証券トシテ振込相受候也
年 月 日
日本銀行(何店) 宛
某廳取扱主任官 宛

証券種別	枚 數	券 面 額	券面、記番號 及回数別	備 考

上記証券提出候也
保管ノ事由 年 月 日 住 所 氏 名 宛
某廳取扱主任官 宛

上記証券拂渡相成度候也。
年 月 日 日本銀行(何店) 宛
某廳取扱主任官官氏名 宛

上記証券領收候也
年 月 日 住 所 氏 名 宛
日本銀行(何店) 宛

備 考
一 全額拂込ニアラサルモノモ券面額ヲ記入シ備考欄ニ拂込濟額ヲ記入
スヘシ
二 利札缺欠ノモノニ付テハ其ノ旨ヲ備考欄ニ記入スヘシ
三 振込カ錯誤ナリシトキ又ハ其ノ必要ナキニ至リシトキハ振込人ハ官
廳ヨリ其ノ旨ノ證明書ヲ受ケ之ヲ日本銀行ニ提出シ有價証券ノ返付
ヲ請求スヘシ

第二號ノ二書式

政府保管有價證券振込濟通知書原符

政府保管有價證券振込濟通知書原符

日本銀行(何店) 宛

年 月 日

第 號
振込人氏名 日本銀行何店 宛
某廳取扱主任官 宛

証券種別	枚 數	券 面 額	備 考
			備考 原符ハ他店振込ノ場合 ニ限リ調製ス

第二號ノ三書式

政府保管有價證券振込受入濟報告書 (用紙寸法 半紙判半載)

政府保管有價證券振込受入報告書

何公債證券何株券又ハ何債券額面何圓也 何枚
振込人 氏 名 何 某
振込店 日本銀行何店

右貴廳口座ニ受入濟ニ付此段及御報告候也
年 月 日
某廳取扱主任官 宛
日本銀行(何店) 宛

三編 日本銀行政府有價證券取扱規程 第二號ノ二書式 第二號ノ三書式

供託有價證券受託證書

第 號
 供託日附 下記證券受託候也
 年 月 日
 供託者氏名
 日本銀行(何店) 宛
 某供託局長 宛

證券種別	枚 數	券 面 額	券面、記番號 及 回 數 別	備 考

備 考
 一 全額拂込ニアラサルモノモ券面額ヲ記入シ備考欄ニ拂込済額ヲ記入スヘシ
 二 利札缺欠ノモノニ付テハ其ノ旨ヲ備考欄ニ記入スヘシ

第四號書式 供託有價證券受託證書 (用紙寸法 半紙判半載)

預金購入有價證券保管通知書

第 號
 下記公債證書預金ヲ以テ購入保管候也
 年 月 日
 日本銀行 宛
 某廳取扱主任官 宛

證券種別	枚 數	券 面 額	券面、記番號及回數別

第五號書式 預金購入有價證券保管通知書 (用紙寸法 半紙判半載)

政府保管有價證券受託證書

第 號
 保管日附 下記證券受託候也
 年 月 日
 提出者氏名
 日本銀行(何店) 宛
 某廳取扱主任官 宛

證券種別	枚 數	券 面 額	券面、記番號 及 回 數 別	備 考

上記證券拂渡相成度候也
 年 月 日
 某廳取扱主任官 官氏名 宛
 日本銀行(何店) 宛

上記證券領收候也
 年 月 日
 住 所
 氏 名 宛
 日本銀行(何店) 宛

備 考
 一 全額拂込ニアラサルモノモ券面額ヲ記入シ備考欄ニ拂込済額ヲ記入スヘシ
 二 利札缺欠ノモノニ付テハ其ノ旨ヲ備考欄ニ記入スヘシ
 三 遺失物法ニ依ルモノナルトキハ日本銀行カ拂渡ヲ爲スヘキ最終ノ期日ヲ餘白ニ記入スヘシ

三編 日本銀行政府有價證券取扱規程 第七號書式
 第六號書式 削除
 第七號書式 預金購入有價證券保管帳 (用紙寸法適宜)

貯 金 局
 預金購入有價證券保管帳

日 本 銀 行

第八號書式 政府有價證券受拂報告表 (用紙寸法美濃)

政府有價證券受拂報告書

年 月 日 日本銀行 團

科 目	受		拂		備 考
	枚數	券面額	枚數	券面額	

三編 日本銀行政府有價證券取扱規程 第八號書式 第九號書式

第九號書式 政府所有有價證券月計突合表 (用紙寸法)

政府所有有價證券月計突合表

年 月 日 年 月 日 日本銀行(何店) 團

取扱官廳 取扱主任官官職氏名

摘 要	受		拂		残	
	枚數	券面額	枚數	券面額	枚數	券面額
公 債 證 書	枚	円	枚	円	枚	円
四分利公債	0	0	0	0	0	0
甲號五分利公債	0	0	0	0	0	0
何々々	0	0	0	0	0	0
株 券	枚	円	枚	円	枚	円
何々會社	0	0	0	0	0	0
何々々	0	0	0	0	0	0
證 券	枚	円	枚	円	枚	円
何々會社債	0	0	0	0	0	0
何々々	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0

證 明 年 月 日
 某廳取扱主任官官職氏名 團

第十號甲書式 保管有價證券月計突合表 (用紙寸法 半紙判半載)

保管有價證券月計突合表

年 月 日 年 月 日

取扱官廳 取扱主任官官職氏名 日本銀行(何店) 圖

種 別	受		拂		殘	
	枚數	券面額	枚數	券面額	枚數	券面額
公債	0	0	0	0	0	0
債	0	0	0	0	0	0
證	0	0	0	0	0	0
書	0	0	0	0	0	0
券	0	0	0	0	0	0
券	0	0	0	0	0	0

證 明 書

年 月 日 某廳取扱主任官官職氏名 圖

第十號乙書式 供託有價證券月計突合表 (用紙寸法 半紙判半載)

供託有價證券月計突合表

年 月 日 年 月 日

供託局長氏名 日本銀行(何店) 圖

種 別	受		拂		殘	
	枚數	券面額	枚數	券面額	枚數	券面額
公債	0	0	0	0	0	0
債	0	0	0	0	0	0
證	0	0	0	0	0	0
書	0	0	0	0	0	0
券	0	0	0	0	0	0
券	0	0	0	0	0	0

證 明 書

年 月 日 供託局長氏名 圖

◎寄託又ハ供託セル國債證券附屬利札盡了ノモノノ特別取扱規程

大正十一年十二月一日 大藏省令第五十八號

寄託又ハ供託セル國債證券附屬利札盡了ノモノノ特別取扱規程

第一條 法令ノ規定ニ依リ政府ニ對スル保證又ハ擔保トシテ寄託又ハ供託セル國債證券ニシテ其ノ附屬利札盡了シタルトキハ寄託者又ハ供託者ハ國債規則第十六條ノ定ムル請求書ニ通テ該國債證券ヲ保管スル日本銀行(本店、支店又ハ代理店)ヲ請フ(以下同シ)ニ提出スベシ但シ政府保管有價證券取扱規程第二條但書ノ規定ニ依リ保管スル國債證券ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 日本銀行ヨリ前條ノ請求書ノ提出ヲ受ケタルトキハ該國債證券ヲ新證券ニ引換ノ手續ヲ爲スベシ但シ該請求書ニシテ利札繼足ニ係ルモノナルトキハ利札繼足ノ手續ヲ爲スモノトス

第三條 日本銀行新證券引換ノ手續ヲ爲シタルトキハ第一條ノ規定ニ依リ提出ヲ受ケタル請求書ノ一通ニ引換濟年月日並新

三編 寄託又ハ供託セル國債證券附屬利札盡了ノモノノ特別取扱規程 償還金ヲ以テ爲ス代リ國債ノ買入ニ關スル特別取扱規程

證券ノ記號番號等ヲ記入シ之ヲ取扱官廳又ハ供託局ニ送付スベシ但シ利札繼足ノ手續ヲ爲シタル場合ニ在リテハ其ノ旨ヲ記入スルモノトス

第四條 取扱官廳又ハ供託局日本銀行ヨリ前條ノ請求書ノ送付ヲ受ケタルトキハ必要ナル事項ヲ寄託者又ハ供託者ニ通知スベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎供託又ハ寄託セル國債ノ償還金ヲ以テ爲ス代リ國債ノ買入ニ關スル特別取扱規程

昭和十一年五月四日 大藏省令第十二號

供託又ハ寄託セル國債ノ償還金ヲ以テ爲ス代リ國債ノ買入ニ關スル特別取扱規程

第一條 法令ノ規定ニ依リ供託シ又ハ政府ニ對スル保證若ハ擔保トシテ寄託セル國債ノ償還セララル場合差替ノ爲其ノ償還金ヲ以テ該國債ノ借換ノ爲發行セララル國債ヲ日本銀行ヨリ供託又ハ寄託セル國債ノ

買入レムトスル者ハ本令ノ定ムル所ニ依リ其ノ請求ヲ爲スコトヲ得但シ政府保管有價證券取扱規程第二條但書ノ規定ニ依リ保管スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二條 前條ノ請求ヲ爲サムトスル者ハ附錄様式ノ特別取扱請求書ニ通テ供託局(供託事務ノ取扱ヲ爲ス銀行ヲ含ム以下同シ)又ハ取扱官廳ニ提出スヘシ但シ左記書類ヲ添付スルコトヲ要ス

- 一 日本銀行所定ノ國債買受申込書
- 二 國債ノ變更ニ付主務官廳ノ認可又ハ權利者ノ承諾ヲ必要トスル場合ニ於テハ其ノ認可書又ハ承諾書但シ第六條ニ依ル剩餘金ノ處置ヲ認可又ハ承諾スル旨ノ記載アルコトヲ要ス

供託又ハ寄託ニ代用セル甲種登錄國債ニ付前條ノ請求ヲ爲ス場合ニ在リテハ國債ノ變更ヲ認可スル官廳ヲ取扱官廳トス

第三條 供託局又ハ取扱官廳前條ノ特別取扱請求書ヲ調査シ其ノ請求ニ應スヘキモノト認メタルトキハ其ノ一通ニ承認ノ旨並ニ供託有價證券受託證書(供託事務ノ取扱ヲ爲ス銀行ニ在リテハ供託書)、政府保管有價證券受託證書又ハ政府保管有價證券振込濟通知書ノ番號ヲ記載シ他ノ一通及添付書類ト共ニ

直ニ其ノ償還國債ヲ保管スル日本銀行本店支店又ハ代理店ニ送付スヘシ但シ其ノ償還國債カ甲種登錄國債ナル場合ハ日本銀行本店ニ送付スヘシ

第四條 日本銀行國債賣却ノ決定ヲ爲シタルトキハ償還國債ノ償還ヲ受ケ其ノ償還金ヲ以テ國債賣却代金ニ充當シ國債變更ニ必要ナル手續ヲ爲スヘシ但シ左記各號ノ規定ニ準據スルコトヲ要ス

- 一 特別取扱請求ニ係ル國債證券ヲ保管スル日本銀行代理店ハ請求書記載ノ事項ト自店保管ニ係ル當該國債證券ト照合ノ上承認ノ旨記載シアル請求書及添付書類ヲ所轄日本銀行本店又ハ支店ニ送付シ其ノ決定ヲ請フモノトス但シ臺北、京城、大連代理店及其ノ管下代理店ニ在リテハ日本銀行本店ニ送付シ其ノ決定ヲ請フモノトス
- 二 前條ノ書類ノ送付ヲ受ケタル日本銀行本店又ハ支店カ國債賣却ノ決定ヲ爲シタルトキハ代リ國債證券ヲ當該店ニ送付スヘシ

第五條 日本銀行ニ於テ國債變更ノ手續ヲ了シタルトキハ受託有價證券變更證書又ハ登錄國債變更證書ヲ作製シ之ヲ供託局又ハ取扱官廳ニ送付スヘシ

附錄様式ノ一

供託國債證券ノ償還金ヲ以テ爲ス代リ國債買入特別取扱請求書

(備考 記名國債證券ノ代リ國債ハ無記名國債證券トス)

- 一、買入申込先 日本銀行 店
- 一、償還國債 年 月 日 供託第 號ノ分

(國債名稱) (總額面) (總枚數)

額面 圓也 枚

內譯

(券面種類) (記號) (證券番號)

圓券 號回 番

右國債ハ 年 月 日償還ノ處之カ償還金ヲ以テ右國債借換ノ

爲發行セラルル 額面 圓也ヲ買入右國債ノ代リトシテ直ニ

供託ノ手續相受度候條特別取扱方御認可相成度別紙國債買受申込書相

添へ此段及請求候也

年 月 日

住所

氏 名印

官廳 取扱主任官 殿

供託局又ハ取扱官廳前項變更證書ノ送付ヲ受ケタルトキハ國債變更ノ手續ヲ了シタル旨ヲ請求者ニ通知スヘシ
償還國債ニ付事故アルニ因リ日本銀行ニ於テ國債ノ賣却ヲ爲シ得サリシトキハ其ノ旨ヲ供託局又ハ取扱官廳ニ通知シ供託局又ハ取扱官廳ハ更ニ其ノ旨ヲ請求者ニ通知スヘシ
第六條 日本銀行償還金ヲ賣却代金ニ充當シ剩餘金ヲ生シタルトキハ之ヲ請求者ニ返還スルモノトス
第七條 本令ニ依ル特別取扱ノ請求ハ之ヲ取消スコトヲ得ス
第八條 本令ニ依ル特別取扱請求書ノ供託局又ハ取扱官廳ニ於ケル受付期間ハ其ノ都度大藏大臣之ヲ告示ス
第九條 本令ノ施行ニ必要ナル事項ニシテ大藏大臣ノ定ムルモノヲ除クノ外ハ日本銀行之ヲ定メ大藏大臣ニ報告スヘシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

三編 供託又ハ寄託セル國債ノ償還金ヲ以テ爲ス代リ國債ノ買入ニ関スル特別取扱規程
右承認ス
年 月 日

一一五〇

住所

氏 名印

官廳
取扱主任官 氏 名印

取扱官廳
右承認ス
年 月 日

取扱官廳 氏 名印

附錄様式ノ二

供託代用甲種登錄國債ノ償還金ヲ以テ爲ス代リ
寄託代用甲種登錄國債ノ償還金ヲ以テ爲ス代リ

國債(甲種登錄國債)買入特別取扱請求書

一、買入申込先 日本銀行本店

一、償還國債

(國債) (登錄) (記號) (登錄) (登錄)
(名稱) (記名) (番號) (金額)

號回 番 金 圓也

右國債ハ 年 月 日償還ノ處之カ償還金ヲ以テ右國債借換ノ
爲發行セラルル 額面 圓也ヲ買入右國債ノ代リトシテ直ニ
供託代用ノ登錄手續相受度候條特別取扱方御認可相成度別紙國債買受
寄託代用ノ登錄手續相受度候條特別取扱方御認可相成度別紙國債買受
申込書相添へ此段及請求候也

追テ買入國債ノ元利金ハ 店(何府縣何郵便局)ニ於テ御支拂相成度
候

年 月 日

◎政府有價證券移送保管手續

大正十一年三月二十八日
大藏省 達 第一號

政府有價證券移送保管手續

第一條 日本銀行ハ保管上必要アル場合ニ於テハ政府所有有價
證券取扱規程、政府保管有價證券取扱規程又ハ供託有價證券
取扱規程ニ依リ寄託ヲ受ケタル政府有價證券ヲ左記各店ニ移
送シテ保管スルコトヲ得

日本銀行本 店	日本銀行名古屋支店
同 京都支店	同 松本支店
同 大阪支店	同 秋田支店
同 新潟支店	同 金澤支店
同 小樽支店	同 廣島支店
同 門司支店	同 函館支店
同 熊本支店	同 松江支店
同 福島支店	同 岡山支店

第二條 前條ノ規定ニ依リ日本銀行甲店ノ有價證券ヲ日本銀行

乙店ニ移送セムトスルトキハ日本銀行本店ハ其ノ旨ヲ日本銀
行甲店ニ通知スヘシ

三編 政府有價證券移送保管手續 登錄國債ノ擔保充用方

◎登錄國債ノ擔保充用方

明治四十二年三月二十二日
法律 第八號

法令ノ規定ニ依リ擔保トシテ國債證券ヲ供託又ハ寄託スル場合

第三條 日本銀行甲店前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ移送仕譯書
ヲ添へ確實ナル方法ヲ以テ有價證券ヲ日本銀行乙店ニ移送シ
之ヲ保管セシメ領收證書ノ送付ヲ受クヘシ

第四條 日本銀行甲店前條ノ有價證券又ハ其ノ利札ノ拂渡ヲ要
スルトキハ日本銀行乙店ニ對シ之カ返還ヲ請求スヘシ

第五條 日本銀行乙店前條ノ請求ヲ受ケタルトキハ返還仕譯書
ヲ添へ確實ナル方法ヲ以テ有價證券又ハ利札ヲ日本銀行甲店
ニ返送シ領收證書ノ送付ヲ受クヘシ

第六條 日本銀行甲店ノ保管スル有價證券ニシテ至急移送ヲ要
スルモ第一條ニ規定スル日本銀行ニ移送シ難キトキハ日本銀
行本店ハ特ニ日本銀行ヲ指定シ之ニ移送スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ移送スル場合ニハ第二條乃至第五條ノ規定
ヲ準用ス

附 則

本手續ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

三編 保證擔保充用國債證券ノ件 明治四十一年勅令第二百八十七號第三項ノ規定ニ依リ國債ノ發行價格 一一五二
ニ加算スベキ金額ニ關スル件
ニ於テハ證券ヲ發行セサル登錄國債ニ付テ擔保ノ登錄ヲ受ケ之
ニ代フルコトヲ得

●保證金其ノ他ノ擔保ニ充用スル國債證券等ノ價格

明治四十一年十一月二十八日勅令第二百八十七號

政府ニ納ムヘキ保證金其ノ他ノ擔保ニ充用スル國債ノ價格ハ其ノ債權金額ニ依ル
割引ノ方法ヲ以テ發行シタル國債ニシテ保證金其ノ他ノ擔保ニ充用ノ日ヨリ五年以内ニ償還期限ノ到來セサルモノニ付テハ發行價格ニ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ發行價格ト額面金額トノ差額ノ一部ニ相當スル金額ヲ加算シタル金額ヲ以テ其ノ國債ノ債權金額ト看做ス
明治三十八年勅令第二十號ハ之ヲ廢止ス

●明治四十一年勅令第二百八十七號第二項ノ規定ニ依リ國債ノ發行價格ニ加算スベキ金額ニ關スル件

昭和十四年六月十三日大藏省令第二十六號

明治四十一年勅令第二百八十七號第二項ノ規定ニ依リ國債ノ發行價格ニ加算スベキ金額ハ發行價格ト額面金額トノ差額ヲ發行ノ日ヨリ償還ノ日迄ノ年數ヲ以テ除シタル金額ニ發行ノ日ヨリ保證金其ノ他ノ擔保ニ充用ノ日迄ノ年數ニ四ヲ加ヘタル數ヲ乘ジテ之ヲ計算ス
前項ノ計算ニ際シ發行ノ日ヨリ償還ノ日迄ノ年數又ハ發行ノ日ヨリ保證金其ノ他ノ擔保ニ充用ノ日迄ノ年數ニ付一年未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨ツ
第一項ノ計算ハ額面金額十圓毎ニ之ヲ行ヒ發行價格ト額面金額トノ差額ヲ發行ノ日ヨリ償還ノ日迄ノ年數ヲ以テ除シタル金額ニ付一錢未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨ツ
附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●記名ノ國債ヲ質權ノ目的ト爲ストキ民法第三百六十四條ノ規定ヲ適用セザルノ件

(明治三十七年四月一日法律第十七號)

民法第三百六十四條第一項ノ規定ハ記名ノ國債ニハ之ヲ適用セズ

(參照)

民法抄錄

第三百六十四條 指名債權ヲ以テ質權ノ目的トシタルトキハ第四百六十七條ノ規定ニ從ヒ第三債務者ニ質權ノ設定ヲ通知シ又ハ第三債務者カ之ヲ承諾スルニ非サレハ之ヲ以テ第三債務者其他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
前項ノ規定ハ記名ノ株式ニハ之ヲ適用セズ

○保證擔保充用國債證券受拂高報告ヲ年末現在高報告ニ改正ノ件

大正元年十月二十六日逕經主第九九五號通牒

經理局大阪出張所
郵便貯金局
逕信管理局
在外郵便局
航路標識管理所

明治四十一年十月經主甲第五八六一號通牒保證金其他ノ擔保ニ充用シタル國債ノ質權ノ目的ト爲ストキ民法第三百六十四條ノ規定ヲ適用セザルノ件 保證擔保充用國債證券ノ件 一一五三

タル國債證券受拂高每半年年度報告方ノ件自今每年一回十二月現在高報告ニ改メラレ候條左記様式ニ依リ翌年一月十五日限り提出相成度候
(様式)

保證擔保充用國債現在高調

(何年末) 「何」局 校所

根據法令	國債種別		計
	會計規則	何公債	
何	計	何公債	計
計	々	円	円
		円	円
		円	円
		円	円

備考 本表ニハ管轄區内局所ノ分ヲ包含セシムヘシ

○契約保證金其ノ他擔保トシテ提供セル外貨表示有價證券ニ關スル件

昭和十一年十月一日逕經主三一〇九號

逕信部内一般
右ニ關シ大藏次官ヨリ當省次官宛左記ノ通牒有之候條了知相成度
追而本件通牒末尾ニ該當ノモノ有ラハ豫メ經理局長迄申出相成度

三編 保證擔保充用國債證券ノ件

藏爲第七九四六號(昭和十一年九月十九日)
大藏次官ヨリ逕信次官宛)
貴省部内ニ於テ契約保證金又ハ延納擔保等ノ目的物トシテ外貨
ヲ以テ表示シタル本邦又ハ外國ノ公債、社債又ハ株式等ノ證券
ヲ徵セラルルコトアル場合ニハ外國爲替管理ノ關係モ有之昭和
七年七月大藏省令第十三號資本逃避防止法ニ關スル施行手續第
八條並第九條及同八年四月同第八號外國爲替管理法ニ關スル施
行手續第二十一條並第二十二條ノ規定ニ依リ日本銀行ノスタン
プヲ押捺シタルモノヲ徵スルコトニ御取計ヲ得度尙右スタン
プノ押捺ナキモノヲ徵セラルル止ムヲ得ザル事由モ有之候際ハ豫
メ當省ニ御協議相煩度此段爲念得貴意候也

第四編 軍

票

軍
票

三編 保證擔保充用國債證券ノ件

藏爲第七九四六號(昭和十一年九月十九日
大藏次官ヨリ逓信次官宛)

貴省部内ニ於テ契約保證金又ハ延納擔保等ノ目的物トシテ外貨
ヲ以テ表示シタル本邦又ハ外國ノ公債、社債又ハ株式等ノ證券
ヲ徵セララルコトアル場合ニハ外國爲替管理ノ關係モ有之昭和
七年七月大藏省令第十三號資本逃避防止法ニ關スル施行手續第
八條並第九條及同八年四月同第八號外國爲替管理法ニ關スル施
行手續第二十一條並第二十二條ノ規定ニ依リ日本銀行ノスタン
プヲ押捺シタルモノヲ徵スルコトニ御取計ヲ得度尙右スタン
プノ押捺ナキモノヲ徵セララル止ムヲ得ザル事由モ有之候際ハ豫
メ當省ニ御協議相煩度此段爲念得貴意候也

第四編 軍

票

軍
票

第四編 軍 票

◎帝國憲法第八條第一項ニ依リ「ボツダム」宣言受諾ニ伴ヒ發スル命令ニ關スル件

昭和二十年九月二十日
勅令第五百四十二號

政府ハ「ボツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ聯合國最高司令官ノ爲ス要求ニ係ル事項ヲ實施スル爲特ニ必要アル場合ニ於テハ命令ヲ以テ所要ノ定ヲ爲シ必要ナル罰則ヲ設クルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎昭和二十年勅令第五百四十二號ボツダム宣言ノ受諾ニ伴ヒ發スル命令ニ關スル件に基キ聯合國占領軍、その將兵又は聯合國占領軍に附屬し、若しくは随伴する者の財産の收受及び所持の禁止に關する政令

昭和二十年八月二十五日
政令第五百六十五號

第一條 聯合國占領軍、その將兵又は聯合國占領軍に附屬し若

しくは随伴する者の財産（聯合國占領軍の發行するドル表示軍票、英國占領軍の發行するポンド表示軍票又は英國占領軍の使用する一ペニー若しくは半ペニーのオーストラリヤ銅貨幣を除く。）は何人も、公に認められた場合を除く外、これを收受し、又は所持してはならない。

日本國の通貨又は聯合國占領軍の將兵若しくは聯合國占領軍に附屬し若しくは随伴する者が、聯合國占領軍、聯合國政府機關又は同機關によつて物品給與の權限を附與されている福利機關のいずれにも該當しない者から日本國內において取得した日本國內において製造された物品は、前項の規定にかかわらず、これを收受し、又は所持することができる。

第二條 聯合國占領軍の發行するドル表示軍票、英國占領軍の發行するポンド表示軍票又は英國占領軍の使用する一ペニー若しくは半ペニーのオーストラリヤ銅貨幣は、何人も、他の法令に別段の定がある場合を除いて、これを收受し、又は所持してはならない

第三條 第一條第一項又は前條の規定に違反した者は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

前項の罪を犯した者には、情狀により懲役及び罰金を併科

することが出来る。

附則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

●昭和二十年勅令第五百四十二号

「ポツダム」宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く聯合國占領軍の発行する弗表示軍票の取締等に関する件

昭和二十一年九月三十日
大藏通信省令第一号

第一條 郵政官署の職員は、大藏大臣の指定する給付の支拂に限り、聯合國占領軍に属する軍人又は聯合國人たる軍属から、聯合國占領軍の発行する弗表示軍票の提出を受けた場合には、一弗につき五十円の割合で、これを收受しなければならぬ。

第二條 前條の規定に違反した者は、これを三年以下の懲役若しくは禁錮又は五千円以下の罰金に処する。

附則

この省令は、昭和二十一年九月三十日から、これを施行する。

●昭和二十年勅令第五百四十二号

「ポツダム」宣言受諾に伴い発する命令に関する件に基く英國占領軍の発行する磅表示の軍票又は英國占領軍の使用する濠洲貨幣の取締に関する件

昭和二十二年五月二十九日
大藏省令第五十六号

英國占領軍の発行するポンド表示の軍票又は英國占領軍の使用する一ペニー若しくは半ペニーのオーストラリア銅貨幣を收受し又は所持する行為の禁止は、聯合國占領軍に属する軍人又は聯合國人たる軍属以外の者で聯合國最高司令官の要求に基き大藏大臣の指定する者については、これを適用しない。

附則

この省令は、公布の日から、これを施行する。

●外國爲替管理法施行規則又は昭和二十年大藏省令第八十八号の規定による制限並びに報告免除

昭和二十二年十月二日
大藏省令第二百三十三号

左に掲げる場合においては、その取引の当事者に対し、外國

止する。

通信官署の職員が、聯合國最高司令官の要求に基き、通信大臣の定めるところにより、電信又は電話の料金の支拂として、弗表示軍票を聯合國占領軍に属する軍人又は聯合國人たる軍属から受け入れるとき。

●昭和二十二年大藏省令第五十六号の規定による指定

昭和二十二年十月二日
大藏省令第二百三十五号

昭和二十二年大藏省令第五十六号（昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く英國占領軍の発行するポンド表示の軍票又は英國占領軍の使用するオーストラリア貨幣の取締に関する省令）の規定により次のように指定する。

通信官署の職員。但し、これ等の者が聯合國最高司令官の要求に基き、通信大臣の定めるところにより、ポンド表示の軍票又はオーストラリア貨幣を聯合國占領軍に属する軍人又は聯合國人たる軍属から受け入れるときに限る。

爲替管理法施行規則又は昭和二十年大藏省令第八十八号の規定

による制限並びに報告を免除する。

一 聯合國最高司令官の要求に基き、貿易廳長官の指定する者が、貿易廳長官の定めるところにより、聯合國占領軍の発行する弗表示の外國貿易支拂票を、民間貿易代表から受入れるとき。

二 聯合國最高司令官の要求に基き、通信大臣の指定する者が、通信大臣の定めるところにより、聯合國占領軍の発行する弗表示の外國貿易支拂票を、民間貿易代表から受入れるとき。

●昭和二十一年大藏通信省令第一号 第一條の規定による指定

昭和二十二年十月二日
大藏省令第二百三十四号

昭和二十一年大藏通信省令第一号（昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く聯合國占領軍の発行する弗表示軍票の取締等に関する省令）第一條の規定により次のように指定する。

昭和二十一年九月大藏省令第六百九十四号（昭和二十一年大藏通信省令第一号第二條の規定による指定の件）はこれを廢

第五編 國有財產

國有財產

第五編 國有財産

◎國有財産法

昭和二十三年六月三十日
法律第七十三号

國有財産法目次

- 第一章 総則
- 第二章 管理及び処分の機関
- 第三章 管理及び処分
 - 第一節 通則
 - 第二節 行政財産
 - 第三節 普懸財産
- 第四章 台帳、報告書及び計算書
- 附則

國有財産法

第一章 総則

(この法律の趣旨)

第一條 國有財産の取得、維持、保存及び運用(以下管理という)並びに処分については、他の法律に特別の定のある場合を除く外、この法律の定めるところによる。

五編 國有財産法 総則

(國有財産の範圍)

第二條 この法律において國有財産とは、國の負担において國有となつた財産又は法令の規定により、若しくは寄附により國有となつた財産であつて左に掲げるものをいう。

- 一 不動産
 - 二 船舶、浮標、浮き橋及び浮ドック
 - 三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物
 - 四 事業所、作業所、学校、病院、研究所その他これらに準ずる施設においてその用に供する機械及び重要な器具
 - 五 地上権、地役権、鉱業権、砂鉄権その他これに準ずる権利
 - 六 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
 - 七 株券、社債券、地方債証券、投資信託の受益証券及び出資に因る権利並びに外國又は外國法人の発行する証券で株券、社債券、地方債証券その他これらに準ずるものの性質を有するもの。但し、國が資金又は積立金の運用及びこれに準ずる目的のために臨時に所有するものを除く。
- 前項第四号の機械及び重要な器具は、当該事業所、作業所、

学校、病院、研究所その他これらに準ずる施設を廃止した場合においても、これを國有財産とする。

3 第一項第七号の社債券には、特別の法令により法人の発行する債券及び社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）の規定により登録された社債を含むものとする。

（國有財産の分類及び種類）

第三條 國有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

2 行政財産とは、左に掲げる種類の財産をいう。

- 一 公用財産 國において國の事務、事業又はその職員の仕事の用に供し、又は供するものと決定したもの
- 二 公共福社用財産 國において直接公共の用に供し、若しくは供するものと決定した公園若しくは廣場又は公共のために保存する記念物若しくは國宝
- 三 皇室用財産 國において皇室の用に供するもの
- 四 企業用財産 國において國の企業又はその企業に従事する職員の住居の用に供し、又は供するものと決定したものである

3 普通財産とは、行政財産以外の一切の國有財産をいう。

4 第二項第四号の國の企業については、政令でこれを定める。

（総轄、所管換及び所屬替の意義）

（國有財産の総轄の機關）

第七條 大藏大臣は、國有財産の総轄をしなければならない。

（國有財産の引継）

第八條 行政財産の用途を廃止した場合には、各省各廳の長は、大藏大臣にこれを引き継がなければならない。但し、政令で定める特別会計に属するもの及び引き継ぐことを適当としないものとして政令で定めるものについては、この限りでない。

2 前項但書の普通財産については、第六條の規定にかかわらず、当該財産を所管する各省各廳の長が、これを管理し、又は処分するものとする。

（國有財産の事務の委任）

第九條 各省各廳の長は、その所管に属する國有財産に関する事務の一部を、部局等の長に分掌させることができる。

2 國は、國有財産に関する事務を、地方公共団体又はその吏員に取り扱わせることができる。（昭和二四、五第一一三四号改正）

第三章 管理及び処分

第一節 通則

五編 國有財産法 管理及び処分

第四條 この法律において「國有財産の総轄」とは、國有財産の管理及び処分の適正を期するため、國有財産に関する制度を整え、その管理及び処分の事務を統一し、その増減、現在額及び現状を明らかにし、並びにその管理及び処分について必要な調整をすることをいう。

2 この法律において「國有財産の所管換」とは、衆議院議長、參議院議長、内閣総理大臣、法務総裁、各省大臣、最高裁判所長官及び会計検査院長（以下各省各廳の長という。）の間に於いて、國有財産の所管を移すことをいう。

3 この法律において「國有財産の所屬替」とは、同一所管内に二以上の部局等がある場合に、一の部局等の所屬に属する國有財産を他の部局等の所屬に移すことをいう。

第二章 管理及び処分の機關

（行政財産の管理の機關）

第五條 各省各廳の長は、その所管に属する行政財産を管理しなければならない。

（普通財産の管理及び処分の機關）

第六條 普通財産は、大藏大臣が、これを管理し、又は処分しなければならない。

（管理及び処分の総轄）

第十條 大藏大臣は、必要があるときは、各省各廳の長に対し、その所管に属する國有財産について、その状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査をし、又は閣議の決定を経て、用途の変更、用途の廃止、所管換その他必要な措置を求めることができる。

第十一條 大藏大臣は、各省各廳の長の所管に属する國有財産につき、その現況に関する記録を備え、常時その状況を明らかにして置かなければならない。

第十二條 各省各廳の長が、國有財産の所管換を受けようとするときは、当該財産を所管する各省各廳の長及び大藏大臣に協議しなければならない。

第十三條 公共福社用財産又は皇室用財産とする目的で財産を取得し、又は公共福社用財産若しくは皇室用財産以外の國有財産をこれらの財産としようとするときは、國會の議決を経なければならない。公共福社用財産又は皇室用財産の用途を廃止しようとするときも同様とする。

第十四條 左に掲げる場合には、当該國有財産を所管する各省各廳の長は、大藏大臣に協議しなければならない。

- 一 公用財産又は企業用財産とする目的で土地又は建物を取得しようとするとき。
 - 二 普通財産を公用財産又は企業用財産としようとするとき。
 - 三 公用財産を企業用財産とし、又は企業用財産を公用財産としようとするとき。
 - 四 公用財産又は企業用財産である土地又は建物の用途を変更しようとするとき。
 - 五 公用財産又は企業用財産である建物を移築しようとするとき。
 - 六 公用財産又は企業用財産である土地又は建物について、所屬を異にする会計の間において所屬替をしようとするとき。
- 2 前項第一号、第四号及び第五号の規定は、政令で定める特別会計に属するものについては、これを適用しない。
- (異なる会計の所管換等)
- 第十五條 公用財産、企業用財産及び普通財産を、所屬を異にする会計の間において、所管換若しくは所屬替をし、又は所屬を異にする会計をして使用させるときは、当該会計間にお

- いて有償として整理するものとする。但し、國において直接道路、河川、水路、港湾その他公共の用に供する財産であつて公共福祉用財産以外のもの（以下公共物という。）又は公共福祉用財産とする目的をもつてこれをする場合は、この限りでない。
- (職員の行爲の制限)
- 第十六條 國有財産に關する事務に従事する職員は、その取扱に係る國有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。
- 2 前項の規定に違反してなした行爲は、これを無効とする。
- (國有財産調整審議會)
- 第十七條 第十條の規定により大藏大臣の求める用途の変更、用途の廃止、所管換その他必要な措置及び第十四條の規定により大藏大臣が協議を受けた重要な事項について、大藏大臣の諮問に應じてこれを調査審議するため、大藏省に國有財産調整審議會を置く。（昭和二四、五第一三四号同第一四五号改正）
- 2 審議會は、会長一人、委員二十八人以内でこれを組織する。
 - 3 会長は、大藏大臣をもつて、これに充てる。
 - 4 委員は、衆議院、參議院、総理府、法務府、各省、最高裁

判所及び会計検査院（以下各省各廳という。）の職員の中から、内閣でこれを命ずる。

- 5 前各項に定めるものの外、審議會について必要な事項は、政令でこれを定める。

第二節 行政財産

(処分等の制限)

第十八條 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において使用又は収益をさせる場合を除く外、これを貸し付け、交換し、賣り拂い、讓與し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができない。

(準用規定)

第十九條 第二十一條から第二十五條までの規定は、行政財産をその用途又は目的を妨げない限度において使用又は収益をさせる場合に、これを準用する。

第三節 普通財産

(処分等)

第二十條 普通財産は、第二十一條から第三十一條までの規定によりこれを貸し付け、交換し、賣り拂い、讓與し、又はこれに私権を設定することができる。

2 普通財産は、法律で特別の定をした場合に限り、これを出資の目的とすることができる。

(貸付期間)

第二十一條 普通財産の貸付は、左の期間をこえることができない。

- 一 植樹を目的として、土地及び土地の定着物（建物を除く。以下同じ。）を貸し付ける場合は、六十年
- 二 前号の場合を除く外、土地及び土地の定着物を貸し付ける場合は、三十年
- 三 建物その他の物件を貸し付ける場合は、十年

2 前項の貸付期間は、これを更新することができる。この場合においては、更新のときから同項の期間をこえることができない。

(無償貸付)

第二十二條 普通財産は、左に掲げる場合においては、これを地方公共団体、水利組合及び北海道土功組合（以下公共団体という。）に、無償で貸し付けることができる。

- 一 公共団体において、緑地、公園、ため池、火葬場、墓地又はじんあい焼却場の用に供するとき。

二 公共団体において、保護を要する生活困窮者の收容の用に供するとき。

2 前項の無償貸付は、公共団体における当該施設の経営が営利を目的とし、又は利益をあげる場合には、これを行うことができない。

3 各省各廳の長は、第一項の規定により、普通財産を無償で貸し付けた場合において、公共団体の当該財産の管理が良好でないと認めるとき又は前項の規定に該当することとなつたときは、直ちにその契約を解除しなければならない。

(貸付料)

第二十三條 普通財産の貸付料は、毎年定期に、これを納付させなければならない。但し、數年分を前納させることを妨げない。

(貸付契約の解除)

第二十四條 普通財産を貸し付けた場合において、その貸付期間中に國又は公共団体において公共用、公用又は國の企業若しくは公益事業の用に供するため必要を生じたときは、当該財産を所管する各省各廳の長は、その契約を解除することができる。

2 前項の交換をする場合において、その價額が等しくなくときは、その差額を金銭で補足しなければならない。

3 第一項の規定により堅固な建物を交換しようとするときは、各省各廳の長は、事前に、會計検査院に、これを通知しなければならない。

(讓與)

第二十八條 普通財産は、左に掲げる場合においては、これを讓與することができる。

一 公共団体において維持及び保存の費用を負担した道路、河川、水路、港灣、堤とう、みぞ又はため池の用に供していたものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止に因つて生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において当該公共団体に讓與するとき

二 公共団体又は私人において既存の道路、河川、水路、港灣、堤とう、みぞ又はため池の用途に代るべき他の施設をしたためその用途を廃止した場合において、当該用途の廃止に因つて生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において当該公共団体又は当該私人若しくはその相続人その他の包括承継者に讓與するとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合においては、借受人は、これに因つて生じた損失につき当該財産を所管する各省各廳の長に対し、その補償を求めることができる。

第二十五條 前條第二項の規定により補償の請求があつたときは、当該財産を所管する各省各廳の長は、これを會計検査院の審査に附することができる。

2 各省各廳の長は、前項の審査の結果に關し、會計検査院の通知を受けたときは、その通知のあつた判定に基き、適當な措置をとらなければならない。

(準用規定)

第二十六條 前五條の規定は、貸付以外の方法により普通財産の使用又は収益をさせる場合に、これを準用する。

(交換)

第二十七條 普通財産は、土地又は土地の定着物若しくは堅固な建物に限り、國又は公共団体において公共用、公用又は國の企業若しくは公益事業の用に供するため必要があるときは、これをそれぞれ土地又は土地の定着物若しくは堅固な建物と交換することができる。但し、價格の差額が、その高價なものの價額の四分の一をこえるときは、この限りでない。

三 道路、河川、水路、港灣、堤とう、みぞ又はため池の用に供していた寄附に係るものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止に因つて生じた普通財産をその寄附者又はその相続人その他の包括承継者に讓與するとき。但し、寄附の際特約をした場合を除く外、寄附を受けた後二十年を経過したものについては、この限りでない。

四 公共団体において火葬場、墓地、じんあい、焼却場として公共の用に供する普通財産を当該公共団体に讓與するとき。但し、公共団体における当該施設の経営が営利を目的とし、又は利益をあげる場合においては、この限りでない。

(用途指定の賣拂)

第二十九條 一定の用途に供させる目的をもつて普通財産の賣拂をする場合は、当該財産を所管する各省各廳の長は、その買受人に対して用途並びにその用途に供しなければならない期日及び期間を指定しなければならない。

第三十條 前條の規定によつて用途並びにその用途に供しなければならない期日及び期間を指定して普通財産の賣拂をした場合において、指定された期日を経過してもなおこれをその用途に供せず、又はこれをその用途に供した後指定された期

間内にその用途を廃止したときは、当該財産を所管した各省各廳の長は、その契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、損害の賠償を求めるときは、各省各廳の長は、その額について大蔵大臣に協議しなければならない。

(賣拂代金等の納付)

第三十一條 普通財産の賣拂代金又は交換差金は、当該財産の引渡前にこれを納付させなければならない。但し、当該財産の譲渡を受けたものが公共団体又は教育若しくは社会事業を営む団体である場合において、各省各廳の長は、その代金又は差金を一時に支拂うことが困難であると認めるときは、確實な担保を徴し、利息を附し、五年以内の延納の特約をすることが出来る。

2 前項但書の規定により延納の特約をしようとするときは、各省各廳の長は、延納期限、担保及び利率について、大蔵大臣に協議しなければならない。

3 第一項但書の規定により延納の特約をした場合において、左の各号の一に該当する事由があるときは、各省各廳の長は、直ちにその特約を解除しなければならない。

る現在額の報告書を調製し、翌年度七月三十一日までに、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により送付を受けた國有財産増減及び現在額報告書に基き、國有財産増減及び現在額計算書を調製しなければならない。

3 内閣は、前項の國有財産増減及び現在額計算書を第一項の國有財産増減及び現在額報告書とともに、翌年度十月三十一日までに、會計検査院に送付し、その検査を受けなければならない。

第三十四條 内閣は、會計検査院の検査を経た國有財産増減及び現在額計算書を、翌年度開会の國會の常会に報告することを常例とする。

2 前項の國有財産増減及び現在額計算書には、會計検査院の検査報告の外、各省各廳の國有財産増減及び現在額報告書を添附する。

(見込現在額報告書、総計算書)

第三十五條 各省各廳の長は、毎會計年度毎に当該年度末及び翌年度末における國有財産見込現在額報告書を調製し、当該年度九月三十日までに、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

一 当該財産の譲渡を受けたものとする管理が、適當でないとき。

二 各年における延納に係る代金又は差金の納付金額と利息との合計額が当該年の当該財産の見積貸料の額に満たないとき。

第四章 台帳、報告書及び計算書

(台帳)

第三十二條 各省各廳は、第三條の規定による國有財産の分類及び種類に従い、その台帳を備えなければならない。但し、部局等の長において、國有財産に関する事務の一部を分掌するときは、その部局等毎に、これを備え、各省各廳には、その総括簿を備えるものとする。

2 各省各廳の長又は部局等の長は、その所管に属し、又は所屬に属する國有財産につき、取得、所管換、処分その他の理由に基き変動があつた場合においては、直ちにこれを台帳に記載しなければならない。

(増減及び現在額報告書、総計算書)

第三十三條 各省各廳の長は、その所管に属する國有財産につき、毎會計年度間における増減及び毎會計年度末現在における

らない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により送付を受けた國有財産見込現在額報告書に基き、当該年度末及び翌年度末における國有財産見込現在額計算書を調製しなければならない。

(無償貸付状況報告書、総計算書)

第三十六條 各省各廳の長は、毎會計年度末において第二十二條第一項の規定(第十九條及び第二十六條において準用する場合を含む。)により無償貸付をした國有財産につき、毎會計年度末における國有財産無償貸付状況報告書を調製し、翌年度七月三十一日までに、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により送付を受けた國有財産無償貸付状況報告書に基き、國有財産無償貸付状況総計算書を調製しなければならない。

3 内閣は、前項の國有財産無償貸付状況総計算書を、第一項の各省各廳の國有財産無償貸付状況報告書とともに、翌年度十月三十一日までに、會計検査院に送付し、その検査を受けなければならない。

第三十七條 内閣は、會計検査院の検査を経た國有財産無償貸

付状況総計算書を、翌年度開会の國會の常会に報告することを常例とする。

2 前項の國有財産無償貸付状況総計算書には、会計検査院の検査報告の外、各省各廳の國有財産無償貸付状況報告書を添附する。

(適用除外)

第三十八條 本章の規定は、公共物については、これを適用しなす。

附 則

第三十九條 この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。但し、第三十三條、第三十四條及び第三十六條から第三十八條までの規定は、昭和二十二年度分から、これを適用し、第十三條の規定は、第四十五條の規定による國會の議決のあつた日から、これを施行する。

第四十條 財産税法（昭和二十一年法律第五十二号）及び戦時補償特別措置法（昭和二十一年法律第三十八号）により物納された國有財産については、第二十二條（第二十六條において準用する場合を含む。）又は第二十八條の規定による無償貸付又は譲與は、これを行うことができない。但し、法律の規

二項に該当しないものについては、この限りでない。

第四十四條 各省各廳の長は、昭和二十三年九月三十日まで、その所管に属する國有財産を第三條の規定による分類及び種類に従い類別し、その類別表を大藏大臣に送付しなければならない。

2 大藏大臣は、前項の規定により送付を受けた類別表に基づき、國有財産総類別表を作成し、それを國有財産調整審議會に諮問しなければならない。

第四十五條 内閣は、前條第二項の國有財産の総類別表を國會に提出し、その議決を経なければならない。

第四十六條 この法律施行の際現に存する法令の規定でこの法律の規定にてい触するものは、この法律施行の日から、その効力を失う。

第四十七條 國有財産法（大正十年法律第四十三号）は、これを廢止する。

附 則（昭和二十四年五月三十一日）

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附 則（昭和二十四年五月三十一日）

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

定により、財産税等収入金特別会計から他の会計の所屬となつたものについては、この限りでない。

第四十一條 第三十三條第一項、第三十五條第一項及び第三十六條第一項の規定により調製すべき報告書には、朝鮮、台湾、樺太、南洋、関東州及び外國に係る分は、これを省略することができる。

第四十二條 この法律施行前にした國有財産の交換、賣拂、譲與及び出資並びに貸付、私権の設定その他使用又は收益をさせる行為は、この法律の規定によつてしたもののみならず、

2 前項に掲げる行為であつてこの法律の規定にてい触するものは、そのてい触する限りにおいて、この法律施行の日に、その効力を失う。

第四十三條 第二條第一項第四号又は同條第二項の規定に該当する場合の外、旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた機械及び重要な器具は、これを同條に規定する國有財産とする。但し、この法律施行前に物品として各省各廳の長に移管されたもの及び各省各廳の長（大藏大臣を除く。）に所管換（旧國有財産法（大正十年法律第四十三号）の規定による管理換を含む。）された後において同條第一項第四号又は同條第

●國有財産法施行令

昭和二十三年八月二十日 政令第二百四十六号

國有財産法施行令

内閣は、國有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）を実施するため、ここに國有財産法施行令を制定する。

目次

- 第一章 總 則
- 第二章 管理及び処分
- 第三章 台帳、報告書及び計算書附則

第一章 總 則

(定義)

第一條 この政令において「國有財産の所管換」、「各省各廳の長」、「公共團體」及び「國有財産の分類及び種類」とは、國有財産法（以下法という。）に規定する「國有財産の所管換」、「各省各廳の長」、「公共團體」及び「國有財産の分類及び種類」をいう。

(國の企業)

第二條 法第三條第二項第四号の國の企業は、左に掲げるものとする。

- 一 造幣廳の行う事業
- 二 印刷廳の行う事業
- 三 國有林野事業
- 四 アルコール專賣事業
- 五 郵政事業
- 六 電氣通信事業

第二章 管理及び処分

(引継の通知)

第三條 法第八條第一項の規定により國有財産の引継をする場合においては、各省各廳の長は、あらかじめ、左に掲げる事項を、大藏大臣に通知しなければならない。

- 一 当該財産の台帳記載事項
 - 二 用途廃止の事由
 - 三 当該財産に関する事務を分掌する部局等の長
 - 四 その他参考となるべき事項
- 2 前項の引継は、なるべく実地立会の上、これをしなければならぬ。

第十五 国立病院特別會計

(引継不適當の財産)

第五條 法第八條第一項但書の引き継ぐことを適當としない財産は、左に掲げるものとする。

- 一 交換に供するため用途廃止をするもの
- 二 使用に堪えない建物その他の工作物及び船舶で取こわしの目的をもつて用途廃止をするもの
- 三 浮標浮、さん桶及び浮ドツク
- 四 前各号の外当該財産の管理及び処分を大藏大臣においてすることが技術その他の関係から著しく不適當と認められるもの

2 前項各号に規定する行政財産の用途を廃止しようとするときは、同項第一号に該当する場合を除き、あらかじめ、これを大藏大臣に通知しなければならない。

(國有財産の事務の委任)

第六條 各省各廳の長は、法第九條第一項の規定により國有財産に関する事務の一部を部局等の長に分掌せよとするとときは、あらかじめ、これを大藏大臣に通知しなければならない。

3 大藏大臣は、國有財産の引継を完了したときは、受領書を当該各省各廳の長に送付しなければならない。

(引継不要の特別會計)

第四條 法第八條第一項但書の特別會計は、左に掲げるものとする。

- 一 造幣廳特別會計
- 二 削除
- 三 印刷廳特別會計
- 四 財産税等収入金特別會計
- 五 厚生保險特別會計
- 六 労働者災害補償保險特別會計
- 七 食糧管理特別會計
- 八 薪炭需給調節特別會計
- 九 國有林野事業特別會計
- 十 アルコール專賣事業特別會計
- 十一 郵政事業特別會計
- 十二 電氣通信事業特別會計
- 十三 簡易生命保險及郵便年金特別會計
- 十四 船員保險特別會計

2 各省各廳の長は、法第九條第二項の規定により國有財産に関する事務を地方公共団体若しくはその吏員に取り扱せよとするとき、事由を附し、取り扱わせる事務の範囲及び取り扱わせる者について大藏大臣に協議しなければならない。

(所管換の協議)

第七條 各省各廳の長は、法第十二條の規定により國有財産の所管換につき大藏大臣に協議しようとするときは、左に掲げる事項を記載した協議書に、当該財産を所管する各省各廳の長の同意書その他の関係書類及び必要な図面並びに、有價の場合においては、評價調書を添附してこれを大藏大臣に送付しなければならない。

- 一 所管換を受けようとする財産の台帳記載事項
- 二 所管換を受けようとする事由
- 三 有價の場合においては、その予算額及び経費の支出科目
- 四 その他参考となるべき事項

(公共福祉用財産又は皇室用財産に関する規定)

第八條 公共福祉用財産又は皇室用財産に関し、法第十三條の規定による國會の議決を経なければならない場合において

は、各省各廳の長は、議決を要する事項について書類を作成し、これに關係書類を添附して大蔵大臣に送付しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により送付を受けた書類について、調整の上適当と認めるときは、これを内閣に送付しなければならない。

(法第十四條による協議)

第九條 各省各廳の長は、法第十四條第一項第一号の規定により大蔵大臣に協議しようとするときは、左に掲げる事項を記載した協議書に必要な図面その他の關係書類、及び寄附又は交換の場合においては、願書又は承諾書を添附して、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

- 一 土地又は建物の所在及び地番
- 二 取得しようとする事由
- 三 土地の地目及び地積又は建物の構造、種目(事務所建、住宅建、工場建等の區別をいう。)及び坪数
- 四 評價調書
- 五 相手方の住所及び氏名
- 六 予算額及び経費の支出科目

二 電氣通信事業特別会計

(随意契約による國有財産の貸付又は使用若しくは収益)

第十二條 各省各廳の長又は國有財産に關する事務の一部を分掌する部局等の長は、普通財産を随意契約により貸し付けようとする場合においては、当該財産の貸付料を評定し、その基礎を明らかにした調書を作成しなければならない。法第二十一條第二項の規定により貸付期間を更新しようとするときも同様とする

第十三條 前條の規定は、随意契約又はこれに準ずる手続により、行政財産をその用途若しくは目的を妨げない限度において使用若しくは収益をさせる場合又は普通財産を貸付以外の方法により使用若しくは収益をさせる場合に、これを準用する。

(普通財産の無償貸付及び讓與)

第十四條 各省各廳の長は、法第二十二條の規定により普通財産を無償で貸し付け、又は法第二十八條の規定により普通財産を讓與した場合は、その旨を大蔵大臣に通知しなければならない。

(随意契約による普通財産の賣拂、交換)

五編 國有財産法施行令 管理及び処分

七 交換の場合には、交換に供する國有財産の台帳記載事項
八 交換差金がある場合は、それについてとるべき措置
九 その他参考となるべき事項

2 相手方が公共団体であるときは、前項に掲げるものの外当該公共団体の議決機關の議決書の写を添附しなければならない。

第十條 各省各廳の長は、法第十四條第一項第二号から第六号までの規定により大蔵大臣に協議しようとするときは、左に掲げる事項を記載した協議書に必要な図面その他の關係書類を添附して、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

- 一 当該國有財産の台帳記載事項
 - 二 法第十四條第一項第二号から第六号までに掲げる行爲をしようとする事由
 - 三 経費を要するものについては、その予算額及び経費の支出科目
 - 四 その他参考となるべき事項
- 第十一條 法律第十四條第二項の特別会計は、左に掲げるものとする。
- 一 郵政事業特別会計

第十五條 各省各廳の長又は國有財産に關する事務の一部を分掌する部局等の長は、普通財産を随意契約によつて賣り拂い、又は交換しようとするときは、当該財産の價格を評定し、その基礎を明らかにした調書を作成し大蔵大臣に送付しなければならない。

(堅固な建物)

第十六條 法第二十七條に規定する堅固な建物に、鉄骨造、コンクリート造、石造若しくはれん瓦造又はこれらに準ずる建物をいう。

(損害賠償の協議)

第十七條 各省各廳の長は、法第三十條第二項の規定により大蔵大臣に協議しようとするときは、左に掲げる事項を記載した協議書に必要な図面その他の關係書類を添附して、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

- 一 物件の所在、区分(土地、建物等の區別をいう。以下同じ。)数量、賣拂代金及び相手方
- 二 指定した用途並びにその用途に供しなければならない期間及び期間
- 三 契約を解除した事由

- 四 損害の賠償を求めようとする額及びその算定の基礎
- 五 その他参考となるべき事項

(延納の特約の協議)

第十八條 各省各廳の長は、法第三十一條第二項の規定により大藏大臣に協議しようとするときは、左に掲げる事項を記載した協議書に、関係書類を添附して、これを大藏大臣に送付しなければならない。

- 一 物件の所在、区分、数量、賣拂代金又は交換差金及び相手方

二 延納期限又は毎期の納付額及び利率

三 担保の種類

四 賣拂代金又は交換差金を一時に支拂うことが困難である事由

五 その他参考となるべき事項

(國有財産の滅失、損の通知)

第十九條 各省各廳の長は、天災その他の事故により國有財産を滅失又はき損したときは、直ちに左に掲げる事項を大藏大臣に通知しなければならない。但し、当該滅失又はき損による見積損害額が五十万円をこえないときは、この限りでない。

六 その他必要な事項

(台帳價格)

第二十一條 國有財産の台帳に登録すべき價格は、購入に係るものは購入價格、交換に係るものは交換当時における評定價格、收用に係るものは補償金額、租税の物納に係るものは收納價格、代物弁済に係るものは当該物件により弁済を受けた債権の額により、その他のものは左に掲げる区分によつてこれを定めなければならない。但し、第二條の國の企業に属するものについては、この限りでない。

- 一 土地については、類地の時價を考慮して算定した金額
- 二 建物、工作物及び船舶その他の動産については、建築費又は製造費。但し、建築費又は製造費によることの困難なものは、見積價格

三 立木竹については、その材積に單價を乗じて算定した金額。但し、庭木その他材積を基準として算定することが困難なものは、見積價格

四 法第二條第一項第五号又は第六号に掲げる権利については取得價格。但し、取得價格によることが困難なものは、見積價格

五編 國有財産法施行令 台帳、報告書及び計算書

一 当該財産の台帳記載事項

二 失滅又はき損の原因

三 当該國有財産の区分数量及び被害の程度

四 損害見積額及び復旧可能のものについては復旧費見込額

五 き損した財産の保全又は復旧のためにとつた應急措置

2 前項の通知は、郵政事業特別会計又は電氣通信事業特別会計に属するものについては、三月ごとにとりまとめて、これを行うことができる。

第三條 台帳、報告書及び計算書

(台帳)

第二十條 國有財産の台帳は、その分類及び種類ごとに、これを調製し、左に掲げる事項を記載しなければならない。但し、財産の性質によりその記載事項を省略することができる。

一 区分及び種目(土地における敷地、森林等、建物における事務所建、住宅建等の區別をいう。)

二 所在

三 数量

四 價格

五 得喪変更の年月日及び事由

五 法第二條第一項第七号に掲げる財産のうち株券については拂込金額、出資による権利については出資金額、その他のものについては額面金額

(台帳等の様式)

第二十二條 法第三十二條、第三十三條、第三十五條及び第三十六條に規定する台帳、報告書及び計算書の様式については、大藏大臣がこれを定める。

(総合評價)

第二十三條 各省各廳の長は、その所管に属する國有財産につき、五年ごとにその年の三月三十一日の現況において、大藏大臣の定めるところによりこれを総合評價し、これに基づいて國有財産総合評價報告書を調製し、同年七月三十一日までに、大藏大臣にこれを送付しなければならない。

2 大藏大臣は、前項の規定により送付を受けた國有財産総合評價報告書に基づき、國有財産総合評價総計算書を調製しなければならない。

3 大藏大臣は、前項の國有財産総合評價総計算書を当該年度の國有財産増減及び現在額総計算書に添附しなければならない。

第二十四條 各省各廳の長は、別に法令の定めるところにより

國有財産の総合評價をした場合は、これを前條第一項の規定による國有財産総合評價にかえることができる。

第二十五條 前二條の規定により國有財産につき総合評價をした場合においては、その総合評價による価格は、これを國有財産の台帳價格としなく。

附則

第二十六條 この政令は、公布の日から、これを施行し。昭和二十三年七月一日から、これを適用する。

第二十七條 左に掲げる法令は、これを廃止する。

- 一 國有財産法施行令（大正十一年勅令第十五号）
- 二 國有財産法制調査会に関する政令（昭和二十二年政令第百九十六号）

第二十八條 第二十三條の規定による國有財産の最初の総合評價は、昭和二十七年三月三十一日の現況により、これをするものとする。

第二十九條 法第四十四條の規定による國有財産の類別表及び総類別表の様式については、大藏大臣がこれを定める。

●國有財産法施行細則

昭和二十三年九月二十八日
大藏省令第九十二号

國有財産法施行細則

第一條 この省令において「分類及び種類」、「部局」、「所管換」、「所屬替」及び「各省各廳の長」とは、國有財産法（昭和二十三年法律第七十三号。以下法という。）に規定する「國有財産の分類及び種類」、「部局」、「國有財産の所管換」、「國有財産の所屬替」及び「各省各廳の長」をいう。

2 この省令において「経営区財産」とは、企業用財産中國有林野事業の用に供するもので、経営案編成区域内のものをいふ。「準経営区財産」とは、國有林野事業の用に供するもので経営案編成区域外のものをいう。

第二條 國有財産の台帳（以下國有財産台帳という。）は、第一号様式による。

第三條 國有財産台帳には、当該台帳に掲載せられる土地、建物及び法第二條第一項第五号に掲げる権利についての図面を附屬させて置かなければならない。

第四條 國有財産の総括簿を備えるときは、第一号様式中総括

附則（昭和二十四年五月三十一日）

この政令は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附則（昭和二十四年五月三十一日）

この政令は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附則（昭和二十四年八月六日）

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十四年七月一日から適用する。

に準じて、これを調製しなければならない。

2 行政財産（企業用財産中経営区財産及び準経営区財産を除く。）の総括簿には、前條に準じて図面を附屬させて置かなければならない。

第五條 國有財産台帳に登録すべき國有財産の区分及び種目は、別表第一國有財産区分種目表による。

第六條 國有財産台帳に登録すべき数量の單位は、別表第一國有財産区分種目表の定めるところによるものとし、その端数は、これを切り捨てる。但し、全額單位未満のもの及び特に單位未満を存する必要があるものについては、この限りでない。

第七條 國有財産台帳には、寺院等に無償で貸付してある國有財産の処分に関する法律（昭和二十二年法律第五十三号）第一條に規定する國有財産（國有林野法によつて保管させてあるものを除く。以下神社、寺院、教会用財産という。）又は旧國有財産法（大正十年法律第四十三号）施行前に地方公共團體に対し公園の用に供するため貸し付けた普通財産（以下公園用財産という。）については、土地價格及び土地の定着物の記入は、これを必要としない。

第八條 國有財産台帳に記入すべき増減事由用語は、別表第二による。

第九條 國有財産増減及び現在額報告書は、第二号様式に、國有財産見込現在額報告書は、第三号様式に、國有財産無償貸付状況報告書は、第四号様式に、國有財産総合評價報告書は、第五号様式による。

第十條 各省各廳の長は、企業用財産について、特に必要ある場合には、第二條から第六條まで及び第八條の規定によらないで別の様式等によることができる。

2 前項の場合においては、その企業用財産を所管する各省各廳の長は、予め大藏大臣と協議しなければならない。

附則

第十一條 この省令は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年七月一日から適用する。但し、第九條中國有財産増減及び現在額報告書の様式及び國有財産無償貸付状況報告書の様式（同様式調製要領二を除く。）に関する部分は、昭和二十二年分度分から、これを適用する。

第十二條 國有財産法施行規則（大正十一年大藏省令第十四号）は、これを廢止する。

調製要領

一 台帳は、一の口座に属する國有財産の種目ごと、にこれを別葉として調製する。但し、各台帳様式の記載要領に、一の種目を更に別葉とする定がある場合は、その定めるところによる。

二 口座は、土地を基準としてこれを設け、土地の定着物及びその上に存する官廳その他に所属する動産及び権利は、その口座に整理する。但し、土地を基準とする口座に整理し難いものについては、別にこれを設けるものとする。

三 土地を基準とする口座は、行政財産（經營区財産又は準經營区財産を除く。）にあつては、用途別（例えば何々官廳、何々官舎、何々学校、何々病院等の別）に、經營区財産にあつては、經營區別に、準經營区財産にあつては、所轄管林署別に又普通財産にあつては、その所在する市区町村別に、これを設ける。土地を基準としないものにあつては、当該財産を保管する官廳別に、これを設ける。

四 土地を基準とする口座名は、行政財産（經營区財産又は準經營区財産を除く。）にあつては、官廳、官舎、学校、病院名等を、經營区財産にあつては、その經營区名を、準經營区財

第十三條 この省令施行前に、各省各廳の長が、旧令第二條の規定に基づき、その所管に属する企業用財産について、大藏大臣と協議して、定めた台帳の様式は、これを、この省令第十條の規定に基づいて定めたものとみなす。

附則

（昭和二十四年七月二十一日）
（大藏省令第六十九号）

この省令は、公布の日から施行する。但し、第二号様式、第三号様式及び第四号様式については、昭和二十三年分度分から適用する。

第一号様式（國有財産台帳）

國有財産台帳	
何會計所屬	
何々(分類)財産	
何々(種類)財産	
何々所管	
何々部局	

産にあつては、所轄管林署名を又普通財産にあつては、その所在する市区町村名をとるものとし、土地を基準としないものにあつては、当該財産を保管する官廳名をとるものとする。

將來一定の用途に供するものと決定したものについては、適宜これを表示する。（例えば外務省建設予定敷地。）二以上の官廳が敷地を共用する場合等一の敷地を二以上の用途に供している場合で区分し難いときは、各名称を連記して一口座名とする。（例えば何々局及び何々署又は何々局及び何々官舎。）
五 一の口座に属する台帳の各葉の配列は、國有財産区分種目表に定める区分、種目の順序による。

六 二以上の口座を編てつする場合の配列は、七による外、土地を基準とする行政財産にあつては、所属官廳等の順に、普通財産にあつては、都道府縣郡市区町村順に、土地を基準としないものにあつては末尾とし、保管の管廳等の順とし、巻頭に索引を、巻末に総括をつけて編てつする。但し、索引及び総括は便宜別つづりとすることができる。

七 台帳は、一般会計及び各特別会計所屬別に別冊とする。なお行政財産については、その種類ごとに、一般会計に属する

(建物)

建物		口座名		索引番号		5		
建番 物号	種 目	事務所建 造	2 木造二階建	沿革	何年何月起工何年何月竣工 何年何月?号建坪何坪延坪 何坪建増		備考	
					増	減		現 在
年月日	摘 要	増		減		現 在		備考
		数量 建坪	價格 延坪	数量 建坪	價格 延坪	数量 建坪	價格 延坪	
大正 11.4.1	現在							
	計					630	1350	138,780.00
昭和 14.9.30	増築 2	40	70	17,500.00		440	820	90,750.00
23.7.1	取こわし 1				230,600	65,530.00	0	0
	計					440	820	90,750.00

記載要領

- 一 一棟ごとに別業とする。但し、種目の同じものは、これを併記することを妨げない。
- 二 建物には、一口座を通じて番号をつけ、これを建物番号欄に記入する。なお別に称呼のあるものは、なるべくこれを附記する。
- 三 数棟の建物を併記する場合においては、その番号を建物番号欄に連記する。なお摘要欄の末尾には、建物番号を表示して一棟ごとに記入して計をつけ、増減を記入する場合は、その都度例示のように整理し、元記入の建物番号及び現在欄の数字を朱抹するとともに計をつける。
- 四 一棟の建物全部消滅した場合においては、建物番号欄の当該番号及び構造欄の当該記入事項をも朱抹する。
- 五 構造欄には、木造、鉄造、土蔵造、れん瓦造、石造、人造石造、コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨れん瓦造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の別を記入する。なお平家建、二階建等の別及び地下室又は屋階のあるものは、その旨を附記する。
- 六 数量欄延坪は、地下室、屋階その他を含む総延坪を記入する。
- 七 建物の従物(臺、建具、窓掛等)については、その價格を建物價格に合算する。住宅建については、その各數量を備考欄に記入する。
- 八 沿革欄、年月日欄の記入については、土地の記載要領の例による。
- 九 普通財産を賣り拂い又は交換した場合の備考欄の記入については、土地の記載要領の例による。

(工作物、機械器具、立本竹)

工作物 (機械器具) (立本竹)		口座名		索引番号		5			
種 目	種工作物	構は 造細 又分	1. 掲示場 2. 石炭置場 3. 避雷針		沿革		1. 何年何月新設 2. 何年何月新設 3. 何年何月新設		備考
			増	減	現 在				
年月日	摘 要	増		減		現 在		備考	
		数量	價格	数量	價格	数量	價格		
大正 11.4.1	現在	1	85.00						
	2					1	350.00		
	計					6	555.00		
昭和 23.7.1	取こわし 3				60.00	2	60.00		
	計					4	495.00		

記載要領

- 一 工作物、機械器具又は立本竹の各一種目ごとに別業とする。
- 二 工作物又は機械器具の一種目について、構造又は細分を異にするものがある場合においては、なるべくこれを別業とし、これを併記する場合においては、構造又は細分ごとに番号をつけ、その他は建物の記載要領の三の例による。
- 三 構造又は細分欄には、工作物又は機械器具の主要な構造別又は細分別を適宜区分して記入する。
- 四 數量單位が、二つ以上に及ぶものは、この様式の數量欄を適宜区分して相當欄を設ける。
- 五 立本竹の実査によつて數量の増減を記入する場合は、土地の記載要領の例による。
- 六 沿革欄及び年月日欄の記入については、土地の記載要領の例による。
- 七 普通財産を賣り拂い又は交換した場合の備考欄の記入については、土地の記載要領の例による。

(総括)

年月日	区分	種目	増		減		現在		備考
			数量	價格	数量	價格	数量	價格	
			円		円		円		
大正 11. 4. 1	土地	敷地					3,500	297,545.00	坪当85円
	建物	事務所建	—	—	—	—	630	133,780.00	
	工作物	雑工作物					6	555.00	
	船舶	汽船	—	—	—	—	1	73,230.00	
	計						120	510,110.00	
昭和 14. 9. 30	建物	事務所建	40	17,500.00	—	—	670	156,280.00	増築
			10				1,420		
昭和 14年度	土地	敷地					3,500	297,545.00	
	建物	事務所建	40	17,500.00	—	—	670	156,280.00	
			70				1,420		
	工作物	雑工作物					6	555.00	
	船舶	汽船	—	—	—	—	1	73,230.00	
	計						120	527,610.00	
23. 7. 1	土地	敷地	120	12,000.00			3,620	309,545.00	購入
	建物	事務所建	—	—	230	65,530.00	440	90,750.00	取こわし
					600		820		
	工作物	雑工作物			2	60.00	4	495.00	"
	船舶	汽船	—	15.00	—	—	1	73,245.00	属具取付
							120		
23.12.20	船舶	汽船	—	—	—	30.00	1	73,215.00	属具除斥
							120		
24. 3. 20	土地	敷地			350	29,759.00	3,276	279,786.00	用途廃止(普通財産へ租替)
昭和 23年度	土地	敷地	120	12,000.00	350	29,759.00	3,270	279,786.00	
	建物	事務所建			230	65,530.00	440	90,750.00	
					600		820		
	工作物	雑工作物			2	60.00	4	495.00	
	船舶	汽船	—	15.00	—	30.00	1	73,215.00	
							120		
	計							444,246.00	

記載要領

- 一 行政財産にあつては、一の口座ごとに、普通財産にあつては、一の郡市区ごと(北海道においては、一の支庁ごととするも妨げない。)に、若しくは一の保管の官廳等に別業とする。
- 二 一の口座、一の郡市区又は一の保管の官廳等に属するものを全部を、國有財産区分種目表に定める区分、種目の順序(寺院又は教会の用に供するものについては、寺院、教会に分ける。)に従つて計上し、末尾に價格の計をつけるものとする。増減を記入する場合は、その都度前項の順序に従つて、記入するとともに、増減のあつた種目の現在欄の数量、價格を差引記入する。
- 三 所在欄は、行政財産(經營区財産又は準經營区財産を除く。)についてのみ記入する。
- 四 数量單位が、二以上に及ぶものは、この様式の数量欄を適宜区分して相当欄を設ける。
- 五 備考欄には、増減事由の外、土地の記載要領六から八まで及びそれを準用して記入した各業の備考をも記入する。
- 六 年度を経過するごとに横線を画し、前年度末に存した財産の区分種目を改記の上、その年度間における増減を種目別に集計して記入するとともに、これを前年度末現在から差し引いて現在欄に記入する。但し、その年度間に増減のなかつたときは、これを省略する。
- 七 台帳の調製要領六によつて巻末につける総括は、この様式及び記載要領に準じて調製する。

第二号様式(國有財産増減及び現在額報告書)

用紙は國定規格
B4 縦二五七耗、横三六四耗

<p>昭和何年度</p> <p>國有財産増減及び現在額報告書</p> <p style="text-align: right;">何省廳名</p>

何省廳所管
何會計所屬

財産の分類名
財産の種類名

省廳名 (又は部局名) 区分	數量 單位	昭和何年度末現在		昭和何年度増減				昭和何年度末現在額	
		數量	價格	増 數量	減 數量	差 數量	引 數量	數量	價格
何々省 土地	坪(又は歩)		円						円
立木竹	樹木 村積	本							
		石 (竹)束							
建物	建坪 延坪								
工作物									
機械器具									
船舶	汽船 帆船 雜船	隻							
		隻							
		隻							
法第二條第一項第五号に掲げる権利	坪(又は歩)								
法第二條第一項第六号に掲げる権利	件								
有價証券その他									
計									
何々局(部)									
土地	坪(又は歩)								
計									
合計									
土地	坪(又は止)								
計									

第三号様式

(当該年度國有財産見込現在額報告書)
昭和何年度國有財産見込現在額報告書

用紙は國定規格
B₄縦三〇七、横二四四

昭和何年度
國有財産見込現在額報告書

何省廳名

何省廳所管
何會計所屬

財政の分類名
財産の種類名

区分	數量 單位	昭和何年度末現在		昭和何年度増減				昭和何年度末現在額	
		數量	價格	増 數量	減 數量	差 數量	引 數量	數量	價格
土地	坪(又は歩)		円						円
立木竹	樹木 村積	本							
		石 (竹)束							
建物	建坪 延坪								
工作物									
機械器具									
船舶	汽船 帆船 雜船	隻							
		隻							
		隻							
法第二條第一項第五号に掲げる権利	坪()								
法第二條第一項第六号に掲げる権利	件								
有價証券その他									
計									

第四号様式

(國有財産無償貸付状況報告書)
付状況報告書

用紙は國定規格
B₄縦三〇七、横二四四

昭和何年度
國有財産無償貸付状況報告書

何省廳名

調製要領 この報告書の調製については、第二号様式(國有財産増減及び現在額報告書)の調製要領の例による。但し、數量については、單位未滿、價格については、單位未滿の端数は、これを切り捨てる。

何省廳所管
何會計所屬

五編 國有財産法施行細則

財産の分類名 財産の種類名	数量 單位	昭和何年度末現在		綜合 評價額	差 額
		台 帳			
		数量	價格		
何々省地	坪(又は歩)		円	円	円
立木竹	木 石 (竹) 束				
建 物	坪				
工 作 物	坪				
機 械 器 具					
船 船	汽船 帆船 雜船	隻	屯		
		隻	屯		
		隻			
法第二條第一項第五号に掲げる権利	坪(又は歩)				
法第二條第一項第六号に掲げる権利	件				
有價証券その他					
計					
何々局(部)					
土 地	坪(又は歩)				
計					
合 計					
土 地	坪(又は歩)				
計					

一一九一

何省廳所管
何會計所屬

五編 國有財産法施行細則

用途 区分	数量 單位	昭和何年度末現在		昭和何年度増減				昭和何年度末現在	
		数量	價格	増		減		数量	價格
				数量	價格	数量	價格		
用途別	坪								
土 地	坪								
立木竹	本 石 (竹) 束								
建 物	坪								
工 作 物	坪								
計									
用途別	坪								
土 地	坪								
計									
合 計									
土 地	坪								
計									

昭和何年度末
國有財産総合評價報告書
何省廳名

第五号様式 (國有財産総合評價報告書)
用紙は國定規格B5縦六三耗、横五七耗

一 調製要領
二 一般會計及び特別會計ごと
三 別紙に調製する。法第二十二條(法
四 第十九條及び第二十六條)の規
五 定によつて、無償貸付したもの
六 池、火葬場、墓地、じんあい、た
七 卸場又は生活困窮者の收容施設
八 は、その根拠法別とする。一つ
九 三 物件の根拠法別とする。一つ
十 四 数量及び價格は、國有財産台
十一 帳により算出する。單位未滿の端
十二 五 報に数量については、單位未滿の端
十三 六 數を切り捨て、四位未滿の端
十四 六 數を切り捨て、四位未滿の端
十五 六 數を切り捨て、四位未滿の端
十六 六 數を切り捨て、四位未滿の端

一一九〇

法令改正により （何々）より所管 （何々）へ所管換 替	法令改正により （何々）より所屬 （何々）へ所屬替 替	法令改正により （何々）より整理 （何々）へ整理替 替	（何々）より種別 （何々）へ種別替 替	行政財産より組 用用途廢止	（何口座）より用 途變更 （何口座）へ用途 變更	誤謬訂正 誤謬訂正	實拂取消 實拂取消	讓與解除 讓與解除	讓與解除 讓與解除	報告洩 報告洩	引續洩見 引續洩見	登載 登載
同一所管内に二以上の部局 等がある場合に、一の部局 の部局等所屬する國有財産を他 の部局等所屬する國有財産に移したと き。	同一部局内において、用途 變更を伴わないで、所屬口座 に異動（分割を含む）のあ つたとき。	同一所管内において、用途 變更を伴わないで、所屬口座 の分類又は種類を變更し たとき。	行政財産の用途を廢止して 大蔵省へ引き継がれないと き。	法令の規定によつて返還し たとき。	國有財産法施行條（大正十 一年四月一日）及び旧軍用 國有財産で普通財産として、 一、引續洩見の場合、以下同 じ。	國有財産で普通財産として、 一、引續洩見の場合、以下同 じ。	國有財産で普通財産として、 一、引續洩見の場合、以下同 じ。	國有財産で普通財産として、 一、引續洩見の場合、以下同 じ。	國有財産で普通財産として、 一、引續洩見の場合、以下同 じ。	國有財産で普通財産として、 一、引續洩見の場合、以下同 じ。	國有財産で普通財産として、 一、引續洩見の場合、以下同 じ。	國有財産で普通財産として、 一、引續洩見の場合、以下同 じ。

（何々）より種目 變更 （何々）へ種目變 更	（何々）より種目 變更 （何々）へ種目變 更	（何々）より種目 變更 （何々）へ種目變 更	（何々）より種目 變更 （何々）へ種目變 更	（何々）より種目 變更 （何々）へ種目變 更	（何々）より種目 變更 （何々）へ種目變 更	（何々）より種目 變更 （何々）へ種目變 更	（何々）より種目 變更 （何々）へ種目變 更	（何々）より種目 變更 （何々）へ種目變 更	（何々）より種目 變更 （何々）へ種目變 更	（何々）より種目 變更 （何々）へ種目變 更	（何々）より種目 變更 （何々）へ種目變 更	（何々）より種目 變更 （何々）へ種目變 更
區分の変更を伴う場合を含 む。以下同じ。	區分の変更を伴う場合を含 む。以下同じ。	區分の変更を伴う場合を含 む。以下同じ。	區分の変更を伴う場合を含 む。以下同じ。	區分の変更を伴う場合を含 む。以下同じ。	區分の変更を伴う場合を含 む。以下同じ。	區分の変更を伴う場合を含 む。以下同じ。	區分の変更を伴う場合を含 む。以下同じ。	區分の変更を伴う場合を含 む。以下同じ。	區分の変更を伴う場合を含 む。以下同じ。	區分の変更を伴う場合を含 む。以下同じ。	區分の変更を伴う場合を含 む。以下同じ。	區分の変更を伴う場合を含 む。以下同じ。

建

收用補償過拂 收入	收用補償過拂 收入	收用補償過拂 收入	收用補償過拂 收入	收用補償過拂 收入	收用補償過拂 收入	收用補償過拂 收入	收用補償過拂 收入	收用補償過拂 收入	收用補償過拂 收入	收用補償過拂 收入	收用補償過拂 收入	收用補償過拂 收入
燒失	燒失	燒失	燒失	燒失	燒失	燒失	燒失	燒失	燒失	燒失	燒失	燒失
燒失	燒失	燒失	燒失	燒失	燒失	燒失	燒失	燒失	燒失	燒失	燒失	燒失
燒失	燒失	燒失	燒失	燒失	燒失	燒失	燒失	燒失	燒失	燒失	燒失	燒失

復舊	復舊	復舊	復舊	復舊	復舊	復舊	復舊	復舊	復舊	復舊	復舊	復舊
復舊	復舊	復舊	復舊	復舊	復舊	復舊	復舊	復舊	復舊	復舊	復舊	復舊
復舊	復舊	復舊	復舊	復舊	復舊	復舊	復舊	復舊	復舊	復舊	復舊	復舊
復舊	復舊	復舊	復舊	復舊	復舊	復舊	復舊	復舊	復舊	復舊	復舊	復舊

（償却資産及び廃棄資産）

第五條 甲種固定資産（土地及び立木竹を除く。）は、償却資産とする。

2 乙種固定資産の中、機械器具は、廃棄資産とする。

（部局長の掌理範囲）

第六條 部局長は、左の区分により、各その固定資産に関する事務を掌理する。

- 一 大臣官房建築部長は、第二号以外のもの
- 二 郵政局長は、その局並びに管轄区域内の各局所に属するもの

（固定資産保存官吏）

第七條 部局長の下に固定資産保存官吏（以下「保存官吏」という。）を置き、固定資産に関する事務を分掌させる。

2 保存官吏の配置及びその分掌する資産の範囲は、左の区分による。

部局長	保存官吏	分掌する資産の範囲
大臣官房	管財課長	大臣官房建築部の掌理に属するもの（次に掲げるものを除く。）
大臣官房資材部長		大臣官房建築部長の指定する機械器具

面その他関係書類と共にこれを後任者に引き継ぐものとする。

2 前項の規定は、保存官吏又は整理主任が交替等した場合に準用する。

第二章 管理及び処分

第一節 通則

（管理者の責任）

第十條 部局長は、常に固定資産の現況を監査し、特に左の事項について注意しなければならない。

- 一 固定資産の維持、保存及び運用について不適當のものがないか
- 二 固定資産に損傷をきたすような虞がないか
- 三 固定資産の滅失又はき損の事実がないか
- 四 土地の境界に異状がないか
- 五 固定資産とその台帳及び附属図面と不適合のものがないか
- 六 その他管理上必要な事項

前項の規定は、保存官吏及び整理主任に準用する。
（大臣官房建築部長の張簿）

郵政局長		建築部長	
職員訓練所 研修所長	郵便局長	地方貯金局長	地方簡易保険局長
その所に属するもの	その局に属するもの	その局に属するもの	その局に属するもの
	郵政局に属する機械器具	建築部長	郵政局の掌理に属するもの （次に掲げるものを除く。）
		資材部長	郵政局に属する機械器具

3 臨時又は定期に開設する局所における保存官吏は、部局長が、これを命ずるものとする。但し、部局長は便宜と認めるときはこれを置かないで、その局所における固定資産の管理を、他の局所の保存官吏をして所掌させることができる。

（固定資産整理主任）

第八條 部局長は、保存官吏の下に固定資産整理主任（以下「整理主任」という。）を置き、保存官吏の事務を補助させる。

但し、部局長においてその必要がないと認めるときは、置かないことができる。

（機関の交替）

第九條 部局長が交替等した場合は、その管理に属する一切の固定資産は、事務引継当日の現在において、帳簿及び附属図

第十一條 大臣官房建築部長は、左の帳簿を備え、必要事項を登記しなければならない。

- 一 固定資産統括簿（第一号様式）
- 二 甲種固定資産統括簿（第二号様式）
- 三 乙種固定資産統括簿（第二号様式準用）
- 四 固定資産貸付及び使用許可総括簿（第三号様式）

（部局長の帳簿）

第十二條 部局長は、左の帳簿を備え、必要事項を登記しなければならない。

- 一 固定資産総括簿（第一号様式準用）
- 二 甲種固定資産台帳（第四号様式）
- 三 乙種固定資産台帳（第四号様式準用）
- 四 固定資産貸付及び使用許可簿第三号様式準用）

（保存官吏の帳簿）

第十三條 保存官吏は、左の帳簿を備え、必要事項を登記しなければならない。

- 一 甲種固定資産簿（第四号様式準用）
- 二 乙種固定資産簿（第四号様式準用）
- 三 固定資産貸付及び使用許可書留簿（第三号様式準用）

2 整理主任は、前項の規定に準じて帳簿を備え、必要事項を登記しなければならない。

（附属図面）

第十四條 甲種及び乙種（地上権、地役権等）固定資産に関する帳簿には、当該資産の平面図その他必要な図面を附属して置かなければならない。

（記帳）

第十五條 前四條の規定により備える各帳簿及び図面は、この編に規定する各種の報告その他の書類に基き、第二号表の増減事由用語例により、その都度増減及び異動等を登記又は整理し、常にその現況を明らかにして置くものとする。

2 前項に規定する処理をしたときは、関係書類又は図面に処理済の年月日を記入し、その処理をした者は、これに調印しなければならない。

第二節 管理及び処分

（固定資産の取得）

第十六條 固定資産を取得したときは、第六條の規定による掌理区分により、当該部長は、固定資産に編入の手続をしなければならない。

官廳の許可を必要とするときは、その議決書又は許可書の
と、本

九 その他必要と認める事項

2 前項の場合において、堅固な建物の交換をしようとするものであるときは、大臣官房建築部長は、事前に会計検査院に通知の手続をし、当該財産価格の評定基礎を明らかにした調書を大蔵大臣に送付の手続をしなければならない。

（寄附）

第十八條 部長は、土地又は建物の寄附を受けようとするときは、左の事項を大臣に上申してその指示を受けなければならない。

- 一 寄附を受けようとする事由
- 二 所在地名、地番、地目、建物の構造、種目（廳舎、官舎、倉庫及び雑用舎の區別）、実測面積、公簿上の面積、位置図、実測図及び時價による評定價格調書
- 三 土地と共に寄附を受けようとする土地の定着物又は建物と共に寄附を受けようとする建物の附属工作物があるときは、その種類、数量及び時價による評定價格
- 四 寄附者の住所氏名及び願書

（交換）

第十七條 部長は、土地又は土地の増着物若しくは堅固な建物の交換をしようとするときは、左の事項を大臣に上申してその指示を受けなければならない。

- 一 交換を要する事由
- 二 両方の土地又は建物の所在地名、地番、地目、建物の構造、種目（廳舎、官舎、倉庫及び雑用舎の區別）、実測面積、公簿上の面積、実測図及び位置図
- 三 土地と共に交換をしようとする土地の定着物又は建物と共に交換をしようとする建物の附属工作物があるときは、その種類及び数量
- 四 固定資産台帳の抄本及び相手方の土地又は建物の登記簿と、本（登記未済のものは、土地又は建物の台帳と、本）
- 五 両方の土地、土地の定着物、建物又は建物の附属工作物の時價による評定價格調書
- 六 評定價格の差額について金銭をもつて補足する必要があるときは、その金額
- 七 相手方所有者の住所氏名及び承諾書又は願書
- 八 相手方所有者が、交換に関して議決機關の議決又は監督

五 土地又は建物の登記簿と、本（登記未済のものは、土地又は建物の台帳と、本）

六 寄附に関して議決機關の議決又は監督官廳の許可を必要とするときは、その議決書又は許可書

七 その他必要と認める事項

（土地の收用）

第十九條 部長は、土地收用法により、土地の收用をしようとするときは、左の事項を大臣に上申してその指示を受けなければならない。

- 一 收用を要する事由
- 二 事業計画書
- 三 土地の所在地名、地番、地目、実測面積、公簿上の面積、実測図及び地上物件があるときは、その種類並びに数量
- 四 土地の登記簿と、本登記未済のものは、土地台帳と、本
- 五 土地の時價による評定價格調書（地上物件があるときは、その價格又は補償料共）
- 六 土地所有者及び関係人の住所氏名
- 七 土地所有者及び関係人との交渉の様式
- 八 その他必要と認める事項

（所管換）

第二十條 部局長は、固定資産の所管換を受けようとするときは、左の事項を大臣に上申してその指示を受けなければならない。

- 一 所管換を要する事由
- 二 所在地名、地番及び位置図
- 三 名称、種類、数量及び時價による評定價格
- 四 國有財産台帳の抄本及びその附屬図面
- 五 相手方の官廳との打合せに関する書類のとう本
- 六 その他必要と認める事項

2 前項の場合において、大臣官房建築部長は、大藏大臣に協議の手續をしなければならない。但し、行政組織の変更による場合は、この限りでない。

3 他の官廳から固定資産の所管換を受けたい旨の申入を受けたときは、第一項の規定に準じ大臣の指示を受けなければならない。

（部局長間の所屬替）

第二十一條 他の部局長から固定資産の所屬替を受けようとするときは、關係部局長との間において協議し、適宜処理する

ものを取こわしの目的で用途を廃止するとき

二 機械器具の用途を廃止するとき

（購入及び賣拂）

第二十五條 固定資産の購入又は賣拂をしようとするときは、契約締めに定めるところにより処理しなければならない。

（種別替）

第二十六條 部局長は、普通財産を企業用財産に種別替をしようとするときは、その事由、固定資産台帳の抄本（附屬図面共）及び必要と認める事項を大臣に上申してその指示を受けなければならない。

2 前項の場合において、大臣官房建築部長は、大藏大臣に協議の手續をしなければならない。

（讓與）

第二十七條 部局長は、普通財産を讓與しよるときは、その事由、固定資産台帳の抄本（附屬図面共）及び必要と認める事項を大臣に上申してその指示を受けなければならない

（整理地区編入）

第二十八條 部局長は、都市計画法（大正八年法律第三十六号）、特別都市計画法（昭和二十一年法律第十九号）又は土地改良

第五編 郵政事業特別会計規程（固定資産）管理及び処分

ことができる。

（他会計からの所屬替）

第二十二條 部局長は、郵政省所管の他の会計から固定資産の所屬替を受けようとするときは又は所屬替の申入を受けたときは、第二十條第一項の規定に準じ、大臣の指示を受けなければならない。

2 前項の場合には、第二十條第二項の規定を準用する。

（用途変更）

第二十三條 部局長は、企業用財産である土地又は建物の用途を変更しようとするときは、その事由、固定資産台帳の抄本（附屬図面共）及び必要と認める事項を大臣に上申してその指示を受けなければならない。

（用途廃止）

第二十四條 部局長は、企業用財産の用途を廃止しようとするときは、その事由、固定資産台帳の抄本（附屬図面共）及び必要と認める事項を大臣に上申してその指示を受けなければならない。但し、左の場合においては、部局長限り処理することができる。

一 建物及び工作物で各細目ごとの台帳價格が五千円未満の

法（昭和二十四年法律第九十五号）による区かく、整理若しくは耕地整理の施行に伴い、土地を整理地区に編入の協議を受けたときは、その事由及び必要と認める事項を大臣に上申してその指示を受けなければならない。

2 部局長は、都市計画法、特別都市計画法、土地改良法又は道路法による事業の施行に伴い、土地、建物又は工作物の切取の協議を受けたときは、前項に準じ処理しなければならない。

（合筆）

第二十九條 部局長は、その管理に属する一團の土地の地番が多数に分れているものがあるときは、その合筆の手續をしなければならない。

（滅失、き損）

第三十條 部局長は、故意、過失又は天災等により固定資産を滅失又はき損したときは、左の事項を大臣に上申してその指示を受けなければならない。但し、その損害額（原状復旧に要する費額）が五万円未満のときは、部局長限り処理し、すみやかに左の事項を大臣に報告しなければならない。

一 滅失又はき損した固定資産の保存官吏及び整理主任の官職氏名

- 二 減失又はき損した日時及び場所
 - 三 減失又はき損した固定資産の口座名、所在地名、区分、種目、細目、構造又は細分、数量、帳簿価格及び損害額（原状復旧に要する費額）
 - 四 減失又はき損の事実の詳細及び関係人の始末書
 - 五 平紙における固定資産の管理状況の詳細
 - 六 減失又はき損の際の前後措置
 - 七 責任者に対する損害賠償並びに行政処分の模様
 - 八 檢察廳の捜査並びに処分模様
 - 九 裁判の判決模様
 - 十 その他必要と認める事項
- 2 大臣官房建築部長は、前項の上申及び報告を取りまとめ、經理局長に通知しなければならない。經理局長は、右の通知を受けたときは、大蔵大臣（見積損害額が五十万円を越える場合に限る。）及び会計検査院に通知の手続をしなければならない。

（所在地名、地番等の変更）

第三十一條 部局長は、市制施行、町制施行又は行政区域の変更等により固定資産の所在地名、地番等に変更があつたとき

認める箇所に、不朽性の境界標を設置するものとする。

（境界査定手続）

第三十六條 部局長は、土地の境界を査定したときは、左の事項を記載した調書及び査定図を作成し、これに隣地所有者の署名調印を求めなければならない。

- 一 口座名
- 二 所在地名及び地番
- 三 隣地所有者の住所氏名
- 四 境界査定終了の年月日

2 部局長は、前項の規定により処理したときは、関係書類のうち、本を添え、遅滞なくその旨を大臣に報告しなければならない。

第四節 報告

（増減異動報告書）

第三十七條 部局長は、毎月末、固定資産台帳に基いて、固定資産増減異動報告書（第五号様式）を作成し、図面を添え所屬原簿官を経由して翌月十五日までに大臣に進達しなければならない。

2 大臣官房建築部長は、前項の報告書に基いて固定資産総括

第五編 郵政事業特別会計規程（固定資産）管理及び処分

は、すみやかに固定資産台帳を訂正し、その旨を大臣に報告しなければならない。

（貸付）

第三十二條 部局長は普通財産を貸し付けようとするときは、その事由、固定資産台帳の抄本（附屬図面）共及び必要と認めらる事項を大臣に上申してその指示を受けなければならない。

（使用収益）

第三十三條 部局長は、企業用財産をその用途又は目的を妨げない限度で使用又は収益をさせようとするときは、その事由、固定資産台帳の抄本（附屬図面共）及び必要と認める事項を大臣に上申してその指示を受けなければならない。

（他会計使用）

第三十四條 部局長は、企業用財産及び普通財産を、所屬を異にする会計をして使用させるときは、その事由、固定資産台帳の抄本（附屬図面共）及び必要と認める事項を大臣に上申してその指示を受けなければならない。

第三節 土地の境界及び査定

（境界標の設置）

第三十五條 土地の境界には、これを明らかにするため必要と

簿及び固定資産統括簿に必要事項を登記しなければならない。

（増減及び現在額報告書）

第三十八條 大臣官房建築部長は計算証明編の規定による國有財産増減及び現在額計算書に基いて、毎会計年度の國有財産増減及び現在額計算書（國有財産法施行細則第二号様式）を作成し、翌年度七月三十一日までに大蔵大臣に送付の手続をしなければならない。

（見込現在額報告書）

第三十九條 部局長は、毎会計年度その年度末及び翌年度末における固定資産見込現在額報告書（第六号様式）を作成し、当該年度七月三十一日までに大臣に進達しなければならない。

2 大臣官房建築部長は、前項の報告書に基いて、毎会計年度末及び翌年度末における國有財産見込現在額報告書（國有財産法施行細則第三号様式）を作成し、当該年度九月三十日までに大蔵大臣に送付の手続をしなければならない。

（貸付及び使用許可報告書）

第四十條 部局長は、毎会計年度末現在において、固定資産貸

付及び使用許可報告書（第七号様式）を作成し、翌年度五月三十一日までに大臣に送達しなければならない。

2 大臣官房建築部長は、前項の報告書に基いて、毎会計年度末における國有財産無償貸付状況報告書（國有財産法施行細則第四号様式）を作成し、翌年度七月三十一日までに大蔵大臣に送付の手続をしなければならない。

（総合評價報告書）

第四十一條 部局長は、昭和二十七年及びその後五年ごとに別に定めるところにより固定資産総合評價報告書（第八号様式）を作成し、翌年度五月三十一日までに大臣に送達しなければならない。

2 大臣官房建築部長は、前項の報告書に基いて、國有財産総合評價報告書（國有財産法施行細則第五号様式）を作成し、翌年度七月三十一日までに大蔵大臣に送付の手続をしなければならない。

（類別固定資産報告書）

第四十二條 部局長は、毎三半期末、固定資産台帳に基いて、類別固定資産報告書（第九号様式）を作成し、毎四半期の翌年初月十日までに所屬原簿官に送付しなければならない。

る間接費割掛率を乗じて得た間接費を加算したものとす。

（請負工事資産價格）

第四十六條 工事を請負業者に請け負わせたときは、第三條に規定する固定資産の区分、種目、細目及び構造又は細分ごとの請負價格の内訳を明らかにしなければならない。

2 前項の請負價格をもつて、請負工事に係る固定資産の直接費とする。

3 請負業者に工事材料を無償で交付した場合には、これを直接費に加算しなければならない。

4 前條第三項の規定は、請負工事に係る固定資産の價格の算定に準用する。

（讓受、寄附受資産價格）

第四十七條 讓受、寄附又はその他の事由により無償で固定資産を取得したときは、第三條に規定する固定資産の区分、種目、細目及び構造又は細分ごとの時價による見積價格の内訳を明らかにしなければならない。

2 前項の時價による見積價格と、これに第四十四條第一項の間接費割掛率を乗じて得た間接費との合計額をもつて、讓受、寄附受固定資産の價格とする。

第三章 價格

（計算対象）

第四十三條 固定資産の價格計算は、第三條に定める種目又は細目ごとにこれを行う。

（間接費割掛率）

第四十四條 経理局長は、毎会計年度、当該年度の予算及び前年度の実情等により、固定資産の区分別、取得事由別に間接費割掛率を算定し、部局長に通知しなければならない。

2 前項の間接費割掛率は、予定直接費額をもつて、予定間接費額を除いたものとする。

（購入資産價格）

第四十五條 固定資産を購入するときは、第三條に規定する固定資産の区分、種目、細目及び構造又は細分ごとの價格の内訳を明らかにしなければならない。

2 前項の價格をもつて、購入に係る固定資産の直接費とする。但し、当該資産について補償料、地上物件の移轉料等を支拂つた場合には、その價格を購入に係る固定資産の直接費として整理しなければならない。

3 購入に係る固定資産の價格は、前項の直接費に前條に定め

3 固定資産の取得に関連して、労力の寄附を受けた場合には、その見積價格を直接費に含めて固定資産の價格を決定しなければならない。

（機械器具の價格）

第四十八條 機械器具の價格は、物品会計宜更から交付を受けた物品のこれ價格を直接費とし、これに第四十四條第一項の間接費割掛率を乗じて得た間接費を加算したものとす。

（未完成工事の價格）

第四十九條 未完成工事の價格は、請負業者に無償で交付した工事材料の四半期末現在における價格を直接費とし、これに第四十四條第一項の間接費割掛率を乗じて得た間接費を加算したものとす。

（登記漏資産價格）

第五十條 取得した年度において固定資産台帳に登記を漏らした固定資産があることを翌年度以降において発見したときは、発見した年度に取得したものとして第三條に規定する固定資産の区分、種目、細目及び構造又は細分ごとの取得價格を明らかにしなければならない。但し、取得價格が明らかでないときは、時價による見積價格をもつてその價格とする。

- 2 前項の価格をもつて登記を漏らした固定資産の直接費とする。
- 3 第四十五條第三項の規定は、登記漏固定資産価格の算定に準用する。

第四章 受 渡

（購入及び請負工事資産の受渡）

- 第五十一條** 固定資産を購入し又は請負工事が完成したときは、その担当官吏は、当該固定資産の管理をする保存官吏に引き渡さなければならない。この場合においては、受渡書（第十号様式）四通を作成し、一通は、支出負担行為担当官に、一通（附屬図面共）は、当該保存官吏に交付し二通（一通は、附屬図面共）は、部局長に送付しなければならない。
- 2 前項の場合において、その購入又は請負工事が本省直轄に係るものであるときは、受渡書五通を作成し、二通（附屬図面共）は、保存官吏所屬の部局長に、二通は、大臣官房建築部長に送付しなければならない。
 - 3 大臣官房建築部長は、前項の受渡書の送付を受けたときは、その一通を経理局長に送付しなければならない。
- （寄附、交換、所管換等による資産の受渡）

第五十二條 固定資産の寄附、交換、所管換又は所屬替を受けたときは、その担当官吏は、当該固定資産を管理する保存官吏に引き渡さなければならない。この場合においては、受渡書三通を作成し、一通（附屬図面共）は、当該保存官吏に交付し、二通（附屬図面共）は、部局長に送付しなければならない。

第五十三條 部局長は、第五十一條及び第五十二條の受渡書二通の送付を受けたときは、第四十四條、第四十五條及び第四十六條の間接費を加算して固定資産の価格を算定し、その一通を所屬原簿官に送付しなければならない。

第五十四條 保存官吏又は整理主任は、物品会計官吏から機械器具の交付を受けたときは、その都度物品送付書により機械器具受入報告書（第十一号様式）二通を作成し、部局長に送付しなければならない。

- 2 部局長は、前項の機械器具受入報告書の送付を受けたときは、第四十八條の間接費を加算し、固定資産の価格を算定し、その一通を所屬原簿官に送付しなければならない。

第五章 台帳登記

（台帳登記）

第五十五條 部局長は、受渡書及び機械器具受入報告書の送付を受けたときは、必要事項を固定資産台帳に登記しなければならない。

第五十六條 大臣官房建築部長は、第五十一條第二項に規定する固定資産に限り前條の規定にかかわらず、固定資産台帳の登記を要しない。

（登記漏の固定資産）

第五十七條 部局長は、第五十條の規定により固定資産の登記漏を発見したときは、固定資産台帳に必要事項を登記し、原簿官に通知しなければならない。

（所屬替の通知）

第五十八條 部局長間において、固定資産の所屬替をしたときは、所屬原簿官に通知しなければならない。

（保存官吏又は整理主任への通知）

第五十九條 部局長は、固定資産に増減異動があつたときは、必要事項を保存官吏又は整理主任に通知しなければならない。

第六章 固定資産の削除

（固定資産の削除）

第六十條 部局長は、固定資産が滅失したとき、これを賣拂、讓與、取こわし、所管換、所屬換若しくは撤去したときは、自己の保管する帳簿から当該資産の価格及び數量を削除しなければならない。

（削除價格）

第六十一條 前條の場合において、削除する價格は、その台帳價格によるものとする。但し、その滅失、賣拂、讓與、取こわし若しくは撤去が固定資産の一部であるときは、その割合又は見込により削除價格を定める。

（削除報告）

第六十二條 部局長は、第六十條し削除資産が償却資産であるときは、毎月末減價償却及び削除報告書（第十二号様式）により、その他の資産であるときは、その都度、当該削除價格を所屬原簿官に通知しなければならない。

（固定資産の削除漏）

第六十三條 部局長は、固定資産の削除漏を発見したときは発見した年度において、前三條の規定に準じ処理しなければならない。

第七章 減價償却

（減價償却簿）

第六十四條 部長は、減價償却簿（第十三号様式）を備え、必要事項を登記しなければならない。

（償却の時期）

第六十五條 部長は、その所掌に属する償却資産について、毎月末日減價償却を行わなければならない。

2 新たに取得した償却資産については、取得の月からこれを行らものとする。

（償却対象）

第六十六條 減價償却は固定資産台帳に掲げる各償却資産の整理種目ごとの価格について、これを行うものとする。

（耐用年数）

第六十七條 減價償却に用いる償却資産の耐用年数は、左の通りとする。

建物及び工作物	鉄筋又は鉄筋鉄骨コンクリート造り	六十年
	れんが又は石造り	五十年
	木造、木骨又は土蔵造り	二十五年
船	舶鉄鋼船	二十年

木造船

十二年

2 前項の耐用年数は、当該償却資産を取得した月からこれを起算する。

3 建物の構造が異なるものにあつては、主たる建物の耐用年数をもつてその耐用年数とする。

（残存価格）

第六十八條 減價償却に用いる償却資産の残存価格は、台帳価格の百分の十に相当する金額とする。

（定額法）

第六十九條 毎月未の減價償却額は、償却資産の価格から残存価格を差し引いた額を、耐用年数で除した額の十二分の一とする。

（寄附、購入等による資産の償却）

第七十條 寄附、購入その他により取得した既設の償却資産については、第六十七條に規定する耐用年数から、その資産の建設年度から取得した年度までの年数を差し引いた残年数を将来の耐用年数（建設年数が明らかでないときは、推定により定める。）とし、取得した月から減價償却を行うものとする。

（登記漏資産の償却）

第七十一條 取得した年度において固定資産台帳に登録を漏らした償却資産については、第六十七條に規定する耐用年数から、その資産の建設年度から登記漏を発見した年度までの年数を差し引いた残年数を将来の耐用年数（建設年度が明らかでないときは、推定により定める。）とし、発見した月から減價償却を行うものとする。

（耐用年数の延長短縮）

第七十二條 部長は、第六十七條及び第七十條の規定による将来の耐用年数が適当でないとき、これを延長することができる。これを短縮しようとするときは、その事由及び必要と認める事項を大臣に上申してその指示を受けなければならない。

（減價償却及び削除報告書）

第七十三條 部長は、償却資産について減價償却を行ったときは、毎月末、減價償却及び削除報告書に減價償却額及び減價償却済額を記載して、翌月五日までに所屬原簿官に送付しなければならない。

第八章 雜則

（保存期間）

第七十四條 この編で定める書類の保存期間は、左の通りとする。

固定資産関係帳簿	永久
固定資産現在額に関する報告書	十年
固定資産増減異動に関する報告書	五年
固定資産貸付及び使用許可報告書	三年
固定資産の受渡に関する書類	三年

2 前項の掲げていない書類は、その性質を考慮し、前項の規定に準じ、相当の期間これを保存しなければならない。

別表 目次

第一号表	郵政事業特別会計所屬固定資産区分、種目及び細目表
第二号表	固定資産増減事由用語例
様式 目次	
第一号様式	固定資産統括簿
第二号様式	甲種固定資産統括簿
第三号様式	固定資産貸付及び使用許可総括簿
第四号様式	甲種固定資産台帳
第五号様式	固定資産増減異動報告書

池井	鋪	照明装置	暖房装置	冷室装置	ちゆう房装置
貯水池、水及び井	石敷、れんが敷、コンクリート敷、木塊敷、アスファルト敷及び砂利敷等	電燈、ガス燈、電氣器具等	暖房器具等	冷室器具等	
同	同	同	同	同	同
貯水池、水及び井	石敷、れんが敷、コンクリート敷、木塊敷、アスファルト敷及び砂利敷等	電燈、ガス燈、電氣器具等	暖房器具等	冷室器具等	

熱用装置	冷房装置	通風装置	通火装置	消火装置	煙突	貯	橋りょう
ガスコンロ等	冷房器具等	通風器具等	通火器具等	消火器具等	煙突	貯	橋りょう
同	同	同	同	同	同	同	同
ガスコンロ等	冷房器具等	通風器具等	通火器具等	消火器具等	煙突	貯	橋りょう

土留	岸壁	トネル	輕便軌道	空路	起路	昇降機	かまど及びろ原動装置	交電装置
コンクリート造、石造、木造等								
同	同	同	同	同	同	同	同	同
コンクリート造、石造、木造等								

傳動装置	揚水装置	搬送装置	燈	物	雜工作物
電動機等	揚水器具等	搬送器具等	燈	物	雜工作物
同	同	同	同	同	同
電動機等	揚水器具等	搬送器具等	燈	物	雜工作物

第七号様式 寸法B四 紙質適宜 (第四十條)

第 号 昭和 年度郵政事業特別会計所属 昭和 年 月 日
郵政大臣あて 固定資産及び使用許可報告書 部長 官職 氏名

用途別	口座所在地	区分	数量単位	昭和 年 度末現在		昭和 年 度末現在		年度増減		昭和 年 度末現在	
				数量	價格	数量	價格	数量	價格	数量	價格
		土地	坪								
		立木竹	本								
		建物	坪								
		工作物	個								
		汽船	隻								
		船舶	隻								
		計									
		土地	坪								
		立木竹	本								
		建物	坪								
		工作物	個								
		汽船	隻								
		船舶	隻								
		計									

備考
1 用途別欄には、借受者の使用目的を記入する。
2 企業用財産及び普通財産ごとに別業とする。

第八号様式 寸法B四 紙質適宜 (第四十一條)

第 号 昭和 年度末郵政事業特別会計所属 昭和 年 月 日
郵政大臣あて 分類名 固定資産総合評価報告書 種類名 部長 官職 氏名

口座名所在地	区分	数量単位	昭和 年 度末現在		総合評価額	差 額
			数量	價格		
	土地	坪				
	立木竹	本				
	建物	坪				
	工作物	個				
	汽船	隻				
	船舶	隻				
	機械器具	個				
	法第二條第一項第五号に掲げる権利	坪				
	法第二條第一項第六号に掲げる権利	件				
	計					

備考
1 企業用財産と普通財産ごとに別業とする。
2 総合評価額が古帳價額より少い場合は差額欄の左上部に△を付ける。
3 数量の単位未満及び價格の円未満の端数は切り捨てる。

第九号様式 寸法B四 紙質適宜 (第四十二條)

昭和 年 月 日 部長 官職 氏名

整理番号	施設区分	増加額(a)	未完成工	削除額(c)	純増加額(d)	購入額(e)	賣却額(f)	交換、所管換、所属替額(g)	期 末 高	現 在 高
1	管 理 施 設									
2	土 地									
3	建 物									
4	工 作 物									
5	汽 船									
6	船 舶									
7	郵 便 事 業 施 設									
8	土 地									
9	建 物									
10	工 作 物									
11	鉄 道 船 舶 設 備									
12	其 他 の 設 備									
13	為 替 野 金 事 業 施 設									
14	土 地									
15	建 物									
16	工 作 物									
17	其 他 の 設 備									
18	保 險 事 業 施 設									
19	土 地									
20	建 物									
21	工 作 物									
22	其 他 の 設 備									

備考
1 立木竹及び法第二條第一項第五号に掲げる権利は、土地に合算する。
2 船舶、機械器具及び法第二條第一項第六号に掲げる権利は、その他の設備に合算する。
3 各額の記入方は、下記の通りとする。
(イ) 増加額(a) - 削除額(c) = 純増加額(d)
(ロ) 純増加額(d) + 前期末現在高(h) + 購入額(e) - 賣却額(f) + 交換、所管換、所属替額(g) = 期末現在高(h)
(ハ) 交換、所管換、所属替額(g)欄は、増の分は黒書、減の分は朱書する。

索引番号	口座名	種目	計用年数		備考	年月日	債却額 円	債却計 円	現在債額 円	備考	年月日	債却額 円	債却計 円	現在債額 円	備考	又分 構は 数 取 得 年 度
			古帳價格	残存價格												
				基本債却額												

(減價債却簿の内)

備考
1. この補助簿は、カード式にし、口座名、種目、古帳價格、構造又は細分、数量、取得年度は、固定資産古帳と同様とする。但し構造又は細分は、主たるものを記入する。
2. 基本債却額欄には、総債却額を記入するもので、債却済のときの債却額累計に合致するものである。
3. 年月日欄には、毎月減價債却をなした年月日を記入する。
4. 現在債額欄には、古帳價格から債却額累計を差し引いた價格を記入する。
5. 債却額は、債却月額を記入する。
6. 増減、増設等の場合は、既設のものとは区分し、別個に減價債却を行うものとする。

◎旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律

昭和二十三年六月三十日
法律第七十四号

旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律

第一條 旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた普通財産は、國有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十二條第一項に規定する公共団体（以下公共団体という。）において水道施設及び防波堤、岩壁等の臨港施設として公共又は公益の用に供するときは、これを当該公共団体に無償で貸し付けることができる。

2 前項の無償貸付は、公共団体における当該施設の経営が営利を目的とし、又は利益をあげる場合は、これを行うことができない。

3 各省各廳の長（國有財産法第四條第二項に規定する各省各廳の長をいう。以下同じ。）は、第一項の規定により普通財産を無償で貸し付けた場合において、公共団体の当該財産の管理が良好でないと認めるとき又は前項の規定に該当することとなつたときは、直ちにその契約を解除しなければならぬ

五編 舊軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律

50

第二條 旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた普通財産は、公共団体において医療施設の用に供するとき又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一條に規定する学校（以下学校という。）の用に供するときは、この法律施行の日から三年以内限り、当該公共団体又は当該学校の設置者に対して、時價の二割以内において減額した対價で、これを譲渡することができる。

2 前項の規定による譲渡は、公共団体における当該施設の経営が営利を目的とし、又は利益をあげる場合においては、これを行うことができない。

3 第一項の規定によつて普通財産を譲渡した後において前項の規定に該当することとなつたときは、直ちにその割引額を追徴しなければならない。

第三條 旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた普通財産を譲渡し、又は財産税法（昭和二十一年法律第五十二号）若しくは戦時補償特別措置法（昭和二十一年法律第三十八号）により物納された普通財産をその財産の譲渡時における従前よりの使用者に譲渡した場合において、当該財産の譲渡を受

一一四一

○各局舍敷地取得實測圖提出ノ件

大正十五年二月 各 逓 信 局 長

各局舍建築設計ニ當リテハ豫メ其敷地ノ實況ヲ詳細ニ知ル要有之候
條附令各局舍敷地ノ購入、交換、管理換或ハ寄附ニ依ル取得ニ際
シテハ正確ナル實測圖提出相成度

追テ本圖ニハ左記事項ヲ詳記スルヲ要スルモノトス

- 一、角度及邊長
- 二、方位及風向
- 三、前面道路ノ幅員及高低
- 四、道路添下水ノ幅員、深度及方向
- 五、敷地内高低及前面道路又ハ隣地トノ高低ノ差
- 六、水道（水壓記入ノコト）及瓦斯等ノ配管路
- 七、水害ノ有無
- 八、其他設計上參考事項

○各局舍敷地取得ニ際シ寫眞提出方ノ件

昭和六年四月二十四日 各 逓 信 局 長

各局舍敷地ヲ取得セル場合之カ局舍建築設計上ノ參考事項ヲ記入
セル實測圖ノ提出方ニ付テハ大正十五年二月管第七四九號通牒ノ
次第アルモ爾今右實測圖ト共ニ尙左記事項ニ依リ撮影セル寫眞提
出相成度

記

- 一、敷地ノ中心附近ヨリ見タル敷地内及敷地四圍ノ狀況
- 二、道路上ヨリ見タル敷地周圍ノ道路ノ狀況
- 三、道路添下水竝ニ敷地ト道路又ハ隣接地トノ高低關係

○各局舍敷地取得ノ際ニ於ケル地質調査ニ

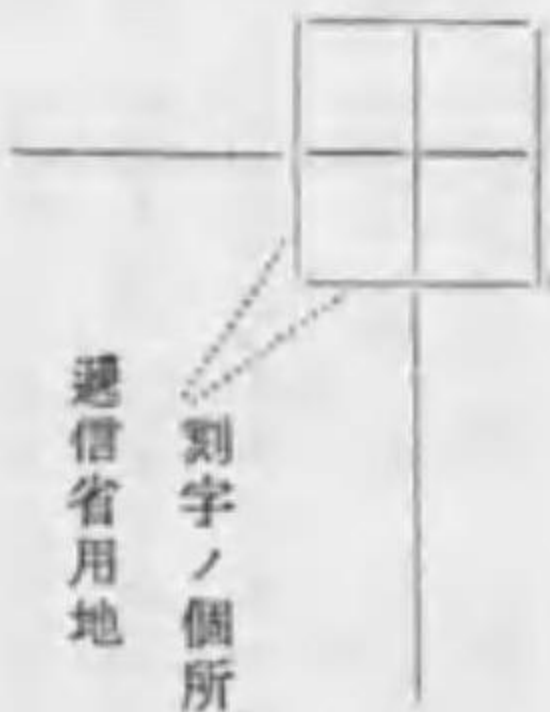
關スル件 昭和十三年五月十八日 各 逓 信 局 長

各局舍及官舍敷地ヲ取得セル場合其ノ建築設計ニ資スル爲敷地ノ狀
況ヲ詳具セル實測圖提出方大正十五年二月管第七四九號ヲ以テ通牒
置候處爾今猶之ニ加ヘ左記事項ニヨリ試験掘竝ニ試験杭打ヲ施工シ
其ノ結果ヲ添付報告相成度
追テ之カ所要經費ハ當該建物建設費目支辨トシ確定額報告ヲ俟テ
支辨豫算令達ス

一、試験掘

- (一) 各敷地ハ適當ノ位置ニ成ルヘク二ヶ所以上ノ試験掘ヲ行フコト
 - (二) 試験掘ノ深度ハコンクリート造ノ場合ハ四ヶ標準トシ底面ハ地質ノ實査ニ差支ナク又試験杭打ニ支障ヲ來ササル充分ノ大サナルコト
- 湧水其ノ他ノ關係上標準深度ノ試験掘ヲ不可能トスル場合ニハ適當ナル深度ニ止メ其ノ狀況ヲ詳記スルコト

例 凡



仕 樣

- 一、材質 花崗石使用
- 一、大キ 十五度角、長サ約一米地上露出部三十厘米
- 一、仕上ケ 見エ隠リ小叩仕上、頭部溝彫、敷地ニ面スル二面ニ「逓信省用地」ノ五字ヲ深ク彫込ミノコト

一、埋 設

- 調合比セメント一、砂三、砂利六ノ「コンクリート」巻上、頂面溝形交又點ノ位置狂ヒナキ様坐直正確ニ掘ニ付ノコト
- 注 意 點線ハ彫刻スヘキ文字ノ位置ヲ示ス

○經理局長掌理國有財産整理主任配置ノ件

昭和九年五月一日 管第三九九號決議

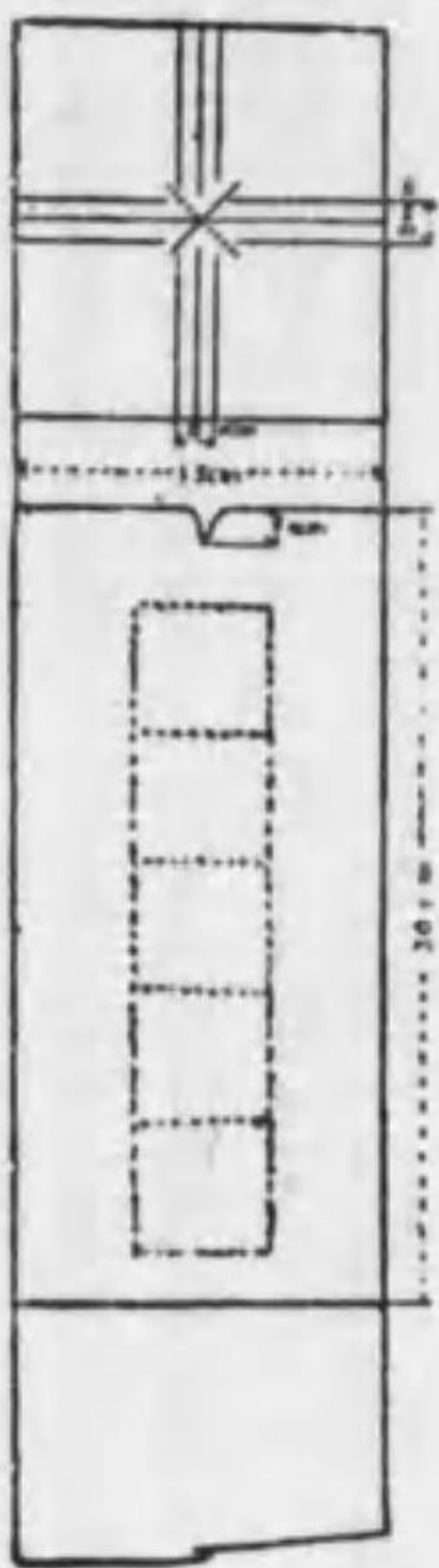
- 一、經理局長ハ逓信省國有財産事務規程第六條ノ規定ニ基キ左ノ區分ニ依リ國有財産整理主任以下單ニ整理ヲ配置シ管轄課長タル保存主任以下單ニ保存ノ事務ヲ補助セシムルコト

- (三) 地下常水面ノ地盤面ヨリノ深サハ之ヲ測定シ尙成ル可ク乾濕期ニ於ケル其ノ變化ヲモ記録スルコト
 - (四) 地層地質ヲ明確ニスル地質標本ヲ作製回付スルコト
- 二、試験杭打
- (一) 試験ノ結果其ノ地質ノ地耐力不充分ナリト認メタル時ハ各敷地ノ箇所ニ試験杭打ヲ行フコト
 - (二) 杭打ハ機械打、杭ハ生松丸太杭末口十五厘米、長サ七、二米ノモノ全長打込ヲ原則トシ落高約三米墜錘重量約四分ノ一應トシテ沈下狀況ヲ記録スルコト

○本省用地境界石標ニ關スル件

大正十四年十二月 各 逓 信 局 長

從來本省用地境界石標ハ其建設仕様區々タリシモ爾今ハ特殊ノ場合ヲ除クノ外別紙圖面ノ通之レテ一定セラレ候條了知アリタシ
追テ本通牒ニ依リ建設ヲ要スル場合ハ仕様書省略ノ上通牒番號ヲ記入セラレタシ



第七條第二項ノ規定ハ前項ノ價格評定ニ關スル調書ニ之ヲ準用ス

第十一條 雜種財産ノ交換ヲ爲サントスル場合ニ於テ左ノ各號

- 一 該當スルトキハ大藏大臣ニ其ノ旨稟請スヘシ
- 二 國ニ於テ金錢ノ補足ヲ要スルモノナルトキ
- 三 前號ニ該當スル場合ヲ除クノ外見積價格五十萬圓ヲ超ユルモノ又ハ臺帳價格二十萬圓以上ノモノナルトキ
- 四 異例ニ屬スルモノ、重要ナルモノ又ハ特ニ指定スルモノナルトキ

第十一條ノ二 前條ノ稟請書ニハ左ノ事項ヲ記載シ價格評定ニ關スル調書及申請書ヲ添付スヘシ

- 一 臺帳記載事項
 - 二 交換ニ依リ取得スヘキ財産ノ所在、數量及價格
 - 三 交換セントスル財産ノ價格
 - 四 交換ノ相手方
 - 五 交換ヲ必要トスル事由
 - 六 交換ニ附帯シテ條件ヲ定ムヘキ場合ニ於テハ其ノ條件
 - 七 其ノ他參考トナルヘキ事項
- 第七條第二項ノ規定ハ前項ノ價格評定ニ關スル調書ニ之ヲ準

用ス

第十二條 雜種財産トナルヘキ財産ノ寄附ヲ受ケントスルトキ

- 一 大藏大臣ニ其ノ旨稟請スヘシ
- 二 財産ノ所在、種目、數量及見込價格
- 三 寄附者
- 四 寄附ヲ受納セントスル事由
- 五 寄附ニ附帯シテ條件ヲ定ムルモノニ在リテハ其ノ條件
- 六 其ノ他參考トナルヘキ事項

第十三條 雜種財産ノ貸付ヲ爲サントスル場合ニ於テ左ノ各號

- 一 該當スルトキハ大藏大臣ニ其ノ旨稟請スヘシ
- 二 豫定貸付料年額十萬圓又ハ見積貸付料年額二萬圓ヲ超ユルモノナルトキ
- 三 異例ニ屬スルモノ、重要ナルモノ又ハ特ニ指定スルモノナルトキ

第十四條 前條ノ規程ハ雜種財産ノ貸付契約ノ更新、又ハ貸付契約條項ノ變更ヲ爲サントスル場合ニ付準用ス

- 第十五條 削除
- 第十六條 削除

第十七條 貸付料据置期間ノ定メナキ場合ニ於テ左ノ各號ノ一

- 一 該當スルトキハ貸付料ヲ評定スヘシ貸付料据置期間滿了セントスルトキ亦同シ
- 二 道路ノ開設其ノ他特別ノ事由ニ因リ貸付物件ノ情況ニ著シキ變化アリタルトキ
- 三 現貸付料ニ依ル始期ヨリ起算シテ五年ヲ經過セントスルモノナルトキ

前項ノ場合ニ於テ貸付料ヲ据置キタルトキハ評定調書ヲ添付シ大藏大臣ニ其ノ旨報告スヘシ

第十八條 前三條ノ規程ハ貸付ニ依ラスシテ雜種財産ノ使用又ハ收益ヲ爲サシメントスル場合ニ付之ヲ準用ス

第十九條 削除

第二十條 第十三條、第十四條又ハ第十八條ノ稟請書ニハ左ノ事項ヲ記載シ貸付料評定ニ關スル調書及申請書ヲ添付スヘシ

- 一 臺帳記載事項
- 二 貸付セントスル財産ノ價格及貸付料
- 三 貸付期間其ノ他ノ條項
- 四 隨意契約ニ依リ貸付ノ爲スノ必要アル場合ニ於テハ其ノ相手方及其ノ利用計畫又ハ事業計畫
- 五 貸付ニ附帯シテ條件ヲ定ムヘキ場合ニハ其ノ條件

- 六 無償貸付ヲ爲ス必要アルトキ及指名競争契約又ハ隨意契約ニ依ラントスルトキハ其ノ事由及適用スヘキ法令ノ條項
- 七 貸付契約ノ更新又ハ貸付契約條項ノ變更ノ場合ニ於テハ現在ノ契約條項
- 八 其ノ他參考トナルヘキ事項

第七條第二項ノ規定ハ前項ノ貸付料評定ニ關スル調書ニ之ヲ準用ス

第二十一條 財務局長ハ已ムヲ得サル事由ニ因リ大藏大臣ノ認可ヲ得タル場合ヲ除クノ外賃借權其ノ他雜種財産ノ使用收益ヲ目的トスル權利ノ讓渡又ハ轉貸ヲ禁止スヘシ

第二十二條 削除

第二十三條 削除

第二十四條 雜種財産賣拂其ノ他管理處分ニ關スル契約ヲ解除セントスルトキ又ハ之ニ附帯シテ定メタル條件ヲ變更セントスルトキハ事由ヲ具シ大藏大臣ニ其ノ旨ヲ稟請スヘシ但シ當該契約ニ付稟請ヲ要セサル場合ニ該當スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十五條 削除

第二十六條 雜種財産ニ付耕地整理地區又ハ土地區劃整理地區

ノ施行地區ニ編入スルノ認許ヲ爲サントスル場合ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ事由ヲ具シ申請書ヲ添付ノ上大蔵大臣ニ其ノ旨ヲ稟請スヘシ

一 費用又ハ清算金ヲ負擔スルモノナルトキ
二 事業地區ニ編入スヘキ土地ノ見積價格百萬圓ヲ超ユルモノナルトキ

第二十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ事由又ハ意見書ヲ具シ大蔵大臣ニ稟請スヘシ

一 裁判所ニ出訴スルノ必要アルトキ
二 國ニ於テ損害賠償ノ責ニ任スヘキ行爲ヲ爲スノ必要アルトキ又ハ國ニ對シ損害賠償ノ請求アリタルトキ
三 貸付關係終了後地上ニ存スル建築其他ノ物件ニ付買取請求ヲ爲スノ必要アルトキ又ハ國ニ對シ買取請求アリタルトキ

四 異例ニ屬スルモノ、重要ナルモノ又ハ特ニ指定スルモノナルトキ

第二十八條 削除

第二十九條 雜種財産ノ臺帳ハ財務局ニ之ヲ備ヘ其ノ副本ヲ財務局地方部及財務局出張所ニ備フヘシ

六月三十日迄ニ國有財産局長ニ送付スヘシ

第三十六條ノ二 財務局長ハ國有財産法施行規則第四號様式ニ準シ毎會計年度毎ニ當該年度末及翌年度末ニ於ケル雜種財産見込現在額報告書ヲ調製シ當該年度七月三十一日迄ニ國有財産局長ニ送付スヘシ

第三十六條ノ三 財務局長ハ國有財産法施行規則第五號様式ニ準シ毎會計年度末現在ニ於ケル雜種財産無償貸付狀況報告書ヲ調製シ翌年度六月三十日迄ニ國有財産局長ニ送付スヘシ

第三十七條 左ニ掲グル場合ニ於テハ其ノ都度(但シ第一號ニ付テハ毎月分ヲ翌月十五日限り)國有財産局長ニ報告スヘシ
一、各省各廳ニ於テ公用財産又ハ公用財産トシテ管理スルモノノ内雜種財産ト爲スヘキモノヲ発見シタルトキ

二、雜種財産ノ境界査定ニ對シ訴願シ又ハ裁判所ニ出訴スル者アリタルトキ及裁判所ノ判定アリタルトキ
三、雜種財産ニ付裁判所ニ出訴スル者アリタルトキ及裁判所ノ判決アリタルトキ

第三十條 臺帳ニ附屬セシムヘキ圖面ハ國有財産法施行規則第三條但書ノ重要ナラサル財産ニ依ルモノト雖モ成ルヘク之ヲ調製スヘシ

第三十一條 雜種財産ニ増減異動ヲ生シタルトキハ遲滞ナク之ヲ臺帳ニ登錄シ附屬圖面ヲ補修スヘシ

第三十二條 雜種財産ヲ臺帳ニ登錄シタルトキハ議決書類、調査書類其ノ他ノ關係書類ニ登錄濟ノ年月日ヲ記載シ主任官吏之ニ認印スヘシ

第三十三條 財務局長ハ雜種財産貸付簿ヲ備ヘ雜種財産ニ付爲シタル貸付及貸付ニ準スヘキ契約ニ關スル事項ヲ登載整理スヘシ

第三十四條 財務局長ハ會計検査院ニ證明ノ爲計算證明規則ニ依リ國有財産増減計算書ヲ調製シ證據書類ヲ添ヘ直ニ會計検査院ニ提出スヘシ

第三十五條 財務局長ハ國有財産法施行規則第三號様式ニ準シ毎會計年度間ニ於ケル雜種財産ノ増減報告書ヲ調製シ翌年度

四、雜種財産ニ付特別都市計畫法第五條第一項ニ依リ特別都市計畫事業トシテ施行スル土地區劃整理ノ施行地區ニ編入セラレタルトキ

第三十七條ノ二 天災其他ノ事故ニ因リ雜種財産ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ左ノ事項ヲ具シ直ニ之ヲ國有財産局長ニ報告スヘシ但シ其ノ亡失又ハ毀損ノ程度輕微ナルトキハ此ノ限ニ在ラス

- 一 臺帳記載事項
- 二 亡失又ハ毀損ノ原因
- 三 被害物件ノ種目別、被害ノ程度及數量
- 四 損害見積價格及復舊可能ナルモノニ在リテハ復舊費見込額
- 五 毀損物件ノ管理ノ爲採リタル應急措置
- 六 其ノ他參考トナルヘキ事項

第三十八條 財務局長限り爲シタル契約又ハ請求シタル損害賠償ノ事績ハ別記様式ニ依リ毎年九月末及三月末ノ二期ニ取纏メ各其ノ翌月十五日限り國有財産局長ニ報告スヘシ

第三十九條 雜種財産ノ賣拂其ノ他管理處分ニ關スル申請事項ニシテ申請者ニ於テ議決機關ノ決議監督官廳ノ許可若シクハ認可又ハ第三者ノ承認等ヲ要スルモノアルトキハ之ヲ證スル書面又ハ其ノ謄本ヲ申請書ニ添附セシムヘシ

神社又ハ寺院等ノ提出スル申請書又ハ契約書等ニハ神職、住職等ノ外氏子、崇敬者、檀徒、信徒等ノ總代ノ連署ヲ爲サシムヘシ

第四十條 雜種財産タル不動産ニ關スル權利ハ得喪變更アリタルトキハ不動産登記法ノ定ムルトコロニ依リ遲滞ナク其ノ登記ヲ登記所ニ囑託スヘシ

附則 (昭和十七、七、二) (訓令第二十二號)

第四十一條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四十二條 本令ハ施行前ニ財務局長ノ大藏大臣ニ稟請シタルモノニ付テハ仍従前ノ規定ニ依ル

第四十三條 本令ノ施行前ニ稅務署長ノ補助シ居タル雜種財産ノ管理及處分ニ關スル事項ハ財務局出帳所ノ分掌事項トシテ第三條ノ規定ニ依リ大藏大臣ノ認可ヲ經テ財務局長ノ定メタルモノト看做ス

附則 (昭和十九、八、一〇) (訓令第十八號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ大藏大臣ニ稟請シタルモノニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

附則 (昭和二一、六、一四) (訓令特第七號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ大藏大臣ニ稟請シタルモノニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

附則 (昭和二二、一〇、一) (訓令第一〇〇號)

本令は、公布の日から、之を施行する。

第三十六條の二中「當該年度七月三十一日」とあるのは、昭和二十二年度に限り「當該年度十月二十日」とする。

本令の施行前に財務局長が大藏大臣に稟請したものであるについては仍従前の例に依つて取扱ふ。

●郵政省所管不動産登記の囑託に

關する省令 (昭和二十四年九月五日) (郵政省令第十四號)

郵政省所管不動産登記の囑託に關する省令

不動産登記法(明治三十二年法律第二十四號)第三十五條第三項の規定により、当省所管に係る不動産登記の囑託に關し、次の者を指定する。

大臣官房建築部長
地方郵政局長

附則

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十四年六月一日から適用する。

●郵政省所管船舶登記の囑託に關

する省令 (昭和二十四年九月五日) (郵政省令第十五號)

郵政省所管船舶登記の囑託に關する省令

当省所管に係る船舶登記の囑託に關しては、昭和二十四年郵政省令第十四號を準用する。

附則

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十四年六月一日から適用する。

●國家公務員のための國設宿舍に

關する法律 (昭和二十四年五月三十日) (法律第百十七號)

國家公務員のための國設宿舍に關する法律

(目的)

第一條 國家公務員に貸與すべき宿舍については、この法律の定めるところによる。

2 この法律の規定は、國家公務員法(昭和二十二年法律第百二十號、今後同法が改正せられたときは、その改正せられた規定を含む。以下同じ。)のいかなる條項をも廢止し、若しくは修正し、又はこれに代わるものではなく、又、この法律に規定する事項は、同法第二十八條に規定する人事院の勸告事項に含まれるものである。

(定義)

第二條 この法律において「宿舍」とは、國がその事務、事業の円滑な運営に資する目的をもつて、國家公務員及び主としてその收入により生計を維持する者を居住させるため設置する宿舍をいう。

(宿舍審議会)

第三條 この法律の完全な実施を確保し、その目的を達成するため、内閣総理大臣の所轄の下に、宿舍審議会（以下審議会という。）を置く。

2 審議会は、内閣総理大臣の諮問に應じ、左に掲げる事項を調査審議するものとする。

- 一 宿舍の設置に関する計画
- 二 宿舍の維持及び管理に関する基準
- 三 第十二條の規定による無料宿舍を貸與する者の範囲
- 四 第十三條の規定による有料宿舍の一坪当りの使用料の基準

五 第十五條の規定による居住者の選定の基準

3 有料宿舍は、完全な合理的な使用料を徴収して貸與するものであり、國家公務員の報酬の一部として貸與するものではないので、使用料の基準は、主として、同一の大きさ、場所及び條件の民間宿舍に対する法定又は公定の標準家賃、法定又は公定の標準家賃がない場合においては、同一又は類似の地において比較することのできる民間宿舍に対する家賃を考慮して定めるものとする。

4 審議会は、宿舍に関する重要事項について、関係機関に随時意見を述べることができる。

第四條 審議会の委員は、左に掲げる者をもつて充てる。

- 一 内閣官房副長官
- 二 衆議院事務次長
- 三 参議院事務次長
- 四 最高裁判所事務総長
- 五 大蔵次官
- 六 建設次官
- 七 経済安定本部副長官
- 八 人事院事務次長

2 前項第一号及び第七号の委員は、内閣総理大臣が命ずる。

第五條 審議会に会長を置く。会長は、内閣官房副長官をもつて充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、内閣総理大臣の指名する者が、その職務を代理する。

第六條 審議会は、会長が招集し、その議事は、会長を除く出席委員の過半数で決する。可否同数であるときは、会長の決

するところによる。

2 審議会は、委員五人以上の出席がなければ議事を開き議決をすることができない。

第七條 第三條第二項に掲げる事項は、政令で定め、その政令は、審議会の決定に基かなければならない。

(宿舍の管理)

第八條 大蔵大臣は、前條の規定による政令の定めるところに従い、宿舍の設置、維持及び管理に関する総合調整の事務をつかさどるものとする。

2 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務総裁、各省大臣、最高裁判所長官、会計検査院長及び人事院総裁（以下各省各府の長という。）は、大蔵大臣の定めるところに従い、宿舍の設置、維持及び管理を行うものとする。

(種類)

第九條 宿舍は、公邸、無料宿舍及び有料宿舍の三種とし、無料宿舍及び有料宿舍には、共同宿舍を含むものとする。

(公邸)

第十條 公邸は、左に掲げる國家公務員のために設置し、無料で貸與する。

- 一 衆議院議長及び参議院副議長
- 二 参議院議長及び参議院副議長
- 三 内閣総理大臣及び國務大臣
- 四 最高裁判所裁判官
- 五 会計検査院長
- 六 人事院総裁
- 七 衆議院事務総長及び参議院事務総長
- 八 宮内廳長官及び侍從長
- 九 検事総長
- 十 國家公安委員会委員長
- 十一 内閣官房長官

第十一條 公邸には、いす、テーブル等公邸に必要な備品を備え付け、無料で貸與する。

第十二條 無料宿舍は、左に掲げる國家公務員のうち政令で定める者のために設置し、無料で貸與する。

一 本来の職務に伴つて、通常の勤務時間外において、生命若しくは財産を保護するための非常勤務、通信施設に關連する非常勤務又はこれらと類似の性質を有する勤務に従事

しなければならない者

- 二 研究又は実験施設に勤務する者であつて継続的に行うことを必要とする研究又は実験に直接従事するもの
 - 三 へき地にある官署又は特に隔離された官署に勤務する者
 - 四 官署の管理責任者であつて、その職務を遂行するために官署の構内に居住しなければならないもの
- 2 無料宿舍は、國家公務員の職務に対する給與の一部として貸與されるものとする。

(有料宿舍)

第十三條 有料宿舍は、左に掲げる場合において、公邸又は無料宿舍の貸與を受ける者以外の國家公務員のために予算の範囲内で設置し、有料で貸與することができる。

- 一 國家公務員の職務に関連して國の事務、事業の運営に必要と認められる場合。
- 二 國家公務員の在勤地における住宅不足により國の事務、事業の運営に支障を來たす虞があると認められる場合。

(有料宿舍の使用料)

第十四條 有料宿舍の使用料は、月額とし、政令で定める一坪当りの使用料の基準に基いて、各宿舍につき各省各廳の長が

決定する。

- 2 新たに宿舍の貸與を受け、又はこれを明け渡した場合におけるその月分の使用料は、日割により計算した額とする。
- 3 有料宿舍の貸與を受けた者に報酬を支給する機関は、毎月報酬を支給する際その者の報酬から使用料に相当する金額を控除して、その金額をその者に代りその使用料として國に拂い込まなければならない。

(有料宿舍の居住者の選定)

第十五條 有料宿舍を貸與する者の選定に當つては、各省各廳の長は、政令で定めるところに従い、國の事務、事業の運営の必要に基き公平に行わなければならない。

(宿舍居住者の保管義務)

第十六條 宿舍の居住者は、必要な注意を拂い、宿舍を正常な状態において維持しなければならない。

(宿舍の修繕費等)

第十七條 公邸の修繕に要する費用及び公邸の使用につき必要とする電気、水道、ガス等に要する費用は、國が負担する。

2 天災、時の経過その他居住者の責に帰することのできない事由に因り無料宿舍又は有料宿舍がき損又は汚損した場合に

おいては、その修繕に要する費用は、國が負担する。

(費用の負担区分)

第十八條 宿舍の設置、維持及び管理に要する費用並びに宿舍の使用料は、それぞれ宿舍の貸與を受けた者の報酬を支弁する会計の所屬とする。

2 郵便事業、電気通信事業その他事業を企業的に運営する特別会計の負担において設置する宿舍の設置、維持及び管理に要する費用の財源については、一般会計から繰入をしてはならない。

(宿舍の明渡)

第十九條 宿舍の貸與を受けた者が左の各号の一に該当した場合においては、居住者は、速かにその宿舍を明け渡さなければならない。但し、公邸及び無料宿舍にあつては、六十日、有料宿舍にあつては、六月をこえてはならない。

- 一 國家公務員でなくなつたとき。
- 二 死亡したとき。
- 三 轉勤又は轉職によりその宿舍に居住する資格を失い、又はその必要がなくなつたとき。

四 國の事務、事業の運営の必要に基き先順位者が生じたとき。

き。

(施行に関する細目)

第二十條 この法律の施行に関し必要な細目は、大藏大臣が定める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日後二月を経過した日から施行する。
- 2 この法律施行の際現に國家公務員のために設置されている宿舍は、左の各号の区分に應じ、それぞれこの法律により設置された宿舍となるものとする。
 - 一 第十條各号に掲げる國家公務員のために設置せられてゐる宿舍にあつては、公邸
 - 二 第十二條第一項各号に掲げる國家公務員のうち政令で定める者のために設置せられてゐる宿舍にあつては、無料宿舍
 - 三 その他の宿舍にあつては、有料宿舍
- 3 宿舍審議會は、第三條第二項に掲げる事項につき調査審議の結果を國會に報告しなければならない。
- 4 宿舍審議會が第三條第二項に掲げる事項につき調査審議を完了するまでは、國家公務員に貸與すべき宿舍に関しては、

五編 國家公務員のための國設宿舍に関する法律

この法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 左に掲げる勅令等は、廃止する。

官舎貸渡規則（明治九年太政官達第五十三号）

附 則（昭和二十四年五月三十一日）
（法律 第四百三十四号）

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。（以下省

略）

附 則（昭和二十四年五月三十一日）
（法律 第四百十五号）

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。（以下省

略）

第六編 工場計算

工場計算

五編 國家公務員のための國設宿舍に関する法律

この法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 左に掲げる勅令等は、廃止する。

官舎貸渡規則（明治九年太政官達第五十三号）

附則（昭和二十四年五月三十一日
法律第百三十四号）

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。（以下省

略）

附則（昭和二十四年五月三十一日
法律第百四十五号）

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。（以下省

略）

第六編 工場計算

工場計算

第六編 工場計算

●郵政事業特別会計規程(抄)

昭和二十四年九月二十二日
公達 第四十五号

第十一編 工場計算

目次

- 第一章 通則
- 第二章 整理及び報告
- 第三章 原價計算
- 第四章 その他の計算
- 第五章 雜則
- 第一章 通則

(目的)

第一條 工場計算は、工場経営の实体を計数的に明らかにし、適正な工作原價の算定及び工場能率測定の指標とすることを目的とする。

(用語例)

第二條 この編における用語例は、左の通りである。

六編 郵政事業特別会計規程(工場計算) 目次 通則 整理及び報告

一 「部長」とは、大臣官房資材部長、大臣官房建築部長及び郵政局長をいう。

二 「工作」とは、物品の製作、改造及び修理をいう。

三 「直接費」とは、工作材料費、直接工作に従事する者に対する俸給、諸手当及び臨時者の賃金等一工作ごとにその実費を区別算定することのできる経費をいう。

四 「間接費」とは、俸給、諸手当、旅費、事務費、厚生施設費、電燈電力料、ガス水道料、維持修理費、減價償却費等一工作ごとにその実費を区別算定することのできない経費をいう。

(工場の範囲)

第三條 この編において「工場」とは、第一号表に掲げる工作施設をいう。

(工作実施計画)

第四條 工場の長は、所属部局長の指示する工作計画に基いて、四半期ごとの工作実施計画を立て、その期の前月二十日までに工作実施計画表(第一号様式)を作成し、所属部局長を経由して経理局長に提出しなければならない。

第二章 整理及び報告

(受拂の整理項目)

第五條 工場計算に属する受入及び拂出の項目は、左の通りとする。

- 受入に属するもの
 - 一 直接費
 - 貯蔵品工作材料
 - 工作費支弁人件費
 - 工作支弁物件費
 - 二 間接費
 - 工作費支弁人件費
 - 工作費支弁物件費
 - 減價償却月額
 - 三 副生品発生額
 - 四 期末間接費配賦過剩額
- 拂出に属するもの
 - 一 落成貯蔵品價額
 - 二 改修落成品價額
 - 三 会計外委託落成品價額
 - 四 工作材料れい入額

- 五 副生品利用額
- 六 副生品賣拂額
- 七 期末工作材料残額
- 八 期末未成品價額
- 九 期末間接配賦不足額

2 前項に規定する項目に該当しない受入又は拂出があつたときは、工場の長は、適宜の項目を設けることができる。

(工場計算受拂月報)

第六條 工場の長は、工場計算に属するものの受入又は拂出をしたときは、その都度各項目別に整理し、関係帳簿に登記の上、毎月、工場計算受拂月報(第二号様式)を作成し、翌月十日までに、一通は所属部局長に、一通は所属原簿官に送付しなければならない。

(工作材料出納簿)

第七條 工場の長は、貯蔵品を工作材料として受け入れたとき及び工作に使用のため拂い出したときは、工作材料出納簿(第三号様式)に必要な事項を登記しなければならない。

(副生品出納簿)

第八條 工場の長は、副生品が発生したとき、又はこれを利用

し、若しくはこれを賣り拂つたときは、副生品出納簿(第四号様式)にその數量價額その他の必要事項を登記しなければならない。

(落成品出納簿)

第九條 工場の長は、落成品を受け入れたとき、又はこれを拂い出したときは、落成品出納簿(第五号様式)に必要な事項を登記しなければならない。

(減價償却)

第十條 工場の長は、毎月、その工場に属する固定資産の減價償却額を減價償却費整理簿(第六号様式)に登記しなければならない。

2 前項の減價償却額の算定については、固定資産簿の定めるところによる。但し、機械器具の減價償却額の算定については、部局長がこれを定めるものとする。

(工作落成報告書及び回收手続)

第十一條 工場の長は、物品の工作が完了したときは、原價算定の基礎を明らかにした工作落成報告書(第七号様式)二通を作成し、一通は出納命令官に、一通は所属支出官に送付しなければならない。

2 落成品が貯蔵品以外の改修品であるときは、前項の報告書にその工作代價の支出科目を記載しなければならない。

3 落成品がこの会計外からの委託物品であるときは、第一項の報告書に委託先及び徴収すべき歳入金額を記載し、所要の書類とともに支出官に送付すべき報告書を所属歳入徴収官に送付しなければならない。

(工作命令書)

第十二條 工場の長は、工作要求書を受けたときは、所要の準備をした後、各職場の主任に対し、材料、部品、工具等を記載した工作命令書(第八号様式)を発行しなければならない。

(使用材料整理簿)

第十三條 職場主任は、前條の工作命令書に記載した使用材料の交付を受けたときは、使用材料整理簿(様式適宜)を備え、その使用状況を明確にしなければならない。

2 職場主任は、前項の使用材料のうち不用となつたものがあるとき又は副生品が生じたときは、すみやかにれい入又は返納の手続をしなければならない。

(手直命令書)

第十四條 工場の長は、落成品を検査の結果、不良と認めるも

のがあるときは、更に手直命令書(第八号様式準用)を発行し、工作を続けさせなければならぬ。

第三章 原價計算

(原價計算の期間)

第十五條 工場の長は、毎月、原價計算を実施しなければならぬ。

(工作原價計算簿)

第十六條 工場の長は、工作物品が落成したときは、関係帳簿に基いて工作原價計算簿(第九号様式)に所定の事項を登記し、その落成原價を計算しなければならぬ。

(原價計算の方法)

第十七條 落成原價は、当該工作に要した直接費に予定率による間接費を配賦したものとす。

2 前項に規定する間接費配賦率は、当該工場の設備、能力、工作見込額、減價償却見込額、既往の実績、その他の事情を参し、やくして当該年度内における予定間接費及び予定直接費を算定し、その比によるものとする。

3 前項の計算において、副生品の賣拂予定額は、これを予定間接費から控除することができる。

第二十一條 落成原價の計算は、種類又は規格を異にする物品を工作する工場においては個別計算を、同種の物品を反覆継続して大量に工作する工場においては総合計算を行うものとする。

2 前項の規定により難いときは、工場の長は、その工場に適する計算方法及び事由を、所属部局長を経て経理局長に申し出で、その承認を受け実施することができる。

(未成品の價格)

第二十二條 毎四半期末において未成品があるときは、その仕上り程度を推定し、第十六條及び第十七條の規定に準じ、その價額を算定し、その期末の工場計算受拂月報に掲記しなければならぬ。

第四章 その他の計算

(外注工作)

第二十三條 工場の長は、工作を外注した場合に、業者に供給した材料の價額及び加工費は直接費に計上しなければならぬ。

(委託工作)

第二十四條 この会計外から委託により物品を工作した場合に

六編 郵政事業特別会計規程(工場計算) その他の計算

(間接費過不足額)

第十八條 間接費の配賦額が間接費の実費額に比し過不足額を生じたときは、四半期ごとに計算し、その期末の工場計算受拂月報に掲記しなければならぬ。

2 前項の過不足額は、次期に繰り越すものとする。但し、会計年度末の分は、雑益又は雑損に計理して整理しなければならぬ。

(配賦率の改定)

第十九條 工場の長は、事情の変更その他により、予定間接費に増減を生ずる見込があるときは、間接費配賦率の改定を考慮し、会計年度末における過不足額をできる限り小額になるように努めなければならぬ。

(原價計算補助簿)

第二十條 工場の長は、工作原價計算簿、補助簿として、直接費整理簿(第十号様式)間接費整理簿(第十一号様式)及び間接費過不足計算簿(第十二号様式)を備え、直接費及び間接費の整理並びに間接費過不足額の計算を明らかにしなければならぬ。

(個別及び総合計算)

においては、この会計所属の物品を工作した場合に準じて処理し、その工作代價は当該工作に要した直接費及び間接費に、別に定めるところによる費額を加えて算定するものとする。

2 前項の代價は、工場計算受拂月報に掲記しなければならぬ。

第五章 雜則

(帳簿)

第二十五條 この編で定める帳簿及び書類の保存期間は左の通りとする。

工場計算受拂月報	五年
工作材料出納簿	三年
副生品出納簿	同
落成品出納簿	同
減價償却費整理簿	同
工作落成報告書	同
工作(手直)命令書	同
工作原價計算簿	同
直接費整理簿	同
間接費整理簿	同

間接費過不足計算簿

同

前項に掲げない帳簿及び書類は、その性質に従い適宜の期間を定めこれを保存しなければならない。

附属様式目次

- 第一号様式 工作実施計画表
- 第二号様式 工場計算受拂月報
- 第三号様式 工作材料出納簿
- 第四号様式 副生品出納簿
- 第五号様式 落成品出納簿
- 第六号様式 減價償却費整理簿
- 第七号様式 工作落成報告書
- 第八号様式 工作(手直)命令書
- 第九号様式 工作原價計算簿
- 第十号様式 直接費整理簿
- 第十一号様式 間接費整理簿
- 第十二号様式 間接費過不足計算簿
- 第一号表

大臣官房資材部印刷工場
 同建築部施工課各工作所
 長野郵政局資材部被服工場
 各郵政局資材部配給課工作係

第一号様式 (第四條)

工作実施計画表

昭和 年度 期分 工場

品名	数量	直接費				間接費		總原價	原價	備考
		材料費	人件費	計	乗率	配賦額				
							貯蔵品より			
		円	円	円		円	円	円		

- 備考 1. この表は、四半期ごとに作成する。
 2. 前期よりの繰越未成品については、その残工程を当期計画と区別して掲上する。

A

第 号

工場計算受拂月報

年

月分

「何々」工場

第二号様式 (第六條)

事 由 別	金 額	果 計	受 入				拂 出				
			円	円	円	円	円	円	円	円	
貯蔵品工作材料											
直接費											
工作費支弁人件費											
工作費支弁物件費											
工作費支弁人件費											
工作費支弁物件費											
間接費											
減價償却月額											
副生品発生額											
期末間接費配賦過剩額											
計											
備考											

B 工作費振替額内訳表

費目 事由別	総掛費		郵便費	為替貯金費	保険年金費	貯蔵品費	計
	業務管理費	医療施設費					
改修落成品価額	円	円	円	円	円	円	円
計算外振替							
備考							

- A表備考
- この報告書の各項目は、すべて工場計算諸帳簿の月計額から轉記する。
 - 直接費欄の貯蔵品工作材料は、工場渡の科目をもつて拂い出された材料を記入する。
 - 貯蔵品から工作勘定をもつて使用拂を受けた材料、消耗品等の価格は、直接費欄の工作費支弁物件費又は間接費欄の工作費支弁物件費の中に含める。
 - 副生品発生額の欄には、副生品を利用した額のみを掲上する。
 - 落成貯蔵品価額の欄には、貯蔵品を工作した場合の落成品価格を記入する。
 - 改修落成品価額の欄には、事業品を工作した場合の落成品価格を記入する。
 - 会計外委託落成品にあつた場合は、その委託先を備考欄に掲示する。
 - 工作材料のい入額の欄には、工場渡又は使用拂をもつて受け入れた材料を、貯蔵品へい入する場合その額を記入し、その区別は備考欄に記載する。
 - 期末工作材料残額及び期末落成品価額は、各四半期ごとに累計欄に掲示する。
 - 期末間接費配賦過剩額及び不足額は、期末において受拂各項目の累計を合計してその差額を算出したもので、毎四半期末に掲示する。
 - 期末において記入する項目以外の各項目の累計は、更新せず年累計とする。
 - 減価償却月額に含まれる機械器具に対する減価償却額は、備考欄に別掲する。
- B表備考
- 本表は、工場計算受持月報に附属する。
 - 貯蔵品の製作、改修の場合は、記載しない。
 - 改修落成品価額の欄には、その月に発行した工作落成報告書により各経費の月額を掲記する。月額を掲記する。
 - 計算外振替の欄には、工場原簿計算から除外された工作費を別に定める比率をもつて分計した月額を掲記する。

第三号様式 (第六條)

工作材料出納簿

品名	単位	備考	高				備考		
			受入高		拂出高			残高	
			数量	價格	数量	價格		数量	價格
年月日	摘要	工作番号	單價	円	円	円	円		

- 備考
- 口座は、品名ごとに設ける。
 - 受入高の欄には、工場渡の科目又は使用拂の科目をもつて貯蔵品より拂い出されたものを記載する。
 - 備考欄には、直接材料、間接材料の区別を記入する。
 - この帳簿は、部局長において利便と認めるときは、適宜変更することができる。

第四号様式 (第八條)

副生品出納簿

品名	単位	備考	高				備考		
			受入高		拂出高			残高	
			数量	價格	数量	價格		数量	價格
年月日	摘要	見積單價	單價	円	円	円	円		

- 備考
- 口座は、品名ごとに設ける。
 - 受入高欄には発生額を、拂出高には利用額又は賣拂額を記入する。
 - 摘要欄には、上記の受持事由別を記載する。
 - 利用したときは、工作番号、工作品名を明記する。

第五号様式 (第九條)

落成品出納簿

品名		単位				備考
年月日	工作番号	受入高		拂出高		
		数量	價格	数量	價格	
		円	円	円	円	

- 備考 1. 口座は、品名ごとに設け、貯蔵品、事業品、会計外委託品をそれぞれ区別する。
 2. 単價は、落成品原價を記入する。
 3. 備考欄には、引渡先その他を記入する。

減價償却費整理簿

資産名		台帳價格	残存價格	基本償却額
取得年度	耐用年度	數量		
年月日	償却月額	償却額累計	現在價格	備考
	円	円	円	

- 備考 1. この帳簿の價格は、固定資産台帳とすべて同様である。
 2. 機械、器具については、残存價格、耐用年度、基本償却額は、部長の定めた額を記入する。
 3. 基本償却額の欄には、総償却額を記入する。
 4. 年月日の欄には、毎月、間接費整理簿に掲示する月日を記入する。
 5. 現在價格の欄には、台帳價格から償却累計額を差し引いた價格を記入する。
 6. 備考欄には、機械器具についてのみ、操業度その他により償却月額を変更したときに、その事由及び計算の基礎を記入する。

第六号様式 (第十條)

第七号様式 (第十一條)

昭和 年 月 日	出納科目	所属費目	工場長官職氏名		物品整理区分	
			氏名	職名		
昭和 年 月 日 出納命令官あて						
下記の通り工作しました。						
品名	單位	數量	單價	合計價	備考	
			円	円		
價格内訳						
工作番号	直接費			間接費		落成品價
	工作材料	俸給等	その他	乗率	配賦額	
	円	円	円	円	円	円
摘要	工作材料		工作費		落成品價	
	円	円	円	円		

- 備考 1. この様式中二重線以上の欄は、この報告書を納入命令書に代用する場合に使用する。
 2. 所屬費目は、工作命令書に記載しあるものを轉記する。
 3. 價格内訳欄は、工作原價計算簿より轉記する。
 4. 摘要の工作材料及び工作費の欄は貯蔵品工作の場合のみ用いる。

第八号様式 (第十二條)										
工 場 長		年 日		日 発 行		備 考				
職 場 主 任		年 日		日 発 行		備 考				
担 当 者		年 日		日 発 行		備 考				
下記の通り工作(手直)されたもの。 工作(手直)命令書 支出科目										
品 名	数 量	潜 手 年 月 日	完 成 予 定 日	完 成 日	備 考	設 計 大 要				
						種 別	数 量	價 格	備 考	
使 用 材 料						品 名	数 量	單 價	合 計 價 格	備 考
價 格										
副 生 品						種 別	数 量	價 格	備 考	備 考

備考 1. この命令書は、工作の都度工作品ごとに発行し、番号は一連番号を附する。
 2. 引渡先欄には、工作が完了した後引渡すべき箇所を、支出科目の欄には、工作請求書により当該工作のために支出科目を轉記する。
 3. 着手年月日及び完成日は、職場主任が記入する。
 4. 備考欄には、当該工作に必要な工具等を記載する。但し、別紙設計図等を添付することができる。
 5. 設計大要の欄には、工作設計の大要を記入する。但し、別紙設計図等を添付することができる。
 6. この様式は、必要があるときは、工場長に於いて適宜変更することができる。

第九号様式 (第十六條)

工作原價計算簿											
年月日	工作番号	工作品名	直 接 費				間 接 費		落 成 品 (未 成 品)		原 價
			工 材	作 休	給 諸	其 他	計	乗 率	配 賦 額	総 原 價	
			円	円	円	円	円	円	円	円	円

備考 1. 工作材料の欄には、工作材料出納簿の拂出の物品の価格を記入する。
 2. 俸給諸手当及びその他の欄には、直接費整理簿より轉記する。
 3. 未成品原價の算定方法は、(直接費+直接費×間接費配賦率)である。未成品直接費の算出不能のときは、その仕上り程度を推定して算出する。
 4. この帳簿は、品名ごとに別口座とすることができる。

第十号様式 (第二十條)

直接費整理簿								備 考
年月日	工作番号	工作品名	材 料 費		人 件 費		合 計	
			材 料	其 他	俸 給 諸 手 当	其 他		
			円	円	円	円	円	

備考 1. この帳簿は、工作命令書番号別に直接費に属するものを整理記入する。
 2. 材料費の欄には、工作命令書に記載しある使用材料、部品等を記入する。
 3. 人件費の欄には、工作命令書に記載してある工作担当者名により関係書類から算出して記入する。

間接費整理簿

年月日		摘要	支出額	備考
		項目	「何々」	
			円	

第十一号様式 (第二十條)

- 備考 1. この帳簿の口座は、工作費支弁物件費、人件費及び減価償却費を区別して設ける。
 2. 支出額の欄には、俸給諸手当、電燈電力料、ガス水道料、事務費、修理費等を関係費類から轉記する。

間接費過不足計算簿

何年 何月分	工作費支出人件費		工 作 費		支 出 物 件 費			減價償 却月額	合 計	配 賦 額	過 足 額	備 考
	俸 給 諸 手 当	其 他	電 力 料	ガ ス 水 道 料	事 務 費	修 理 費	材 料 費					
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

第十二号様式 (第二十條)

- 備考 1. この帳簿は、間接費整理簿の各項目の月計により登記する。
 2. 工作費支出人件費の欄には、間接費に属する工場職員の俸給、手当、放費等を記入する。
 3. 工作費支出物件費の欄には、工作勘定支弁による間接物件費を区別記入する。貯蔵品から使用拂をうけた間接材料は、この欄に記入する。
 4. 配賦済額の欄には、工作原価計算簿により配賦済額の月計を登記する。
 5. 過不足額の欄には、間接費実費合計額と予定配賦済額との差額を記入する。但し、不足額は朱書する。
 6. この帳簿は、部長長において利便と認めるときは、適宜変更することができる。

年
次
目
錄

年
次
目
錄

郵政法規類集

會計編

年次目錄

告

示

二月

第一

七

號

號

郵便電信事業及燈標設置ニ關スル金錢物品獻納許可ノ件

七七一

明治二十二年

勅

令

六月

第八

四

號

號

物品會計規則
豫定經費算出概則

九一七
八六

明治二十三年

法

律

一月

第七

三

號

號

保管金規則
集配員角燈圖式

七七三
一〇四六

年次目錄 明治二十年—明治二十二年

年次目錄 一

明治二十四年

勅令 三月 第二七號 宿直又ハ徹夜勤務者ノ食料給與及特別文具ニ關スル件 九一九
 大藏省訓令 八月 第六八號 各年度歳入調定濟額ニシテ翌年度六月三十日迄ニ收入整理ヲ了セサルモノノ取扱方 三九〇

明治二十五年

大藏省訓令 四月 第二五號 繰越ニ係ル歳入調定濟額中收入未了ノモノノ整理方 三九二
 五月 第三〇號 出納官吏検査規定 五九九
 五月 第三五號 出納官吏ハ何時タリトモ金櫃帳簿ノ検査ニ應スル件 五九八

明治二十六年

勅令 十二月 第二六一號 政府ノ債務ニ對シテ差押命令ヲ受ケタル場合ニ於ケル會計上ノ規程 五四〇
 公達 六月 第二八九號 鐵道郵便車室内椅子雛形 一〇四六
 指令 四月 官房財務課 納入告知書ヲ再發シタルトキ調定濟額處理方ノ件 三八七

明治二十七年

大藏省令 二月 第二號 政府第三債務者トシテ差押ヘラレタル債務額ノ仕拂停止仕拂執行及供託ニ關スル手續 五四二
 會計検査院決議 一月 官廳間收支過誤整理方ノ件 三八五

明治二十八年

指令 三月 大藏大臣照會 地方廳へ引續キタル歳入金ノ調定額整理方ノ件 五一一
 十一月 函館郵便電信局 尺度購入方ノ件 九二二

明治二十九年

告知 三月 火鉢其他改造方 九二七

明治三十年

大法 三月 第二一號 國稅徵收法 四八五
 大藏省令 六月 第一〇號 國稅徵收法施行細則 四九五
 指令 八月 通信省通信局 指定郵便局及特定郵便局運送及集配受負料等所得稅課否ノ件 五六八

明治三十一年

大藏省訓令 二月 第一二號 歳入繰越計算表様式 三九二

明治三十三年

勅令 八月 第三二九號 救恤又ハ學藝技術獎勵寄附金保管出納ニ關スル件 八〇一

明治三十五年

勅令	四月第一三五號	國稅徵收法施行規則	四九一
公達	三月第二四一號	鐵道郵便夜間機械受渡目標裝置ノ件	一〇四六

明治三十七年

法律	四月第一七號	記名ノ國債ヲ質權ノ目的ト爲ストキ民法第三百六十四條ノ規定ヲ適用セサルノ件	一一五三
大藏省訓令	一月第三號	收入官吏歳入歳出外現金出納ノ職務兼掌ノ件	五九七

明治三十八年

指令	七月	廣島郵便局長	五六九
指令	七月	渡切經費ニ所得稅課否ノ件	五六九

明治三十九年

法律	三月第六號	國債整理基金特別會計法	一八五
----	-------	-------------	-----

明治四十年

法律	四月第三四號	租稅其ノ他收入徵收處分囑託ノ件	五〇九
通達	十月	甲乙兩廳間ニ於ケル歳入金取扱方	三八六

明治四十一年

勅令	十一月第二八七號	保證金其ノ他ノ擔保ニ充用スル國債證券等ノ價格	一一五二
----	----------	------------------------	------

明治四十二年

法律	三月第八號	登錄國債ノ擔保充用方	一一五一
令	二月第四號	郵便電信電話ニ關スル滯納料金徵收規則	五〇七
達	三月第二五〇號	郵便電信電話料金滯納者財產差押證票取扱規程	五〇九
逕	二月	仕拂命令ノ宛名記載方ノ件	五三七
逕	六月	仕拂命令及仕拂通知書等ノ宛名ニ法人名記載方ノ件	五三七
官報	六月	仕拂命令仕拂通知書及金額氏名表並ニ納入告知書等宛名ニ法人名記載ノ件	三八七

明治四十三年

勅令	九月第三四〇號	入札又ハ契約ニ關シ保證金ヲ徵スヘキ規定オキ場合ニ於テモ必要ヲ認メタルトキハ之ヲ提供セシメ得ルノ件	七二七
通達	三月第三三號	工作物ノ新築、増築、改築、移築、移轉、模様替及修繕ノ區分方	七二七
逕	十二月	歳入徵收報告書提出方ノ件	三八八
逕	八月	納入告知書ニ金額及收入ノ目的並記發行方ノ件	三八七
逕	九月	鐵匣ニ格納ニ要スル物件種目一定方ノ件	九二四
逕	十二月	指定郵便局及特定郵便局不用品賣却代金處理ノ件	五六八

明治四十四年

法律	四月	第五八號	租稅外諸收入金整理ニ關スル件	五一〇
命令	四月	第一二一號	明治四十四年法律第五十八號施行規則	五一〇
命令	十月	第三五號	登錄稅又ハ手數料トシテ納ムル收入印紙ノ消印ニ關スル件	四〇五
命令	四月	第一七號	貸付金取扱規程	五一〇
示	五月	第五四七號	逓信博物館陳列品寄贈及出品手續	九二一
示	十月	逓經主第三九六七號	書類ニ貼付シタル收入印紙ノ消印等ニ關スル件	四〇五
示	十二月	逓經管第二七七三號	土地寄附ニ對スル價格ニ關スル件	七七一

明治四十五年

通令	三月	通業第一二二〇號	自動番號器使用ニ關スル件	一〇四五
指答	二月	大阪管理局	遺失郵便物ノ返還ヲ受クル場合ニ於ケル報勞金ノ件	五三九
指答	六月	札幌逓信管理局	出納官吏現金出納簿記帳方ノ件	五九八
公達	八月	第七號	火災水害其他非常災害ノ際郵便柱函郵便掛函又ハ電話機等持退キ保護盡力シタル者ニ手當給與方ノ件	五三八
公達	十月	逓經主第九九五號	保證擔保充用國債證券受拂高報告ヲ年末現在高報告ニ改正ノ件	一一五三

大正二年

公達	一月	第六號	逓信局ニ於テ郵便切手ヲ以テ料金ヲ收納シタルトキ消印方ノ件	四〇六
指答	五月	通業第二六四三號	指定郵便局及特定郵便局ニ於テ行囊封鉛使用方ノ件	一〇四五
指答	四月	東京逓信管理局	水火其ノ他避クヘカラサル災害ニ因リ電話番號簿滅失シタルトキ代品交付ノ件	一〇四五

大正三年

公達	六月	第三一四號	特別文具使用規程	九二一
指答	八月	第三八〇號	登錄稅又ハ手數料トシテ納付ヲ受クル收入印紙ノ消印等ニ關スル件	四〇五
指答	九月	四部逓信局長	規定外ノ特別文具使用方ノ件	九二三
指答	十一月	東部逓信局長	特別文具使用方ノ件	五二三

大正四年

公達	三月	官經主第六九〇號	歳入徵收報告書中現金拂込仕譯記載方ノ件	三八八
----	----	----------	---------------------	-----

大正五年

法律	一月	第二〇號	國庫出納金總數計算法	一六二
法律	三月	第一〇號	證券ヲ以テスル歳入納付ニ關スル件	三九五

勅令	十二月 第二五六號	歳入納付ニ使用スル證券ニ關スル件	三九五
省令	十二月 第七二號	郵政省及電氣通信省主管ノ歳入中證券ヲ以テ納付シ得ルモノノ種目及制限等ノ件	四〇三
大藏省令	十二月 第三〇號	證券ヲ以テスル歳入納付ニ關スル制限	三九七
大藏省令	十二月 第三二號	證券ヲ以テスル歳入納付ニ關スル法律施行細則	三九八
大藏省訓令	十二月 第一三三號	證券ヲ以テスル歳入納付ニ關スル法律實施ニ付取扱方心得	四〇二
通牒	四月 官經主第三九六號ノ二	國庫出納金端數計算法ノ適用方ニ關スル件	一六三
通牒	十二月 官經主第三五九〇號	歳入金證券納付ニ關スル件	四〇四

大正六年

通牒	三月 官經主第三五四號	租稅外諸收入金ヲ貸付金ニ編入方ニ關スル件	五一四
----	-------------	----------------------	-----

大正七年

指令回答	二月 東部逓信局	特別文具規程外物品使用ノ件	九二三
------	----------	---------------	-----

大正八年

省令	二月 第三三號	郵政省及電氣通信省ノ出納員トナルヘキモノ及其現金出納ニ關スル件	五九八
通牒	三月 郵第五三九號	機械受渡墜落郵便物拾得者ニ對スル報勞金ノ件	五三九

指令回答	八月 郵第二六五〇號	指定郵便局及特定郵便局渡切經費ノ殘高ニ對シ所得稅賦課ニ關スル件	五六八
指令回答	九月 調第一二八八號	寄附物件聽許ニ關スル件	七七一
指令回答	五月 官房經理課長	國稅徵收法ノ規定ニ依リ政府カ第三債務者トシテ債權差押通知ヲ受ケタル場合取扱方ノ件	五五一

大正十年

公達	三月 第二四五號	入札又ハ契約保證金以外ノ擔保トシテ現金又ハ國債ヲ提供セシムル場合ニ於ケル取扱ニ關スル件	七八三
----	----------	---	-----

大正十一年

省令	四月 第三二號	郵政官署現金受拂規則	六〇一
大藏省令	二月 第五號	保管金取扱規程	七七三
大藏省令	二月 第六號	預金部預金取扱規程	七八四
大藏省令	二月 第七號	政府所有有價證券取扱規程	一一一九
大藏省令	二月 第八號	政府保管有價證券取扱規程	一一二二
大藏省令	二月 第一〇號	日本銀行政府有價證券取扱規程	一一三二
大藏省令	三月 第一號	會計規則及各特別會計規則ノ規定ニ依ル帳簿書類ノ様式	九一
大藏省令	四月 第三號	一般ノ競争ニ加ラムトスル者ニ必要ナル資格ニ關スル件	七二八
大藏省令	四月 第八號	歳入年度等誤謬ノ場合訂正手續	三八九
大藏省令	五月 第四號	會計法規ニ基ク出納計算ノ數字及記載事項ノ訂正ニ關スル件	一六一

司法省	十二月	第五八號	寄託又ハ供託セル國債證券附屬利札盡了ノモノノ特別取扱規程	一一四七
大藏省	三月	第一五號	日本銀行ニ於テ爲ス供託事務ノ取扱ニ關スル件	九一六
大藏省	四月	第一五號	政府ト私人トノ債務ノ相殺アリタル場合ニ於ケル歳入徵收官ノ事務取扱方	三八四
大藏省	六月	第二四號	雜種財產取扱規程	一一四六
大藏省	三月	第一號	政府有價證券移送保管手續	一一五一
大藏省	五月	第五二九號	小切手用紙保管規程	一六五
大藏省	三月	第三五五〇號	作業益金及資金ノ過剩金國庫内移換手續	一八四
大藏省	八月	熊本遞信局	數字其ノ他ノ訂正ニ關スル件	一六一

大正十二年

勸業省	十月	第四三九號	恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則(沿革)	三八三
勸業省	十二月	第三〇號	恩給金額分擔及國庫納金收入等事務取扱規則(沿革)	三八三
勸業省	二月	查第二三四號	收入支出事務ノ完了ニ關スル件	三八七
勸業省	五月	查第七〇五號	繰替拂證券用紙ノ保管方ニ關スル件	一六七
勸業省	五月	查第七七七號	歳出支拂未済繰越金ヲ歳入ニ組入方ニ關スル件	三九四
勸業省	七月	查第一一三五號	政府保管有價證券ニシテ政府ノ所得ニ歸シタルモノノ取扱方ノ件	一一二四

大正十三年

通	七月	查第一一二六號	小切手ニ對スル償還請求等取扱方ノ件	五三八
通	十月	郵第二九四〇號	通信事業專用車輛ニ關スル件	九二六

指令	七月	司法大臣官房會計課長	保管金支拂ノ爲に出シタル小切手ヲ受取人ニ於テ喪失セシ場合等ノ取扱方ニ關スル件	七八一
指令	九月	通信局長	通信事業專用車輛ニ内務省警察取締法規適用有無ノ件	九二六

大正十四年

司法	三月	第二五號	預金部預金法	七八三
司法	十月	第八一九號	自轉車及自動自轉車設備規程	九二四
司法	三月	查第一六六號	小切手支拂未済金ノ歳入組替及償還支拂ニ關スル處理方ノ件	五九七
司法	十二月	警第五八三三號	本省用地境界石標ニ關スル件	一一四五
司法	一月	陸軍省經理局長	貸付金ノ取扱ニ關スル件	五一
司法	六月	司法大臣官房會計課長	保管金隔地者拂ノ場合其ノ小切手振出日附ヨリ一年ヲ經過シタル爲該資金ヲ預金ニ受戻方ノ件	七八三

大正十五年

大藏省	三月	第五號	歳入徵收官ノ歳入金月計突合表證明ニ關スル件	三八九
大藏省	二月	警第七四九號	各局合用敷地取得實測圖提出ノ件	一一四四

昭和二年

通	九月	查第一九四六號	政府ノ債務ニ對シ差押命令ヲ受クル場合會計上ノ規程ニ關スル件	五四一
通	九月	查第二〇九三號	政府ニ擔保トシテ提供セル國債證券ノ利札收取ニ關スル件	一一三一

昭和六年

法	律	三月 第八號	特別會計ノ恩給負擔金ヲ一般會計ニ繰入ルルコトニ關スル件	一八一
勅	令	三月 第九號	特別會計ニ於ケル管轄費ニ關スル件	一八三
勅	令	七月 第二〇三號	特別會計ノ恩給負擔金ヲ一般會計ニ繰入ルルコトニ關スル法律ノ施行ニ關スル件	一八一
大	藏省令	七月 第二七號	特別會計ノ恩給負擔金ヲ一般會計ニ繰入ルルコトニ關スル法律施行事務取扱細則	一八二
通	謀	四月 第五九七號	各局合用敷地取得ニ際シ寫眞提出方ノ件	一二四四

昭和七年

法	律	六月 第八號	昭和七年度以降國債償還資金ノ繰入一部停止ニ關スル件	一八六
---	---	--------	---------------------------	-----

昭和九年

通	令	三月 第四七八號	認定處理未済ノ亡失及毀損物品處理ニ關スル件	一〇四五
指	答	九月 第一二一七號	官廳カ拾得シ國庫ニ歸屬シタル遺失物ノ取扱ニ關スル件	三八五
決	議	五月 第三九九號	經理局長掌理國有財産整理主任配置ノ件	一二四五

昭和十年

通	令	十一月 郵業第九六五號	自轉車及自動自轉車設備規程中改正ニ關スル件	九二六
指	答	一月 廣島逓信局長	郵便函持退手當給與方ノ件	五三九

昭和十一年

大	藏省令	五月 第一二號	供託又ハ寄託セル國債ノ償還金ヲ以テ爲ス代リ國債ノ買入ニ關スル特別取扱規程	一一四七
通	謀	十月 查第三一〇九號	契約保證金其ノ他擔保トシテ提供セル外貨表示有價證券ニ關スル件	一一五三

昭和十二年

公	達	三月 第一六一號	船舶内通信官署職員服制	一〇七六
---	---	----------	-------------	------

昭和十三年

法	律	五月 第八七號	本邦内ニ於テ募集シタル外國債ノ條件ニ關スル件	七二五
勅	令	五月 第三八九號	昭和十三年法律第八十七號ノ適用ヲ受クル外國債ノ條件ニ關スル件	七二五
通	謀	五月 督第一四六一號	各局合敷地取得ノ際ニ於ケル地質調査ニ關スル件	一二四四
		七月 查第三一五六號	郵便私書函使用者遺失等ノ場合ニ於ケル辨償責任ニ關スル件	一四五
		八月 查第四三一六號	遺失物ニシテ國庫ニ歸屬シタル場合ニ於テ拾得者ニ謝禮金支出方ノ件	五三九
		十一月 查第四二八六號	一時恩給又ハ之ニ類スル退職給與等ニ對シ課セラルル所得稅徵收手續ニ關スル件	五五一

昭和十四年

大	藏省令	六月 第二六號	明治四十一年勅令第二百八十七號第二項ノ規程ニ依リ國債ノ發行價格ニ加算スヘキ金額ニ關スル件	一一五二
---	-----	---------	--	------

昭和十八年

勅 令 三月 第三二二一號

經理事務ノ簡捷ヲ圖ル爲錢位未滿ノ國庫金ニ付特別ノ取扱ヲ爲スノ件

一六四

七月 第六一八號

昭和六年法律第八號ニ依リ各特別會計ヨリ一般會計ニ繰入ルル金額ノ計算ニ關スル特別ノ件

一八二

大藏省 令 五月 第三三八號

錢位未滿國庫金取扱規程

一六四

六月 計第一五八八號

國庫内ニ於ケル移換ニ依ル歳入金ノ受入又ハ歳出金ノ支出ニ關スル錢位未滿ノ金額ノ處理要領ノ件

一六五

八月 計第一七七七號

政府保管有價證券寄託替ニ關スル件

一一二五

昭和十九年

逓送法 律 二月 第一二二號

簡易生命保險及郵便年金特別會計法

二四七

六月 第四〇八號

簡易生命保險及郵便年金特別會計規則

二四八

四月 第二五九號

簡易生命保險及郵便年金特別會計事務規程

二五九

昭和二十年

勅 令 九月 第五四二號

日本帝國憲法第八條第一項ニ依リポツダム宣言受諾ニ件ヒ發スル命令ニ關スル件

一一五五

十月 第五八六號

出納官吏ノ辨償責任免除ニ關スル件

五九九

昭和二十一年

憲法 十一月 第六〇號

日本國憲法(第七章) 政府の契約の特例に関する法律

七〇七

十一月 第五五八號

予算決算及び會計令臨時特例

八六

九月 第一一號

連合國占領軍の発行する弗表示軍票の取締等に関する件

一一五六

十一月 第一二七號

逓信省一般會計事務規程

一六九

十一月 第一二七號

逓信省一般會計物品事務規程

九三一

昭和二十二年

法律 三月 第二七號

所得税法(抜萃) 財政法

二二

三月 第三四號

會計法

一七

三月 第三五號

會計検査院法

八六

四月 第七三號

大藏省預金部等の債権の條件変更等に関する法律

七九八

十一月 第一二九號

政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律

七一一

十二月 第一二九號

物品の無償貸付及び譲與等に関する法律

九一七

一月 第一一號

昭和二十一年法律第六十號政府の契約の特例に関する法律の施行に關する勅令

七〇八

三月 第六八號

大正五年勅令第二百五十六號歳入納付に使用する証券に關する件の特例

三九六

四月 第一六五號

予算決算及び會計令の特例

二六